

第百三回 参議院内閣委員会會議録第四号

昭和六十年十二月十日(火曜日) 午後一時三十一分開会

委員の異動

十二月七日

辞任

志村 哲良君

福間 知之君

十二月十日

辞任

穂山 篤君

小野 明君

補欠選任

川原新次郎君

矢田部 理君

補欠選任

和田 静夫君

村沢 牧君

出席者は左のとおり。

委員長

亀長 友義君

理事

大島 友治君

曾根田郁夫君

野田 哲君

原田 立君

委員

板垣 正君

岡田 広君

川原新次郎君

源田 実君

沢田 一精君

堀江 正夫君

森山 眞弓君

村沢 牧君

矢田部 理君

和田 静夫君

太田 淳夫君

内藤 功君

柳澤 鍊造君

国務大臣

大蔵大臣

厚生大臣

農林水産大臣

通商産業大臣

運輸大臣

郵政大臣

労働大臣

建設大臣

自治大臣

国務大臣

(総務庁長官)

国務大臣

(経済企画庁長官)

政府委員

内閣審議官

臨時行政改革推進審議会事務局次長

総務庁長官官房長

総務庁長官官房審議官

総務庁長官官房審議官

総務庁行政監察局長

経済企画庁調整局長

経済企画庁国民生活局長

経済企画庁調査局長

科学技術庁原子力安全局長

大蔵大臣官房総務審議官

大蔵大臣官房審議官

大蔵大臣官房審議官

竹下 登君

増岡 博之君

佐藤 守良君

村田敬次郎君

山下 徳夫君

左藤 恵君

山口 敏夫君

木部 佳昭君

古屋 亨君

後藤田正晴君

金子 一平君

海野 恒男君

山本 貞雄君

藤江 弘一君

百崎 英君

米倉 輝君

竹村 晨君

赤羽 隆夫君

横溝 雅夫君

丸茂 明則君

辻 栄一君

北村 恭二君

大山 綱明君

大蔵省主計局次長

大蔵省理財局次長

大蔵省銀行局長

大蔵省国際金融局長

厚生大臣官房審議官

厚生省生活衛生局長

林野庁長官官房審議官

通商産業大臣官房審議官

通商産業省通商政策局次長

通商産業省貿易局長

通商産業省生活産業局長

資源エネルギー庁長官官房審議官

中小企業庁長官官房審議官

運輸政務次官

運輸省航空局技術部長

郵政省電気通信局長

労働大臣官房長

建設大臣官房長

建設大臣官房総務審議官

建設省都市局長

建設省住宅局長

消防庁次長

常任委員会専門員

小粥 正巳君

中田 一男君

吉田 正輝君

行天 豊雄君

内藤 冽君

北川 定謙君

田中 恒寿君

松尾 邦彦君

鈴木 直道君

村岡 茂生君

浜岡 平一君

達坂 国一君

木下 博生君

小里 貞利君

大島 士郎君

澤田 茂生君

岡部 晃三君

高橋 進君

佐藤 和男君

牧野 徹君

渡辺 尚君

井上 孝男君

林 利雄君

法務省刑事局刑事課長

大蔵省主計局主計官

中小企業庁計画部計画課長

労働省職業安定局雇用政策課長

建設省住宅局建築指導課長

日本銀行副総裁

原田 明夫君

竹内 克伸君

長田 英機君

井上 文彦君

立石 眞君

三重野 康君

参考人

日本銀行副総裁

三重野 康君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(亀長友義君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十二月七日、福間知之君及び志村哲良君が委員を辞任され、その補欠として矢田部理君及び川原新次郎君が選任されました。

また、本日、小野明君及び穂山篤君が委員を辞任され、その補欠として村沢牧君及び和田静夫君が選任されました。

○委員長(亀長友義君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案の審査のため、本日の委員会に日本銀行副総裁三重野康君を参考人として出席を求め、ことに御異議ございませんか。

〔異議なしと仰ぶ者あり〕

○委員長(亀長友義君) 御異議ないと認め、さよらう決定いたします。

○委員長(亀長友義君) 許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案を議題とし、前回に引き続き質疑を行います。

○村沢牧君 私は、合板、木材関係の関税引き下げに關連して国内法規制緩和等について質問いたします。

本年四月に決定した対外経済対策では、合板等の関税引き下げについて、財政、金融その他所要の措置を講じ、その進捗状況を見つつ、おおむね三年目から関税の引き下げを行うべく前向きに取り組むという方針を決定したわけでありませう。その後、国会答弁でも総理以下関係大臣はこのことを繰り返してまいりました。ところが、森林・林業、木材産業の活性化対策を何ら講ずることなく、七月末策定した行動計画では、六十二年四月から合板等の関税を引き下げる決定をしました。このことは対外経済対策やその後の国会答弁を無視したものではありませんか。

○國務大臣(佐藤守良君) 村沢先生にお答えいたします。先生御存じのことですが、七月三十日のアクションプログラムの骨格の決定の際、森林・林業及び木材産業の活力を回復させるための対策を本年度から五カ年にわたり、総額千五百億円、国費五百億円、融資枠一千億円を講ずるとされたことに關連しまして、合板等の関税引き下げ時期を明示したものでございます。国内対策につきましましては、その後、具体的な内容につき検討を進め、先般その全体計画を決定したところであり、現在、事業の実施に係る計画策定等に着手しているところでございます。関税引き下げに当たっては、これらの対策を実施するとともに、その他の森林・林業に係る諸施策を推進し、これらの進捗状況を見つつ対処していく考えでございます。

○村沢牧君 七月のアクションプログラムの際に決定した、六十二年四月から関税の引き下げをする、この決定当時においては活性化対策というのは何ら示されておられない。今大臣から答弁があったような活性化対策を何ら講ずることなく関税の引き下げの時期だけを先に決定した。このことは間違いないですね。

○國務大臣(佐藤守良君) 今申し上げたことですが、本年度から五カ年にわたりまして総額千五百億円、国費五百億円、融資枠一千億円を講ずることになったことに關連しまして、合板等の関税引き下げ時期を明示したわけでございます。そんなことで、国内対策については先ほど言ったようなことではございますが、具体的内容につき検討を進め、先般その全体計画を決定したところでございます。現在、事業の実施に係る計画作成等に着手しているところでございます。

○村沢牧君 その一千億あるいは五百億という活性化対策を決定したのはいつですか。

○國務大臣(佐藤守良君) 七月三十日に決定いたしました。大枠が七月三十日に決定いたしました。

○村沢牧君 林野庁長官に聞きますけれども、一千億融資、五百億の国費を決定したのは七月三十日ではないですか。

○政府委員(田中恒寿君) そのとおりでございます。

○村沢牧君 それが決めたのは十一月じゃないですか。一千億の融資と五百億の国費を七月三十日に決定したんですか。

○政府委員(田中恒寿君) そのとおりでございます。

○村沢牧君 ここに私は「森林・林業、木材産業活力回復五カ年計画(昭和六十年十一月 農林水産省)」という印刷物を持っている。これは七月決定したんですか。

○政府委員(田中恒寿君) 七月三十日に決定いたしましたのは大枠、千五百の枠でございます。その

○村沢牧君 七月に決めたこの活性化五カ年計画では、これも林野庁の資料にあるが、今申し上げましたように融資枠千六百十億、国費八百五十億、千億じゃないですか。

○政府委員(田中恒寿君) いや、千五百億でございますが……

○村沢牧君 七月に決めたこの活性化五カ年計画では、これも林野庁の資料にあるが、今申し上げましたように融資枠千六百十億、国費八百五十億、千億じゃないですか。

○政府委員(田中恒寿君) 私ども、今後五カ年計画の推進に鋭意努力してまいり所存でございますが、合板の引き下げにつきましては六十二年四月から引き下げる、こういう具体的な目標を設定いたしました。これに關連する諸施策を効果あらしめるべく最大限努力をいたしまして、引き下げ得るようにより取り組んでまいりたいと思っております。

○村沢牧君 努力することはわかっているけれども、関税の引き下げの時期は六十二年四月、もうこの時期は決定しておる、これを動かすことはできない、そういうことですね。

○國務大臣(佐藤守良君) そのとおりでございます。

○村沢牧君 総理は、十二月一日の政府・与党首脳会議で、木材の関税引き下げの前倒し実施について千五百億円支出しておるので、十二月中に具

○國務大臣(佐藤守良君) お答えしますが、実は先ほどの関税引き下げ、率につきましては国内対策実施状況を見ながら考慮することを考えておりますが、実施につきましては六十二年四月で間違いございません。そういうことでございます。

○國務大臣(佐藤守良君) 中曾根総理というのは、いつもお答えしていますが、農林施策に非常

○國務大臣(佐藤守良君) 中曾根総理というのは、いつもお答えしていますが、農林施策に非常

○國務大臣(佐藤守良君) 中曾根総理というのは、いつもお答えしていますが、農林施策に非常

○國務大臣(佐藤守良君) 中曾根総理というのは、いつもお答えしていますが、農林施策に非常

○國務大臣(佐藤守良君) 中曾根総理というのは、いつもお答えしていますが、農林施策に非常

○國務大臣(佐藤守良君) 中曾根総理というのは、いつもお答えしていますが、農林施策に非常

○國務大臣(佐藤守良君) 中曾根総理というのは、いつもお答えしていますが、農林施策に非常

○國務大臣(佐藤守良君) 中曾根総理というのは、いつもお答えしていますが、農林施策に非常

○國務大臣(佐藤守良君) 中曾根総理というのは、いつもお答えしていますが、農林施策に非常

○國務大臣(佐藤守良君) 中曾根総理というのは、いつもお答えしていますが、農林施策に非常

○國務大臣(佐藤守良君) 中曾根総理というのは、いつもお答えしていますが、農林施策に非常

○國務大臣(佐藤守良君) 中曾根総理というのは、いつもお答えしていますが、農林施策に非常

に理解ある方でございます。そういうことは万  
万ない、私との約束におきまして、六十二年四  
月を必ず待って実行するものと確信しておるわけ  
でございます。

○村沢牧君 ところで、大臣から今話がありました  
関税率の引き下げの率についてはどういように  
考えていますか。

○政府委員(田中恒寿君) 関税の時期につきま  
しては六十二年四月一日ということを進んでいま  
るわけでございますが、率につきましては、林業関  
係の諸対策のぐあい、その他関連業界の景況、業  
況と申しますか、そういうものの今後のぐあい等  
を十分見て最終的に判断してまいりたい、国内対  
策のぐあいとそういう業界の景況、業況等を総合  
勘案いたしまして、率につきましては決定をして  
いきたいと考えております。

○村沢牧君 関税の引き下げの率については、今  
申しました五カ年計画の進捗状況を見て決める  
と、そういうふうな理解してよろしいですか。

○政府委員(田中恒寿君) 国内対策の状況並びに  
関連業界の業況等の諸事情等々を見て決めてま  
いりたいと思っております。

○村沢牧君 農林水産省は、先ほど申しましたよ  
うに十一月八日、正式に発表したわけですけれど  
も、「森林・林業、木材産業活力回復五カ年計画」  
の資金枠と内容を発表しました。しかし、その資金  
枠、内容とも極めて不十分なものであり、この程  
度のもので林業の川上から川下に至るまでの活性  
化ができるとは到底思わなければならず、これをも  
って関税引き下げや輸入拡大をしても大丈夫だ  
と、そういう自信をお持ちですか。

○政府委員(田中恒寿君) ただいまお話を申し上げ  
ております千五百億円の活性化五カ年計画でござ  
いまして、これは特別に講ぜられる措置でござ  
いまして、これらの措置と関連いたしまして、そ  
の他にも森林・林業にかかわる従来からの諸施策  
があるわけでございます。これを推進することは  
もちろん当然といたしまして、さらに業界の自主  
努力も大いに期待するところでございますが、そ

ういうものが相まちまして相当の効果を上げ得る  
ものと考え、期待をしておるところでございます。

○村沢牧君 合板の関税引き下げについては財政  
措置を特に講ずる、そのための政府が財政支出を  
行ふんだということが当初から約束されており、  
与党の金丸幹事長と佐藤農林水産大臣の話し合い  
の中では、当初五千億だとか三千億だとか非常に  
気前のいい話が出た。しかし結局決まったのは、  
何回も言われているように、融資が千億で、これ  
に対する利子補給を中心として五百億の国費、し  
かもこれを五年間に分割してやるということなん  
です。そこで、六十二年四月から関税の引き下げ  
を行うとするならば、この少ない資金枠であつて  
も、あるいは五カ年計画といつても、財政的には  
六十年、六十一年度の二年間に傾斜配分して積  
極的な対策をしなければ、この活性化対策はでき  
ないが、それは予算的にはどうい計画になって  
いますか。

○政府委員(田中恒寿君) この五カ年計画は、六  
十二年四月からの関税引き下げを予定いたしまし  
て、それへの諸施策を講ずるものでございます。す  
で、六十年の補正並びに六十一年度の追加予算  
要求においては、そういう趣旨を踏まえて適切に  
対応してまいりたい、現在大変厳しい財政事  
情ではありますけれども、適切に対応してまいり  
たいと考えております。

○村沢牧君 極めて抽象的な答弁ですけれども、  
私の言うことはわかりませぬ。六十二年四月から  
関税の引き下げをする、それに間に合うように活  
性化対策をする。そうするとするならば、五カ年  
計画の全体枠としても六十年の補正予算、六十  
一年度予算に勝負をしなければならぬ。そのこ  
とはわかりませぬ。

○政府委員(田中恒寿君) 先生の御指摘なさいま  
す内容につきましては十分わかっておる次第で  
ございます。そういう趣旨を踏まえて、今後の  
の補正あるいは追加要求に対応してまいりたい  
ということでございます。

○村沢牧君 六十年の補正が決定するのは来年  
二月ごろにならうと思われけれども、六十一年度予  
算は既に林野庁も概算要求を出しておる。十二月  
末には予算が決定するだらうというふうに思いま  
すけれども、それに対してどういふふうな要求し  
たんですか。補正で幾ら、それから六十一年度予  
算で幾ら、どういふ形になっておるんですか、具  
体的に言ってください。

○政府委員(田中恒寿君) 物の考え方といひます  
か、どういふ事業をするか等々の内容についての  
相当な意思疎通と申しますか、打ち合わせをいた  
してありますけれども、まだはっきりした具体的  
な金額への要求まではいたしてございません。そ  
れに先立つ折衝を鋭意続けておる段階でございま  
す。

○村沢牧君 林野庁長官、六十一年度の予算はい  
つ決まるというふうな思われますか。またそんな予  
算の話もしてなくて一体どういふふうにするん  
ですか。

○政府委員(田中恒寿君) そのような折衝を重ね  
ておりますので、決まるときは一挙動で決め得る  
べく今打ち合わせをしておるところでございます。

○村沢牧君 大蔵省主計官がいらっしゃると思  
いますけれども、今お聞きのように国会でも総理が  
こういふ約束をして林野庁が計画を立てた。この  
計画は五カ年間であるけれども毎年同じように割  
っていけばいいというものじゃない。六十年から  
林野庁はやっていこうというふうな言っています  
から、六十年の補正、六十一年度の政府原案予  
算、これにうんと傾斜配分しなければならぬ。け  
れども、大蔵省としてはどういふ考え方を持っ  
ていますか。

○説明員(竹内克伸君) ただいま林野庁の方から  
お話がございましたように、私も常日ごろこの  
問題につきまわしていろいろ一緒に勉強いたしてき  
ておりますが、具体的な六十年及び六十一年度  
の問題につきましては、御案内のような厳しい財  
源事情でございますが、なるべく早く、よく林

野庁と相談してまいりたいというふうな考えてお  
ります。

○村沢牧君 林野庁からそういう予算要求があれ  
ば、今私が申しましたような趣旨を踏まえて大蔵  
省としては対処していく、そういう気持ちを持っ  
ているわけですね。

○説明員(竹内克伸君) ただいま申し上げました  
ように、財源事情が大変きつ状況にございま  
すけれども、よくよく林野庁と相談してまいりたい  
と思っております。

○村沢牧君 ところで、また農林水産省に伺うけれ  
ども、六十年からこの事業を実施する、したが  
って六十年補正予算でも対処すると言っていま  
すが、六十年補正予算が国会で承認をされるの  
は恐らく二月過ぎにならう。そうすると六十年  
度何が仕事できるんですか。

○政府委員(田中恒寿君) 今回の対策の主要な部  
門であります合板、製材等の業界対策におきま  
しては、どのような対策が講ぜられるかということ  
がわかりました後に、業界は自主的に事業を転換  
するの、あるいは廃業するの、どのような体  
制でもってこれからの関税引き下げに対応してい  
くか、経営改善をしていくか、体質強化をしてい  
くか、業界にそういうこと、のしかりした計画を  
つくってやらなければなりません。そういうし  
かりした計画を立てて整備と年次的にそういう  
再編事業を進めなきゃならないと思っておりますが、し  
たがいまして予算的にはそう大きくなくとも計画  
づくりというのは大変でございます。既にこれ  
は計画づくりの指示などもいたしておるところで  
ございます。

その他、間伐計画を繰り上げる、森林の整備計  
画を繰り上げる等につきましても、いろいろ事前  
の十分な調査研究等が必要でありますので、それ  
らが本年度中に相当行われるように今指導をして  
おるところでございます。

○村沢牧君 林野庁、一体何をたもたしている  
んですか。本年四月に對外経済対策を決めて、し  
かも七月決まった内容はみんな書いてあるんだ、

細かく。それをまたこれから検討して言っている。そんなことで一体林業の活性化はできるんですか。もう内容をこういうふうにして皆予算を割り振りしてあるじゃないですか。六十年度の補正予算で予算を計上してもらったって六十年度の三月までには使えないじゃないですか、できないじゃないですか。そんなゆっくりしていいんですか、六十二年の四月から関税の引き下げをするという方針はつきり決まっている中において。

○政府委員(田中恒寿君) 業界の再編は個々の経営者が自主的に判断する、それを基礎に計画をつくらなきゃなりませんし、またそういう判断も、国からどういふ施策が行われるかという具体像が相当明確になりませんと、業界としてもなかなか踏ん切りがつかないという事情もあるかと思えます。そういう点につきましては、お話しさせていただきます。そこは年初からそういういろいろなやりとりがなされております。その間では非常に過大な期待を持つ業界人もおりましたけれども、現下の事情でそういうことの到底不可能なことなどの説明も私どもしてまいりましたし、そういういろいろな行きつ戻りつの業界対私どもとの折衝もございまして、だんだんと考えも固まる、計画も固まってくるというふうな過程をたどっております。したがって、これからそういうものを踏まえまして私どもも補正を要求いたしますので、つきましては既に予算が使えないとか、困るといふようなことは決して私どもはないつもりであります。

○村沢牧君 私には予算が使えないと言っているんじゃないけれども、四月からこういうことをやろうと言っている、一生懸命いろいろのことを総理も要求したり、あるいは国会でも答弁しておたり、業界界からも強く要請があるんですよ。四月にやろうと言ったことが今日もってまだ具体的な計画も立たないなんてそんなのんびりした姿勢でいいんですか。大臣どうでしょう。

大臣はひとつお聞きしますが、大臣は、これまで

た新聞報道ですが、かつて林野庁は金があるからゆっくりやっているといるんだというように言われたことが新聞に出ていましたけれども、そういうことですか。

○国務大臣(佐藤守良君) 先生にお答えしますが、ちょっと私はそういうふうには言った記憶がないのでございますが、林野庁は非常によくまじめにやっておりますと御理解願いたいと思っております。そんなことで、実は千五百億というのは総枠が決まったわけではなく、それがどのような形で川下、川上対策がされるか、特に合板、製材関係、あるいは川上対策は間伐、補植その他いろいろ含めての話、林道をつくらたりとか。そんなことで、実は大体千五百億の金額が決まったときにはそのほかどんな事業をやるかという大まかな予定は合意に達した。

そんなことで、六十年度から緊急どうやっていくかというふうなことでいろいろ打ち合わせをしておるといふことです。率直に言いますと、六十年度の実施につきましては、大体大蔵省当局と総枠の話し合いはどうか合意に達しつつある。こんな感じがしておるわけでございますが、先ほど合板の事業等を含めていろいろなことがございまして、十分御期待に沿い得るような案ができてくる、このように考えておるわけでございます。

○村沢牧君 大臣、そういう答弁ですけれども、この計画にはもう内容が決まっているんです、どういふ事業には幾ら使うというところが、だから、そんな答弁しておったってだめなんです。時間がなにからまたいざれ追及してまいりますけれども……

そこで、合板、製材業が弱小企業で、御承知のとおり不況業種であります。多くの企業が赤字に苦しんでおるわけなんです。ただでさえ苦境に立たされておる木材産業でありますけれども、これが関税の引き下げによって外国製品の輸入が増加すればますます経営が苦しくなってくる。この計画の中で合板、製材事業に関する緊急対策事業は五年間で融資が六百億円、国費百億円にすぎない。国

費百億円といつても、そのほとんどは融資に対する利子補給なんです。この融資対策を講じて利息を若干安くする、そんな程度でもってこの不況業種が関税引き下げに伴う輸入の増加に耐えていけるような体質改善や業種転換ができる、そのように思っているんですか。

○政府委員(田中恒寿君) 今回の対策の中には木材全体の需要拡大への対策、それから過剰設備の廃棄もございまして、どういふ方向を選ばるか、これは個々の業界人の相当真剣に検討していただくことになっておるわけでございますが、いろいろなそういう選択をした方向に對しましてお手伝い申し上げますか、それを促進する、協力する、それらにつきましてはこの千五百億円の範囲内におきまして相当なことができないものではないか。あるいはまた、これらを補完するものではないか。いろいろ小企業事業団方式の活用もございまして、いろいろ各般のその他の施策もございまして、総合して活用いたしましたして十分対応できるものと考えております。

○村沢牧君 林野庁長官、農林水産省はお手伝いをするということじゃないんです。あなたたちが政策的に関税の引き下げを行うからこういうことになるんでこういう枠をつくったんでしょ。業界内のお手伝いをしてやればいいんだという、そんな気持ちじゃ期待に報いることはできない。そこで、先ほど私が聞いたことは、融資で対応するといつても融資でいいのかわ。例えば五十九年度林業関係の融資の貸付実績を見れば、計画に対して多額の資金枠が残っておる。特に国産材加工流通の整備資金は計画に対して二割ぐらいしか使われておらないんです。このことでは、融資制度によって林業、木材産業の活性化を図るといふことは困難である。またそのような意欲を持っていないのがこの産業の実態ではないですか。融資対策でもってこの関税引き下げに対応するだけの体質改善ができるというふうには思っていますか。

○政府委員(田中恒寿君) 今回の五カ年計画で合

板製造業等の体質強化対策が主要な柱でございますが、過去にも経験は実を持っておりまして、合板製造業の再編整備を融資措置で行ったことがあつたわけでございます。これが非常に効果を上げて合板工場でも約四十工場、製材工場でも約六百工場ばかりの再編整備が五十七年、五十八年に行われたことが実はございまして。そういうふうなことで、経験も積んでおると思いませんか、非常に有効に作用した前例もございまして、今回はその前回の措置よりも融資内容を前進させておると申しますか、相当有利な条件を予定いたしておりますので、この効果については十分期待してよろしいんではないかと考えております。

○村沢牧君 長官は先ほど私が申しましたこの林業資金がどの程度使われているか承知してありますね。随分計画に対して枠が残っている。融資の計画はつくったけれども使えないのが実態なんですよ。承知していただけますか。

○政府委員(田中恒寿君) 七〇から八〇%ということを承知しております。

○村沢牧君 そこで、過剰設備の廃棄について林野庁は当初国費による買い上げを予定して、国費三百二十億、融資枠五百六十億の計画でしたが、発表された計画では国費八十五億、融資枠四百七十二億になってしまった。つまり全額融資と利子補給に先ほどから申しているように変えてしまった。融資をするから設備を廃棄しなさいと言っても不況業種の合板や製材業がこれを歓迎するといふふうに思っていますか。先ほど計画はいろいろなことを言っているけれども、当初林野庁が示したこの計画は国費によって買い上げましたら、その計画じゃなかったですか。どうして変更しちゃったんですか。

○政府委員(田中恒寿君) 業界の体質強化策を確定するまでの過程におきましていろいろな案、先生お話しをいたしましたという買い上げも含まれておるいろいろな検討、折衝を重ねてまいりましたわけでございますが、諸般の事情と申しますか、現下のいろいろな財政事情あるいはこれまでとつた施策

との整合性その他総合的な判断を最終的に林野庁はいたしまして、この際、買上げのなやり方につきましては今回とり得る方策ではないという判断に立ちまして、現在の融資方式に決定をいたしたわけでございます。

○村沢牧君 林野庁は当初合板企業の設備廃棄を国費で買上げよう、補助金を出そう、そういう計画を持ったことは事実だ。ここに書類がありまして、ところが、大蔵省との折衝でそれはだめだということになって全額融資をした、こういうことじゃないですか。そうだと思います。

そこで通産省側に聞くけれども、農水省はこの設備廃棄について、通産省所管の中小企業設備共同廃棄事業に乗っかって国費による買上げあるいは補助金に期待している。さつきも長官からちよつと答弁あったんですが、そのような用意を通産省はお持ちですか。

○説明員(長田英機君) 林野庁の方からはこの林業関係の活力回復計画の内容につきまして私ども伺っておりますが、その一環として、中小企業事業団の高度化資金の融資、これは無利子の設備資金、買上げる組合に対する無利子の融資でございますが、これの制度を利用することもあり得るといふふうな林野庁の方から聞いています。

なお、先ほども議論いろいろございましたが、私どもその設備買上げの融資をやりませう場合には、例えどれぐらいい業界にその設備の過剰があるんだらうか、どれぐらいい廃棄するんだらうか、あるいは対象設備はどういうものだらうか、あるいはいつまでもやるんだらうか、こういうような点が明確にならないかと思つておられます。また、一体どれぐらいい金がかかるんだらうかというところが明確になる必要があるわけでございますが、今までの計画の詰まり方では、まだそこまで詳細にはどうも詰まっていられないように聞いておるわけでありませう。したがって、こういう内容がだんだん詰まっていってまいりませうその段階に合わせまして私どもとしては検討していくわけでございます。

ございますが、いずれにせよ林野庁の方と十分連絡をとりながら対処していきたい、こう考えているわけでございます。

○村沢牧君 林野庁は、当初林野庁みずからこの設備廃棄に伴う買上げなり補助金を出そうと計画したけれども、できなかった。そこで通産省の中小企業事業団の方へ乗っかろうと一生懸命言っているわけですね。ところが、今お話を聞いてみると、そんな簡単に乗っかれるようなものでもないような気がするんですけれども、そういう要請があればあなたの方で引き受けましたとやっておりますか。

○説明員(長田英機君) 林業の状況が非常に大変であるというところは、私ども中小企業を所管しております中小企業庁として非常によく理解できるわけでございますが、先ほども申し上げましたように、具体的な計画を、いろいろこの設備廃棄に関する計画を伺った上で、その上で判断をさせていただきます、こういうことでございまして、林野庁ともよく連絡をとっていききたい、そういうことでございまして。

○村沢牧君 そこで林野庁長官に重ねて言っておきます。あなたの方では設備廃棄をするときには買上げようと思つたけれども林野庁はできなかったから、中小企業庁にやつてもらわなければならないけれども、そんな甘く考えていたんでは、そんなことに期待を持たれちゃいけませんから、よくその点は心得ておいてください。

そこで、合板工場はこの十年間に約半減したわけですね。そして労働者が三分の二も失業した。今度関税の引き下げが行われれば、合板では三割、製材では二割の企業が倒産、閉鎖に追い込まれ、そして約四万人の労働者の雇用が奪われると一部では言われているんです。ところが、林業活性化対策ではこのような雇用対策について一言も触れておられない。ただでさえ劣悪な労働条件に置かれていた企業が政府の施策によってさらに窮地に追い込まれる。雇用安定確保のためにどういふ施策を講じようとするんですか、林野庁と労働省の両

省からお伺いしたい。

○政府委員(田中恒寿君) 今回の過剰設備の廃棄につきましては、工場経営者の判断により行われるわけでございますが、これが円滑に進められまじように、本計画におきましては、この廃棄に必要な資金繰り資金に対する利子助成を行うこととしておるわけでございます。この資金繰り資金の中に従業員の退職金相当分を含めて対象としておるなど、このような点で雇用対策に配慮しておるところでございまして。また五カ年計画に關連いたしました雇用対策につきましては、労働省との連携を密にしながら不況業種指定による諸対策などが適切に講ぜられるように努めてまいりたいと思っております。

○説明員(井上文彦君) 労働省といたしましては、一般製材業、合板製造業につきまして、昭和五十八年から特定不況業種・特定不況地域の特別措置法の特定不況業種に指定しまして、本年六月の指定期間満了に際しても引き続き対象業種に指定し、事業主が行う休業、教育訓練、出向等に対する雇用調整助成金制度を活用し、労働者の失業の予防に努めてきたところでございまして。また離職者の発生が余儀なくされる場合には、離職者に対しまして三年間有効の手帳を發給し、就職指導、職業紹介の実施、四十歳以上の者に対する雇用保険基本手当の延長給付、四十五歳以上の者を雇い入れる事業主に対する助成金の支給等の処置を講じてきたところでございまして。今後とも関係省庁と十分連絡をとりながら、雇用の安定を図るための処置を講じてまいる考えでございます。

○村沢牧君 こうした政府の措置によって職がなくなる労働者が出てくることも、これは事実なんですよ。ですから、林野庁もこの活性化対策を講ずるならばそのことも十分念頭に置いて、ただ退職金の利子補給をしてやる程度のことではなくて、十分この対策を講じなければいけない、そのことを強く指摘しておきますが、答弁いただけませうか。

○政府委員(田中恒寿君) お話ございましたように、な気持でもってすべて対応してまいりたいと思っております。

○村沢牧君 次は建設省に聞くが、国産材の需要の拡大と地場産業あるいは関連中小企業育成のため、農林水産省はこの五カ年計画の中で国費による規模の大きいモデル木造施設を建設することを予定している、あるいは文部省においても学校建築等に木材を使うべく補助金のかさ上げ等も予算要求するというふう聞いておる。このような大規模の建物をつくるとするならば建築基準法に抵触するものも出てくるわけですね。したがって、木材使用に対する規制の緩和、見直し、これを行うために建築基準法の改正をすべきだというふうに思いますが、どうですか。

○説明員(立石眞君) お答えいたします。建築基準法におきましては、木造建築物について木材という材質に応じまして構造安全上とかあるいは防火上の必要な措置を講じておるところでございます。大規模な木造建築物につきましては、構造上あるいは防火上の安全性を確保するために、高さとかあるいは規模等に應じまして必要最小限の制限を規定しているところでございまして。しかしながら、木造建築物でありましても、特殊な建築材料とかあるいは構造方法を用いて性能の向上を図つたものにつきましては、例えば大断面の集成材等を使ったような構造につきましまして、建築基準法の中に第三十八条という規定がございますが、これらの規定等を使いまして制限の緩和を図る道が開かれております。既に集成材を用いた木造建築物について高さ制限の緩和を行う等の措置を今までも講じているところでございまして。今後とも木造建築物の構造、防火上の性能の向上を図るための技術開発を推進いたしまして、また先ほどのような措置を講じながら的確に対応していきたくと考えておるところでございます。

○村沢牧君 この五カ年計画の中で、モデル木造施設の建造促進に対して国費二十四億円を補助するということになっておりますが、これはかなり大きな木造建築物をつくらうという計画だとい

ふうに思いますけれども、それと建築基準法との関係はどうなんでしょうか。

○政府委員(田中恒寿君) 今回全国各地にこれぞ木造と言えような木造のよさを象徴するような建物は何十カ所かぜひ建ててまいりたい。それが、建築基準法のいろいろな条項をクリアしていき、その中でまたどういふ経験を蓄積していくのか、それらが一般の方が木造建築を進めるときに解決すべき手順のマニュアル作成に役立つようなこともあろうと思ひますし、いろいろな問題点の発掘となることもあろうかと思ひます。いろいろなそういう経験を積み重ねながら現在での可能な限りの木造建築を各地につくってまいりたい。いろいろな規制が、一般的に漠然とした言われ方では木が排除されているように言われておりますけれども、具体的に事例をもって合理性のあるものである場合もあるわけがございますので、それらについてのたくさんの方の知見を集積いたしまして必要な折衝を主管する建設省とも進めてまいりたい、そういう材料をぜひ今回のこの中に求めてまいりたいと思つておるわけでありませう。

○村沢牧君 建設省と建築基準法との関係で折衝することは当然のことなんですけれども、林野庁がこういう計画を立て、予算をとってこういうことをやります、普及するために建築基準法との関係を十分検討してやらなきゃいけないと思ひます。もう一回伺ひたいんですが、今林野庁の考へているこの構想で建築基準法との関係は大丈夫か、もう一回答弁してください。

○政府委員(田中恒寿君) 木材需要の拡大を図っていくことは極めて大事なことでありますし、このために建設省等関係省庁と協力いたしまして、木造住宅の建築促進あるいは内装材への木材利用等、さらには公共施設補助事業等の木造化の推進を努めているところでございます。本年に入りましていろいろそういう点での幾多の具体的な前進が行われたところでございますけれども、なお林野庁が直接みずからこのようなモデル的な木造住宅を手がけることによりまして、さらに密

接な協議、連絡を建設省とも行ひまして、将来必要な措置をとるための重要な材料としてまいりたいというように考へております。

○委員(島根友義君) 村沢君、時間が大分過ぎたので御留意願ひます。

○村沢牧君 はい。最後にお伺ひいたしますが、農林水産大臣、市場開放の政治決定で打撃を受ける業種に対しての救済対策は各省庁に關係してゐる。今お聞きのとおりであります。農林水産省は林政審議会の意見を聞いて対応しようと思つてゐるようであるが、林政審は一定の方向を示すことにはあるけれども、私が質問したような具体的な問題については対応策は林政審にはできない。したがつて、関係省庁なり団体なりあるいは学識経験者などによるこの市場開放に伴つての調査会とか検討会、これをつくつて総合的な対策を検討すべきだということに思ひますが、その点についてどうなんでしょうか。

○國務大臣(佐藤守良君) お答えいたします。その前に先ほど村沢先生がおっしゃつた今の建築基準法との關係でございますが、一番問題は安全性の問題だと思ひます。例えば火に対して、水に対して安全性をどうするか、この辺を含めて今木のよさの理解を求めながら建築基準法の改正をお願いしてゐるといふ現状でございます。

それから林野行政のいわゆる川上から川下を通じた充実につきましても、今先生御指摘のとおり林政審議会の場を通じて広く意見を徴してゐるところでございますが、この林政審議会は学識経験者を初め各界の代表者から構成されておられ、林野行政の基本となる問題などもより幅広い論議が行われたいと思つてゐるところでございます。また今回の国内対策及び関税問題などについてはこれまででも関係各省庁と十分話し合ひを行つてきたところであります。したがつて、今後とも機会をとらえまして、林政審議会の場での議論はもちろん各省庁関係者あるいは学識経験者等の意見を聞くことになつたいと思つております。

○村沢牧君 最後に、林政審議会のあることは承知しているけれども、林政審議会で私が質問したようなことができないじゃないですか。やらないじゃないですか。ですから適切な対策を講ずるための対応策を講じなさいということなんです。どうなんでしょうか。

○國務大臣(佐藤守良君) 今お答えしたとおり林政審議会の場を通じてかなりいろいろ議論がされておられ、それとともに各省庁の意見を聞いた上、あるいは学識経験者の意見を聞きまして、先生の御指摘のようなことで御期待にこたへるよう努力したいと思つております。

○和田静夫君 大蔵大臣、十分ぐらゐ休んでもらう予定で運輸大臣を先に呼んでおつたが、運輸大臣が来なくて大蔵大臣が見えたから大蔵大臣から入ります。今回の法律が鳴り物入りで提出された割には具体的な内容に乏しいということをまず指摘しなさいやしません。何でこれが行政改革なのか、あるいは何でこれが市場開放、内需拡大政策なのかというのかさっぱりわからない。法律を読めば読むほど納得ができません。こういう状態だと思つておるんですよ。

それで冒頭、総務庁長官、この法律及び付随する省令、規則の改正によつてどういふような効果が期待できるんですか。

○國務大臣(後藤田正晴君) この法律案は、経済、社会の活性化あるいは対外経済摩擦の克服、こういうことが現在の政策課題でございますので、その一環として公的規制の緩和を図る、こういうことでやつてゐる。ところが和田さん御指摘のように、これの効果はさつぱりあかぬやないかと、こういう御指摘は時々耳にするわけでございます。しかし、考へてみれば、今日まで日本の社会は、御承知のように、民間の方も何かといへばお上に頼るという傾向があつた。それなりに私は大変な成果があつたと思ひます。しかし、今日のように民間の資本、技術、あるいは人材、情報、こういうふうな力を蓄えてきますと、時代が変

化してゐるのに伴つてかえつてそれが足かせになつておりますから、それを解き放すということによつて民間のエネルギーをできるだけ張り出す、そういう環境づくりをやる、こういうことでございます。

行革審もそういう観点に立つて、二百五十八事項の規制緩和をやれと、こういう御答申をちょうだいしたんですが、この法律案の中身は、その中で当面法律改正を要する事項だけを取りまゐりました。しかも同時に、これは一括法でございますから、重要な将来に向かつての政策変更を伴うといったようなのは単独立法ということでお願いをしております。したがつて、ここでは一括法になつておりました。それと同時に、それ以外のものについては、これは御承知だろうと思ひますが、金融関係での預金金利の自由化であるとか、運輸関係でトラック運送事業の参入規制の緩和、航空三社の事業分野の見直し、あるいは石油関係では例のガソリンの輸入自由化、あるいは基準・認証、輸入プロセス、こういうふうなことで十八事項、こういうことが今回取り上げられて、政府としてはこの法律の改正と並んでそれらに合

わせて取り組んでいきますから、そこをぜひひとつ総合的に評価を賜ることができりやありません。もちろん世の中変わりますからこれで終わりとは考へておりません。これは必要となればまたやつぱり絶えず各省庁中心に見直しをやつていく、こういうことが一番肝心なわけではなからうか、かように考へておるわけでございます。

○和田静夫君 それじゃ、まず大蔵大臣。各大臣に具体的なことを聞きますが、大蔵省、無額面株式の発行ができる金融機関を拡大していく、こういうことですね。現在担信法の適用のない銀行と無額面株式の発行が可能な銀行と、これは無額面株式の発行はございません。

○政府委員(吉田正輝君) 現在のところ無額面株式を発行している銀行はございません。

○和田静夫君 とにかくないんですよ。ないやつをこつこつに言うんだ。これを機会に無額面

株式を発行したいとする金融機関が出てくると考えたわけですか。

○政府委員(吉田正輝君) 先ほども後藤田長官から申し上げたかと思いますが、ただいま金融の自由化が進行しているわけでございます。そして銀行につきましてもいろいろと業務規制を緩和していく、あるいは自己資本の充実ということ、資本調達の方法の多様化などにつきまして私どももせっかくな意を向かせているところでございます。そういう意味で新しい資本の調達方法が導入できるというところは資本調達の多様化につながるものというふうに評価しているわけでございます。

○和田静夫君 私はどうも意味がないと思う、ほとんど意味がない。

同じことは信託業法そのものでも言えるんだと思っております。この法律に基づいて免許を受けた信託会社というのは幾つあるんですか。

○政府委員(吉田正輝君) この法律に基づきまして免許を受けているものはございませんけれども、実は信託業務は、普通銀行/信託業務/兼営等三関スル法律で兼営許可を得た普通銀行により行われているわけでございます。兼営法におきましてこの信託業法の主要な部分を準用しております、これら信託銀行の信託業務はこの信託業法に根拠を有しているというところで信託業務の基礎をなしているというところでございます。この兼営三関スル法律の中で信託業法の業務内容を多数準用いたしまして、それに基づいて普通銀行が信託業務を兼営していくという形になっているわけでございます。

○和田静夫君 信託業法の存在の意義というのをどういうふうにお考えになっているか、きょう時間がありますから、久しく大蔵委員会にも出てないからあれなんです、本当は少し時間をかけてやりたいんです。

無尽業法も私は同じだと思っております。無尽業法の適用会社は幾つありますか。

○政府委員(吉田正輝君) 一つでございます。

○和田静夫君 そうですね。それだからゼロであ

ったり一つであったりというところなんですよ、大蔵大臣。要するに、あなた方は民活、民活とおっしゃるけれども、内需の拡大とか経済摩擦の解消に役立つとはとても考えられない。考えられませんか。おやりになるのまで否定しませんけれども、実効性はほとんど期待できない。この法律案の総括責任者はそうお思いになりませんか。

○国務大臣(後藤田正晴君) いや、せっかくなの御質問でございますけれども、さっきお答えしたように、私は民間活力を引っ張り出すというこの環境づくりに大変役立つんじゃないか、将来ともこういう方向で。今まで余り規制が多過ぎます。それはこの際解除して、そして民間の力、技術なり資本なり情報なり人材なり、これの活用する場面を広げていくということ、これは日本経済にとつての大きな刺激になる、かように実は考えているわけでございます。

○和田静夫君 金子長官に答弁求めたつもりだったんだけれども、総務庁長官がお立ちになったわけですか。

それじゃ今の答弁を受けて厚生大臣。きょう午前中いっぱいかけて随分いろいろお話し合いました、医療法についてですね、きょうも議論をしました。これだけのことで行政事務が簡素化されるのかどうか、何人分の事務が軽減されますか。

○政府委員(内藤利君) 医療法の関係につきましては、病院の病床数を減少する場合には、従来許可を必要としておりましたものを届け出に改めるという改正が盛り込まれてございます。これにつきましましては、案件のサンプル調査をもとに全国的に事務量を推計いたしますと、年間百ないし二百件程度であろうかと思っております。したがってその分の行政事務が簡素化されるというふうに考えております。

○和田静夫君 何人分に該当するのだからというふうに考えてみると、これも余り効き目が無い。それじゃ旅館、興行場、公衆浴場の営業承継の際に許可を必要としない、こうなるわけですが、民間活力にどういうふうにごこのことで資するんで

すか。

○政府委員(北川定謙君) 旅館、興行場等の営業の相続の場合においては、施設、設備に全く変更が生じないにもかかわらず改めて許可を必要とすることは業者の負担になっているという考えから、負担軽減を図る趣旨で今回の改正を行ったわけでございます。このような規制緩和によりまして申請者側の申請手続に要する労力などを省くということができるわけでございます。営業承継に伴う営業の開始がより円滑になるものと考えられるわけでございます。

○和田静夫君 私はそれ自体余り否定しませんが、ちなみに公衆浴場の営業承継というのは年間幾らあるんですか。

○政府委員(北川定謙君) 公衆浴場だけで見ますと、年間に新規の許可が約千五百件程度と、こう見ておられるわけでございますが、その中で実際に承継のケースがどのくらいかというのはなかなか的確な数字を持ってはいるわけではございませんが、約二百七十件くらい、こう考えておるところでございます。

○和田静夫君 運輸大臣が見えない。一番先に始める運輸大臣が来ない。労働大臣は今見えた。労働大臣の時間に合わせてすべての大臣に並んでもらって十分間で全部上げるということになっていないんです。せっかくな配りして全部の大臣がそろそろ時間まで決めてあるんだ。

○委員長(亀長友義君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(亀長友義君) 速記を起こしてください。

○和田静夫君 それじゃ運輸大臣に伺いますが、タグシの運転者登録原簿の登録事項から本籍に関する部分を削除する、結構なことですか。しかし、それは民間活力とどうつながるんですか。

○国務大臣(山下徳夫君) 運輸省といたしましては、この改正によりまして民間活力が大いに発揮されるという直接的な効果が期待されるものではございませんけれども、登録申請を行う者の負担

は軽減されるものと考えておる次第でございます。

○和田静夫君 そういう程度なんです。各省みんなそんな程度なんですか。

大型ジェット機に航空機関税を乗り組ませなくてもよいようにする。最近の日航機の事故から考えてみて、これは大変危惧されるんです。飛行機そのものがコンピュータ化されていても、最近の事故事例を見ますと、むしろ人間のうっかりミス、ケアレスミス、そういうものも発生しているわけでしょう。それが事故につながる。フェールセーフという言葉が無効になっている。いかに機械が発達しても最後は人間であると思わなければならない。最近のたび重なる事故の教訓からすると私は思う。これは極めて軽率な対応だと言わなきゃならぬと思っておりますが、いかがでしょう。

○国務大臣(山下徳夫君) この問題につきましては、今国会において議論の一つの焦点となっております。私もう三にわたって御答弁申し上げているところでございますけれども、この法律ができましたのは昭和二十七年でございますから、既にそれから三十数年たっております。航空業界は日進月歩でございますし、当時民間機として常用されておった機種というのはほとんどない現状でございます。したがって、日進月歩でそれぞれ改良され、合理化されてきているということから、ただ単に発動機の数であるとか重量だけをもって三人乗らなきゃならぬとか、二人乗らなきゃならぬというものはいかがなものか、二人乗らなきゃならぬ場合は、四発でなくても三発であっても三人乗る場合があり得る。性能その他によって決めるべきであって、ただ外形的な問題で決めるのはいかがなものかと思っております。

実は、私もこの週末沖繩に行つてまいりました。例えばYS11であるとか、あるいは大型のヘリコプターなんかに乗りました。それぞれ一人でございますから、一人でございます。そういうこと

たかな。いずれにいたしましても、飛行機によつ

ては一人しか乗ってない飛行機もいろいろござい  
ます。ですから、そういう一つの大小だけで簡単  
にやるべき時代ではないという見地に立って、今  
回はより合理化するという意味においてこの法律  
の改正をお願いしているわけでございます。

○和田静夫君 私はこのだけはもう納得できな  
いんです。幸か不幸か私も参議院の教育・文化  
視察団で行きまして、最後サンフランシスコから  
飛んで、日本ではニュースになりませんでしたけ  
れども、サンフランシスコ空港が始まって以来、  
日航機がいわゆる大型ジャンボ機になって初め  
て、林健太郎博士を団長とする我々一行は一日お  
くられて帰ってきた。そういう経験をこの間した  
ばかり。そうすると、ジャンボ機一回落ちれば  
五百人以上でしよう。こういう状態のことがある  
のに乗員を一人減らす。五百人の生命と考えてみ  
る。この部分というのは今のようなお話と次元  
が違うわけであります。これは十分に考えなが  
ら撤回すべきことだと思っておりますが、いかがで  
しょう。

○国務大臣(山下徳夫君) 技術部長も来ておりま  
す。私から答弁申し上げます。

○和田静夫君 技術部長で結構です。

○政府委員(大島士郎君) お答えいたします。

ただいま御指摘の五百人乗りのジャンボから航  
空機関士をおろしてもいいのかわり趣旨かと思  
います。私も現在飛んでおりますジャンボジ  
ェットあるいはその他の飛行機は、既に航空機関  
士が安全運航上必要と認定された航空機でござ  
いますので、このような現在のタイプから機関士を  
おろすということは考えておりません。ただ、技  
術の進展が、現在の状況におきましては、電子技  
術あるいはコンピュータ技術を航空機に導入  
し、大型機であっても操縦士二人のみで操縦でき  
る、これを安全に運航できることが証明される、  
そのような飛行機の出現が見つつある。こういう  
ような状況を踏まえまして、現在の外形的な要素  
で定めております航空機関士乗りの要件を合

理化、したがって削除いたしました。今後各  
機種ごと航空機関士の乗組みの是非を審査し  
ていこう、こういう趣旨のものでございます。

○和田静夫君 約束で、運輸大臣はさつき日程の  
狂いがありましたからお待ち願って、ほかの大臣  
を済ましてまいります。この法律の関係各大臣す  
べてにお尋ねをいたします。

この法律は民間活力にほとんど、幾つかの事例  
を挙げながら、役に立たないということを私は立  
証したつもりなんです。経済摩擦の解消にはと  
んど効果がないんだと思っておりますけれども、総務  
庁長官の答弁と私の認識とはそこでは違いますが  
あります。逆に幾つかの問題ある措置が盛り込まれ  
ていると実は思っております。自己認証制度を幾つか  
の点で導入しようとしているわけですね。これは  
中には国民生活の安全を脅かしかねないものがある  
わけでありまして、各大臣、担当の個々につい  
てその安全性をいかに担保されるのか、それぞれ  
お答え願いたいんです。

○国務大臣(左藤忠君) 無線機器の関係の日本電  
気通信、MOS協議につきまして、ことしの六  
月からずっと会合を開いてまいりました。今後、  
専門家のレベルの中で協議をさらに継続すること  
にいたしておりますが、米国は無線設備の技術基  
準適合証明の審査手続において外国メーカー作成  
のデータを受け入れるということを提案してきて  
おりますけれども、我が国としては現行制度の趣  
旨を踏まえながら申請者の負担軽減、それから行  
政事務の簡素合理化を拡充するとともに、電波の  
利用秩序の維持、電波の一層の利用促進を図る、  
こういう関係でアメリカとの間の調整を図ってま  
いりたい、このように考えております。

今回の法律改正におきます問題につきまして  
は、三十七条の型式検定の対象の機器、これは国  
際条約によりまして性能基準が定められておりま  
す。また外国の主管庁の型式検定の受け入れ  
は、郵政大臣が行います型式検定と同等またはそ  
れ以上ということにして、それに合格した機器に

ついて行うものでありますので、私はそういうこ  
とについて問題がないと思っております。さらに個別  
に落成検査によってその性能が我が国の技術基準  
に合致しているかどうかチェックする、こういう  
こともするわけでありますので、御心配の点はな  
い、このように考えております。

○国務大臣(村田敏次郎君) 通産省関係でお願い  
しておりますのは、消費生活用製品安全法の関  
係、これは御承知のように家庭用の圧力なべ、圧  
力がまでございましてか、乗車用ヘルメット、野  
球用ヘルメット、炭酸飲料瓶詰、乳幼児用ベッ  
ド等々の八品目のうち第一種と第二種を区別いたし  
まして、第二種について自己認証制を導入しよう  
というものでございます。

それからもう一つのガス事業法の改正につきま  
しては、ガス瞬間湯沸かし器、ガストープある  
いはガスバーナーつきふろがま等々の六政令指定  
品目のうち、第二種にされたものは自己認証にし  
てやっていこう、こういうことでございますが、  
この法律改正において、従来政府認証、検定とか  
登録、型式承認が義務づけられていた製品の一部  
について、国による検定等の事前チェックを不要  
といたしまして、一定事項の届け出を行うことに  
よってみずからの責任で安全性の認証を行うこと  
ができるシステムを導入するわけでございます。

こういうことによつて可能な限り消費者の選択  
と責任にゆだねて、かつ生産者の義務と責任につ  
いての自覚が促されるということを考えておるわ  
けでございます。これによつて民間活力の一層の  
発揮に期待できるほか、市場アクセスの改善を通  
じて対外経済摩擦緩和に資するものと考えており  
ますが、その安全性につきましては、安全基準あ  
るいは安全性の確保に万全漏れなきを期するとい  
うことで、所要のチェックをいたしまして安全性を  
確保するというシステムをございまして、これに  
よつて市場アクセスの改善、そしてまた基準、認  
証にかかわつて自己認証に切りかえる、ということの  
効用を發揮したい、こういう意図でございまして、  
よろしくお願いいたします。

○国務大臣(山下徳夫君) 輸入自動車の自己認証  
制度につきましては、まだ運輸省としては決定し  
たわけじゃございません。ございませぬけれども  
も、私も外国人と打ち合わせをする、協議す  
ることとしていますが、まず現在の日本の国情とい  
うものを十分踏まえて、そして安全公害防止の観  
点から解決しなきゃならぬ、このように理解して  
おります。

○国務大臣(百屋亨君) 私の自治省関係は、自己  
認証にいたしましたのは消防ポンプと消防用の吸  
管を考えております。いずれも消防機関が使用す  
るものでありまして、事前検査がなくても安全の  
確保上差しつかえないと考へまして自己認証にし  
たものでございます。

○和田静夫君 それではまだありますけれども、  
他の問題を少し続けます。

労働大臣、労働保険徴収機械業務室がリックカー  
の子会社、日比谷コンピュータシステムとの間で  
何かあったような報道等がありますが、ここで労  
働省が把握している実態を簡単にちよつと。

○国務大臣(山口敏夫君) 過般の報道につきまし  
ては、大変御心配をおかけいたしました。深く反省  
しておるところでございますが、労働保険徴収機  
械業務室が株式会社日比谷コンピュータシステム  
との架空の契約を結び、その一部を払い戻しさ  
せていたという新聞報道がございましたが、調査  
いたしました結果、そのような事実は存在しない  
ということが判明いたしました。ただ、年二回か  
ら三回にわたりまして一回につき二十万円から三  
十万円の金銭の提供を受けていた事実、それが個  
人の着服というごとくなく、職員の夜食代等に使  
われていたものというところでございまして、した  
がって東京地方検察庁では刑事事件として取り扱  
われないというところでございまして、どんな名目で  
あれ職員が取引先の業者から金銭を受領すること  
は服務規律の観点から絶対にはならないとい  
うこととございまして、この点まことに遺憾で  
あり、今後一層の綱紀の肅正に努めますと、  
労働省といたしましては、一つに事務次官を中心



といたしまして、契約事務の総点検の実施、二つ目といたしまして官房会計課会計監査室の設置を要求する等、監査体制の大幅な強化等により今後再びこのような事故の発生することのないように努めてまいりたい、かように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○和田静夫君 特定企業との関係というのは公務員の場合公正でなければなりませんから、起こったこの事件につきまして労働大臣が厳正に対応されると思うのですが、何かお考えありますか。今の処理はわかりましたけれども、問題の当事者たちに対しては今以後のことで何かお考えになるわけですか。

○国務大臣(山口敏夫君) 先ほど申しましたように、事務次官のところでは総点検の作業の過程におきまして、それぞれ責任者等につきましては厳正な措置も含めて考えなければならぬということとでございます。

○和田静夫君 総務庁長官、今回の事態のことを聞こうと思いませんが、どうも企業と省庁とのこのような関係が他省庁において皆無であらうかというところも考えるのです。そこでこれを契機として他山の石としながら総務庁としては省庁全般に特別に何か対応されるお考えがあるわけでしょうか。

○国務大臣(後藤田正晴君) 今の労働省の事柄についての関連の御質問だと思います。ああいうことはあつてはならぬと思いますが、ただ各省庁とも、今実際私どものような長い経験のある者から見ればみんなそれぞれに注意しているのですよ。注意しているのですけれども、だんだんとそれになれがきてしまつて、絶えずそれをチェックしていくということがややとすればおろそかになる。そういうところからいろいろな事故が起る。したがって、これを防ごうと思えば相互牽制、これの仕組みを各省庁で見直していただくということが実際的な効果があるのじゃないか。しかし相互牽制の仕組みをしてもなれがくると事故が起きるといふことですから、そこはそれぞれの幹部が

時々留意して、あれはどうなつておるといったような注意喚起が必要であらう、これが実際的な解決の方法ではないか、かように考えるわけでございます。

○和田静夫君 それでは運輸大臣、八月のあの日航ジャンボ機墜落事故で尾翼のおもしに劣化ウランが使われていたということが明るみに出しましたね。その後この情報がちよつとストップしておるわけですが、世間で忘れられたんではないかというふうになつておるんですが、私はこれは無視できない重要な問題を含んでおると思つておる。

第一に、運輸省、ジャンボ機のどの部位に幾つ劣化ウランがついておるんでしようか。大臣でなくて結構ですがね。そのうち回収されたものはどの部分で幾つだったのか。それから未回収の部分はどうなつたと推定するの。

○政府委員(大島士郎君) ただいま御質問の劣化ウランの取り扱いに關しましては、これは科学技術庁の原子炉規制法に基づいて管理されているものでございます。

ただいま御質問の、当該事故機のどういふ部分に劣化ウランのバランスウエイト、おもしろいのですが、がついておるか、これにつきましても、垂直尾翼、方向舵の關係で十二個、それから水平尾翼、これは昇降舵の部分でございまして、これが左右に合計八個でございます。四個ずつの八個でございます。

回収の状況につきましては、垂直尾翼の關係は、相模湾に垂直尾翼が落ちておるらしいということとございまして、これは回収に至つておるございません。水平尾翼の關係につきましては、八個のうち三個が未回収であるというように科学技術庁から報告を受けておるということとございまして。

○和田静夫君 あとは科技庁ですか、未回収の部分の推定というの。

○政府委員(辻栄一君) 回収されていない劣化ウランのうち垂直尾翼の部分に装着されておりました十二個、約百二十三キログラムにつきまして

は、運輸省事故調査委員会の経過報告によりますと、垂直尾翼の一部は相模湾あたりに落下した可能性があるとされておりますので、劣化ウランもこれについて相模湾に墜落しているのではないかと推定いたしております。また左水平尾翼部分に装着されておりました三個、約四十五キログラムは、墜落現場付近の密集した山林中に墜落しているのではないかと推定いたしております。

未回収劣化ウランの状況につきまして、墜落現場付近で散乱し回収された劣化ウランのバランスウエイトが健全な形状であったところから見まして、装着時と同様な形状で存在しているのではないかと考えております。

○和田静夫君 僕は、劣化ウランは極めて毒性が高い危険な物質でありますから、未回収部分についてもこれは早急に捜査すべきだと思つておる。両方ともですが、土壌汚染の關係で山林中の部分は御巢鷹山周辺を広く調査しなさいかぬのじゃないですか。燃えて周辺に飛散したということも考えられることは考えられますが、今言われたとおり、墜落地点だけではなく周辺地域を広く調査することによって、原形をとどめておるかもしらぬわけでしょう、今言われるように。

○政府委員(辻栄一君) 劣化ウランのうち、水平尾翼の昇降舵の落下地点の土壌の上から回収されたものにつきまして回収後の土壌の放射線レベルを測定したのでございますが、土壌の汚染は検出されておりません。この測定結果と当該劣化ウランが金属のインゴット状になっておりますという点を考慮いたしますと、未回収のものにつきましても、これによつて土壌汚染が生じているというふうなことは考えにくいのではないかとおもうに考えております。

調査の範囲でございますが、遺体及び機体の破片の捜索の一環といたしまして、単に墜落地点ばかりではございませんで、落下の可能性のある区域を含めまして広範にわたつてかなり徹底した捜査が関係省庁により実施されたこと記憶しておりますし、私どももいたしまして、これらの捜索に

できる限り協力してきたところでございます。具体的には、尾翼が最初に地面に接触した地点から尾翼の破片が発見された地域を包絡するような扇形状の区域につきまして重点的な捜査が行われましては、それ以外の胴体部分が落下した区域やその周辺も含めて捜査が行われているわけでございます。

劣化ウランそのものについては放射線レベルの非常に低いものでございまして、これ以上範囲を広げてやるのはいかなものかというふうに私も考えております。

○和田静夫君 そのところは大変疑問です、私ももちろんアマチュアであります。こういう危険の度合いは別といたしまして、とにかく危険な状態の物質が飛行機の部品として使用されている。ほかにかわるべきものがないなら話は別です。これは安いかからというだけのこととこのところ使つておるわけですが、日本の空を飛んでいる航空機のうち劣化ウランを部品として積んでいるのはどういふ飛行機ですか。

○政府委員(大島士郎君) お答えいたします。劣化ウランを使用しております航空機は、ボーイング747、DC10、これはダグラスでございます。それからロッキードのトライスター、現在日本では三種でございます。

○和田静夫君 それで全体何機ですか。

○政府委員(大島士郎君) 747が四十八機中三十五機、ダグラスのDC10は二十機全機でございます。ただいまのは日本航空の分でございます。全日空の分としましては、747が九機、それからトライスターが十一機、さらにアジア航空の747が二機というふうな状況になってございます。

○和田静夫君 そうですね、そういう状態でありまして。

これは整備士の被曝のおそれというのはないんですか。

○政府委員(辻栄一君) 日本航空の整備士の劣化ウランによる被曝につきましては、日本航空においてポケット線量計を装着させましてこれによつ

て被曝管理が行われているわけでございます。私どもその結果については報告を受けているところでございます。

この報告によりますと、日本航空の整備工場におきまます整備士の被曝線量は、許容被曝線量としては法定で三カ月三レム以内という事になってはいるんですが、これを大幅に下回っております。昨年度の実績ですと、整備士一人当たりの年間平均被曝線量は数ミリレムという低いものでございます。

○和田静夫君 万全の注意を払っても日航機のよ  
うな事故が発生するわけですから、私は、危険性が若干でも存在する以上、他の金属にかえる、そういう指導をすべきだと思ふ、代替金属が先ほども言ったようにないわけではないわけですか。したがって、技術的に不可能なことではないわけですから、そういうような指導というのを強められることを、運輸省、運輸大臣、お考えになりませんか。

○政府委員(大島士郎君) このそれぞれの機種の部品と申しますのはメーカーから供給されるものでございまして、メーカーによっては劣化ウランからタンクステンにかえつつあるメーカーもございまして。特にボーイングの747では今後タンクステンのウエイトがふえていくものと思っております。

○和田静夫君 運輸大臣、結構です。  
さて、本題に戻りますが、内需拡大という点からアクションプログラム等がほとんど意味をなさないんじゃないかというのを私は指摘したんですが、

〔委員長退席、理事大島友治君着席〕  
そこで為替レートですね、景気政策の議論をしておかなくやらないと思ふんです。

まず、円レートです。政策的には頑張つて円高に持っていきたくはありますが、押さえておきたいところではないですか、おさめどころと申しますか、円安相場になるのではないかと考えますが、これは大蔵大臣と日銀の見解をまず承ります。

○政府委員(行天豊雄君) 九月二十二日に五カ国蔵相会議が行われます直前の為替相場は、一ドルが二百三十八円五十銭でございましたが、御承知のとおり、現在約二百三円台になっております。

御指摘のとおり、五カ国蔵相会議の直後は、各国と共同いたしました我が国におきましてもかなりの介入を行ったわけでございますけれども、その後、私どもも見るどころでは、マーケットが次第にだんだんと自律的かつ合理的な判断でもって相場を形成するような状態ができておるんじゃないかなという感じがしております。現に、最近では通貨当局により介入ということも行っておらないわけでございます。したがって、現在の相場がどの程度安定したものかというの、なかなかこれは確信を持って申し上げられませんが、少なくとも五カ国蔵相会議以前の状態に比べますと、かなり市場の判断というものは合理的になり、その限りにおきましては、現在の相場水準というのにはそれだけ安定性を増しているんじゃないかというふうな考えをしております。

○参考人(三重野康君) 私どもの考えも、今国際金融局長がお答えしたと同じことでございますが、申すまでもございせんが、為替相場というのは為替の需給バランス相場の観念というもので決まるというふうな思っております。その相場観自身はごく最近大分落ちついてまいりました。もちろん、まだいろんな情報に過剰に反応するところもありますので、すっかり落ちついたというふうには申せませんが、大分落ちついてまいりました。また、その相場観が落ちついてまいることが相場自身もまた安定するというふうな考えをしております。そういう状態に今一歩ずつ近づきつつあるのではないかと、こういうふうな考えをしております。

○和田静夫君 行天さんもあるいは大蔵大臣もニューヨーク入りされたときにちょうど私もいました。大蔵大臣は実に巧みに隠してましたからわかりませんでした。行天さんが来られることは、そこで私いろいろ勉強させてもらったんです。そのときにも言ったんですけれども、問題は、為替レートの予想にあるんじゃないかと思ふんです。経常収支がどういふふうにか改善されるかという点にあるんだらうと思ふんです。仮に二百円に近い相場であつても、来年度の経常収支は五百億ドル近い黒字を抱え込むことになるでしょう。

〔理事大島友治君退席、委員長着席〕  
そういう観測というのは、これはもう民間調査機関の幾つかは予測してはいますから、それを読んでみても私の言っている方向だと思ふんですが、経常収支の膨大な黒字が続くだろうということ、このところは、大蔵、日銀はどういふふうな展望されるんですか。

○政府委員(行天豊雄君) 経常収支は、今年度につきましては、年初に政府見通しをつくりました際には三百四十億ドル程度というふうな考えをしております。その後、御承知のとおり、一つにはドル高によって我が国からの輸出が出やすい状態にあつた。それを反映いたしました、対米、対中国等の輸出が好調であつたこと、あるいはまた我が国が非常に大量に輸入してあります原油等の一次産品価格が非常に低調であつたために輸入が伸びなかつたというふうなことで、御指摘のとおりかなり黒字幅が広がっております。

ちなみに、本年度に入りまして、四月から十月までの七カ月間に経常収支の累積は三百十億ドルということになっておりますので、今年度が最終的にどのくらい黒字になるか、また明年度の黒字がどのくらいか、実は目下作業中でございますのでちょっと数字を申し上げる段階に至っておりませんが、当初見通しに比べますと相当大幅な黒字になるであろうことは予想しております。

○参考人(三重野康君) 先生のおっしゃったとおり、今ぐらゐの円レートで直ちに貿易の黒が縮小するということには考えられません。と申しますのは、ドル建ての価格を引き上げたり、あるいは輸出のうち約四割が円建てでございますが、それを換算するレートが高くなりますから、すぐには改善するとは思いませんが、時間がたつに従いまして輸出数量の減少、輸入数量の増加、それが輸出金額の減少、輸入金額の増加となつてあらわれまして、長い目で見れば、必ず貿易収支の黒というものは改善の方向、少なくなる、そちらの方向に向かうというふうな思っております。

○和田静夫君 各機関の予測というのは、大体五十億ドルぐらゐの程度のばらつきがありますけれども、総じて、為替相場が円高であつても経常収支黒字は大きいと、そういうふうに出てくるということですね。とすると来年度も再び貿易摩擦が再燃してくるんじゃないだろうか、そういうふうな思ふんです。東京サミットが中曽根総理の花道になるのかどうかはしりませんが、もし花道になるとしても、その花道は貿易摩擦をめぐる非難の合唱の場となると言つていいぐらゐに私は思っているんですが、大蔵大臣どうです。

○國務大臣(竹下登君) 今、行天局長それから三重野副総裁からお答えがありましたように、今、円建ての分は換算レートが上がりますし、ドル建ての競争力のあるものは値上げをしますし、よく言われる「Jカーブ」というのが効きますから、短期的には私はまさに縮小すると思っております。あくまでも中長期的な課題だ。

そこで、恐らく和田さんのおっしゃるの、そうすると、よく外国は暦年で物を判断しがちです。から、二月ごろになれば暦年のものがおおむね出てくる、そうなるかと、そこでもう一遍大きな批判が出てくるんじゃないか、こんな懸念も持ちませんが、ないかというふうな思ふんです。そういう今度はサミットごろになりますと年度の分が出てまいりますが、そのときもJカーブ効果がまだ効いておる段階じゃないかな。こういうふうな考えますと絶えず、今御審議いただいております規制緩和法、ある

た。大蔵大臣は実に巧みに隠してましたからわかりませんでした。行天さんが来られることは、そこで私いろいろ勉強させてもらったんです。そのときにも言ったんですけれども、問題は、為替レートの予想にあるんじゃないかと思ふんです。経常収支がどういふふうにか改善されるかという点にあるんだらうと思ふんです。仮に二百円に近い相場であつても、来年度の経常収支は五百億ドル近い黒字を抱え込むことになるでしょう。

いは、きょう本院で委員会で議していただきました関税の引き下げとか、そういうものを態度で示すことによつて理解を得ていかなきゃならぬではなからうかというふうに考えます。今度は品目を単品ごとに見ますと、もう一つの懸念といえますが、我が国にとつて経済全体からして悪いことは必ずしも言えないにしても、仮に油が一段下がればまた十四億ドルぐらいいちからからの輸入がそれだけ少なくなるわけですから、それも数字の上での改善という面から見れば我が国から見ていい要素ではありません、経済全体の問題は別といたしまして。

そういうことになると、確かにサミットの際にもこの問題は大きな関心を呼ぶ課題ではある。しかし、それまでに例えば、余り役に立たぬじやないかと言われましようとも、この一括法を議していただいたり、また関税の一括引き下げの問題がきちんとしたり、そして内需拡大の効果も、まあ経済企画庁の試算で二十億ドルといふもの、それが、十月発表いたしました、一年間の効果とはいへ、そういうことに対する理解が深まったりすることによつて、私はいゆるみじめなサミットになるというふうには考えておりません。またそうならしてはならぬというふうに思っております。

○和田静夫君 私、円レートだけではこの貿易摩擦は解決できない、それからアクションプログラムでも大して期待は持てない。円レートだけで解決しようとするのであれば、恐らく百五十円台の超円高が必要となるだろう、しかしそれは日本経済を文字どおりの円高デフレに陥れることになる。したがって、こういう問題を解決するには、アメリカの財政赤字の解消あるいは削減、積極的な財政・経済政策、そして適切な市場開放が必要、こういうことにならうと思つてですね。大蔵大臣そして経企庁長官、そういう認識でいいですか。

○国務大臣(竹下登君) このG5におきまして、一応、附属声明の中で、今おっしゃいましたよう

に、アメリカの果たす役割というのは、財政赤字の削減と、それに伴うところの高金利是正である。我が方といたしましては、一層の市場開放、金融の国際化、自由化、そして内需の振興であるといふのを国際的にアナウンスメントしたわけでございますから、それに沿つた施策を着実に実行することが最終的には一番大事なことだといふ問題意識はおおむねひとしくしております。ただ、円・ドルレートあるいはドル以外の通貨が高くなつてきておるわけでございますが、これが先ほど来のお答にもありますように、不安要素はございますものの、自律的に今日各国のファンダメンタルズを適正に反映した姿が定着しつつあるといふふうに見ますので、このことが危険要素ではなく、プラスの要因の大きな要素の一つではある。しかし、基本的には今おっしゃつたように、中長期的なそれぞれ附属文書で発表いたしましたことをそれぞれが国が着実にやつていかなきゃならぬといふ問題意識はひとしくしております。

○国務大臣(金子一平君) 今大蔵大臣からお答えになりましたのと全く同様でございます。アメリカ自身が、財政赤字による高金利が今日の日本の貿易黒字の主たる原因であるといふことをベーカー財務長官になりましてからはっきり認めて、ああいうG5における結論を出したわけでございます。先ほど来いろいろ議論ありましたが、これからは長い目で見て日本の貿易収支の是正に大いに役立つ。ただ、当座の問題としては、Jカーブの問題がございますので、ここ一年ぐらいいこの数字は統くと思ひますけれども、我々のあらゆる努力の総合によつて漸次この問題を片づけていかなきゃいかぬ、こういうふうにご考慮をなさる次第でございます。

○和田静夫君 今大蔵大臣言われましたように、このG5でアメリカの財政赤字の削減が約束されたことになつてゐるわけですから、このところの履行の担保をどうするかといふことですね。両大臣のお言葉がありました、もっと強く日本の

例は要求し続けたといひますか、そういうことをやつたつていいんじゃないですか。いかがですか。

○国務大臣(竹下登君) これはG5といひますのは、いつの間にか何か通貨マフィアが集まつてこそ相談しているといふようなことをよく言われる。事ほどさようにお互いの持つておる課題を相互監視みたいなことをやることに對して余り抵抗を感じないような雰囲気でございます。率直に言つて、余り内政干渉になるじやないかといふような雰囲気でないに議論される会合でございますので、事あるごとにそのことを主張してゐるわけでお話もしております。

私自身最近こう考えております。米国の動きを見ましても、八月の議会で予算決議において八六年度に五百五十五億ドル、今後三年間で二千七百六十二億ドルの赤字削減を決議して、その決議を踏まえて八六年度の歳出法案の審議を行つておるといふように、そういう努力といふものが出てきておるといふことは、私は米国でも議会、政府ともにこれに對して非常に真剣に取り組んでおるといふことは理解してあげてもいいんじゃないかというふうにご考慮をなさるべきかと。

○和田静夫君 なかなか目に見えてこないといふところが難点でして、十月十五日に政府は「内需拡大に関する対策」を決定されました。この対策で幾ら黒字が減るんですか。

○政府委員(赤羽隆夫君) 十月十五日に経済対策閣僚会議で決定いただきました内需拡大策の効果がございませぬけれども、輸入に對する増加効果といふのは二十億ドルと推計しております。

○和田静夫君 五百億ドルのうちの二十億ドルですから焼け石に水なんです。しかも日経NEEDSがやつた試算では九億ドルにすぎないんです。円高も限界、内需拡大策も十億ドルに満たない、頭数はそろえたけれども内容は空疎である、わずかに九億ドルではこれはもう砂漠にバケツで水まくようなものではございませぬ。この辺、経済企画庁長

官はどういうふうにお考えなんでしょうか。

○政府委員(赤羽隆夫君) ただいま日経NEEDSのシミュレーションの結果を引用いたしましたけれども、それぞれの持ちます計量モデルを使つて推計をするわけでございますが、計量モデルによつていろいろ違った数字が出てくるという事は事実でございます。ただ、私も日経新聞の記事を見ました上で日経NEEDSの結果を検討させていただきまして、そうしましたところが、出てきておりますシミュレーションの結果といふのはいろいろつじつまの合わない点があるので、はいか、こういうふうにお思ひしております。例えば乗数効果なども一かそれ以下である。そういうようなことでもかなり内需の拡大策という面におきましても効果が小さく出てくるモデルを使つておられる、こういうことだろと思ひます。もちろん私どもが推計しました推計結果のみが正しいといふことではございませぬ。そういうことでございませぬけれども、一つの別の非常に小さい効果の出るモデルだけで迫力不足とかあるいは効果が期待できない、こういうふうな言われましても若干異論がある、こういうふうなことでないかと思ひます。大臣からお答えいただく前にちょっと補足して答弁させていただきます。

○国務大臣(金子一平君) 今計数的な説明は赤羽局長がやつたとおりでございますが、今度の内需拡大策、アクションプログラムの策定によつて日本の経常黒字ないし貿易黒字がそう簡単に減らなはいじやないかという御指摘、まさにそのとおりだと思ひます。これは相手国の売り込みの努力が必要でございますし、同時にまた我が方の受け入れ体制も必要でございます。

初めこのアクションプログラムを取り上げました当時は、アメリカのホワイトハウス筋は、アメリカ市場において日本品が扱われると同じような状況にアメリカの商品を日本市場で置いてくれ、その平等の原則、互恵の原則を貫いてもらへば恐らく大部分の不満は吹っ飛ばんじやないか、アンフェアな扱いをするという批判に對して日本政府

は十分こたえてくれないかという要請であつたわけでございます。しかしその後アクションプログラムによつて関税、非関税障壁を片づけることにしました。関税は世界一水準が低いところまで来たと思ひますし、アクションプログラムによる非関税障壁もアメリカ市場並みになつたと思ひますが、だからといってすぐ黒字が減るわけじゃないもので、今度アメリカの議会筋、業界筋ではなぜ黒字を減らさないんだ、黒字が減らない以上は日本の対応は手ぬるいと言わざるを得ない。こういう批判を加えているわけでございますけれども、ホワイトハウス筋は大体我々の努力を多としてくれておる。先般EC各国参りましたけれども、EC委員会でもそのことは、私も相当地切つた説得をいたしましたし、ある程度了解してくれておるよう考へております。

○和田静夫君 時間がなくなつてまいりましたので、少し主張を言ひながら御見解を承りますが、結局、本格的な内需拡大策が必要なんだろうと思つておるんですよ。アクションプログラムといつても本当のアクションはなつていないと私は感ずるものですからね。一つは財政金融政策の支えがなければ内需拡大は無理だ、この認識が必要です。金融政策について考へれば協調利下げが必要だろ。アメリカは恐らく来年にはリセッションに入るでしょう。そういう点から考へてみますと協調利下げの条件は整いつつあると思ひますね。内外金利差を拡大せず利下げを行う環境がつくられつつある。このところを大蔵大臣にしてみれば日銀総裁にしても、国際会議で大胆に積極的に協調利下げを提唱すべきだろ、こういうふうには思ひます。

それからもう一つは、来年度の経済見通しを経企庁四％に乗せたいということであれば、そろそろ財政の出番を考へてもいいんじゃないだろうか。この財政の出番をどういうふうに考へるのか。そこで建設大臣、積極的に財政によつて内需拡大を図るといふことについて、ちょっとお風邪を

お召しの上から、ここだけ答弁もらつてお帰り願ひますが、建設大臣はこのところをどういうふうに考へるか簡単に答へて下さい。

○國務大臣(木部佳昭君) 私どももいたしますと、今御指摘いただきましたように、社会資本を計画的に整備するというのが非常に大事な当面の課題である、そういうふうな受けとめさせていただいておるわけでありまして、したがつて内需の拡大を図るためには公共事業の積極的な推進というものが非常に大事である。それを私どももいたしまして非常に強く望んでこの予算編成その他に對していろいろお願ひをいたしておるところでございます。

また、当面の対策といたしましては、国庫債務負担行為の活用であるとか財政投融資の追加とか、また災害復旧の速やかな実施であるとか、公共投資の拡大のための住宅金融政策、そうしたものの拡充や追加によりまして、民間投資の意欲を大いに一緒にたつてお願ひできるようなそういう道をみんなつくつていかなきゃならぬ、そういうふうには考へて、またそれぞれお願ひを申し上げておるわけでございます。

六十一年度の予算編成に当たりまして、厳しい財政状況の認識は私も持つておるわけですが、国債の有効活用であるとか、また財投の活用を図つていただくとかというふうなそういうものを考へ、また同時に民間活力の導入にいたしまして、できる限りそうした内需の拡大の振興のために大きな一つの道標が生まれるように努力してまいりたいと、かように考へておる次第であります。

○和田静夫君 もう結構です。今の金融政策、財政政策について私が述べたことに対する見解があれば、後で総括的に大蔵、経済企画庁、両大臣からもういたしますがね。もう一つ、日銀の現在の短期金利高目誘導策ですね、これは内需拡大政策、内需拡大にとつて足かせになるんじゃないだろうかと思ひ考へておるんですが、そういう危険があるんじゃないだろうか。

か。三菱銀行の試算をこの間見てみましたら、高目誘導のデフレ効果は公定歩合の一分近い引き上げに相当する、それで来年度の実質GNPを〇・四％低下させるといふのが出ていましたね。これは経企庁でしようが、金利の高目誘導がそういうデフレ効果を持つておる、これは否定されな

いんたらうと思つておる、これが一つ。それから、そうしますとますます協調利下げが必要になつてくるわけであつて、日銀に伺ひたいんですが、金利高目誘導をやめる、そのために協調利下げを提唱するといふようなことについてはどうでしよう。

○参考人(三重野康君) 短期金利の高目誘導と新聞などに書いておりますが、より正確に申し上げますと、最近の金融市場の非常にきつ目の自律的な引き締まりをそのまま出しているというものが実情でございます。と申しますのは、本年度に入りまして約八カ月たつたわけでありまして、資金も、資金給のしりは昨年度の同期に比べて約四兆きつ目、これは主として財政資金の揚げ超によるものでありまして、それをそのまま出しているというのが実情でございます。

なぜそういうことを始めたかと申しますと、一つは、これは先々月、先月の債券市況の非常な過熱ぶりに対処したものであります。例へばでございますが、債券市場の指標銘柄といわれまして六十八回債、これは九月は二日に一遍、十月は一日に一遍ぐるぐる回転する、そういうふうな非常な過熱ぶりでございました。そういう過熱ぶりは私もとりまして二つ大きな問題がある。一つは、それだけ過熱したものは必ず反動が出ます。反動が出る、それは銀行並びに証券会社の経営の健全性を害するといふことが一つ。

もう一つは、せつかくアメリカの金利がやや下がりきかになつて内外の金利差が縮小しつつあるのにもかかわらず、長期金利だけがそういうふうな不当に値段が上がり、利率が下がりますと五％くらゐまで拡大します。これは円高に持つていこうとするのに非常に都合の悪い状況。

そういうことを見てさつき申し上げたような短期金融市場をきつ目に運営しているわけでございますが、これはただいま申し上げましたように、金融引き締めをやっているわけではございません。したがつて、これをずっと無限に続けるというわけにはいかないわけでございます。現在は内外の金利動向、それから円レートの推移、それを注意深く見守つておるということでございます。

それに関連しまして、先生が協調利下げのこと言われました。確かに先生のおっしゃるとおり、アメリカの金利が下がつてくれれば、それは内外金利差の縮小を通じて円レートにも非常に好影響を与えます。そしてまた我が国の金融政策の選択の幅を広げることにもなりますので、私どもはそれを非常に歓迎するわけでございますけれども、ただ金融政策というものはそれぞれの国の固有の金融・経済情勢に従つて行うものでございまして、協調利下げといふのはややそういう点からはなじまない、実行不可能なことではないかと思ひますが、いづれにしろ、先生のおっしゃるとおり、向こうの金利の下がることを大いに期待しているわけでございます。

○和田静夫君 もう時間なくなりましたから、ほかの通告してあることはまた機会があれば論議をさせてもらふことにいたします。最後に、金融政策に入りまして、こういう観点から平和相互の問題を若干論議しておきたいんです。

市場開放と並行して金融の自由化が進行しているわけですが、金融の自由化、とりわけ金利の自由化の進行は中小金融機関の経営、それに大きな影響を与えると思ひます。中小金融機関の問題について長らくずっと統ひて私は論議をしてきましたので、特に今度の事件、事件といふのか、事態を見ながらそのことを思ふ。信用組合などの小規模金融機関などでは円高の影響があつてかなり苦しい経営を強いられておる。そういう状態に今なつてきておる。そこで、大蔵省は金融業界の構造

をどういうように再編成されようとしているのか、そういう問題意識から具体的な問題として平和相互の問題を少し振り返ってみたいんです。

まず第一に、八月から検査に入っているわけですが、大体どのくらい不良債権を抱えているのかさっぱりわからぬ、各紙まぢまぢであります。このところ、個別の問題だからという返答なんでしょうけれども、どの程度お答えができるんだらう。

それから日銀に尋ねておきたいのは、ダウトフル以下が非常に多いことですが、そういうふうな受けとめておいてよろしいのだろうか。

それから第三分類が千四百億円から二千億円、それから第四分類が百四十億円という数字が華がっているわけですが、おおよそそんなものだなというふうな受けとめておいてよいのだろうか。

それから総預金量が一兆二千億円といわれていますが、これはちょっと後で論議しますけれども、いろいろの操作があるんだと思うんですが、どうも少な見積もってもその一割以上の焦げつき債権を抱えている。これは私、銀行問題に随分長く携わってきたある意味では感覚から言ってもそうじゃないだろうか。大光相銀のときを考えるとみれば、大蔵の言われておったことと私の言っていることでは私の方が結果的には正しかったわけですからね。見通しは間違いないか。そのときに、もう幾つかありますよということに既に十年前ぐらいに言っている、そのうちの一つにこれもあつたわけですからね。今明るみに出てきたわけですね。

で、不良債権はあるのですか。ここまで一応一週答えてください。

○政府委員(吉田正輝君) 平和相銀につきましても、現在検査継続中でありまして、その実態把握に努めているわけでございます。いずれにいたしましても、この検査の内容でございますが、これは個人や企業の秘密に属する事項が大部分でございますので、これをここで申し上げることは差し控えさせていただきます。いずれにいたしまして

も、大蔵省は日本銀行と協力いたしつつ、預金者保護の観点から万全の態勢をとってまいりたい、かように考えているわけでございます。

○参考人(三重野康君) 今銀行局長から申し上げますたのと同じ趣旨で、まことに恐縮でございますが、個々の企業の秘密についてはこの席で申し上げられないのは残念でございますが、ただ、言うまでもなく、これは中央銀行にとりましては物価の安定と金融組織の安定、この二つが目的でございますので、自由化の波のさざ波に当たっているんなことが起きると思いますが、金融組織の安定ということについては万全を尽くしたい、こういうふうな考えております。

○和田静夫君 預金量は、六十年三月まで一兆二千億円あるわけですが、その後急激に落ち込むわけですから、急速に減少しているということなんです。これは答弁できないと思いますが、私はこのところを一方的に申し上げておきます。

それから幾つか投書がこれに絡んで来ているんですが、資金量をどうも操作されているのではないのか、粉飾の預金を行っているのではないかと言われています。反論があれば承りたいところですが、私は小切手率の操作、あるいは外貨建て預金による操作があると思つて大蔵省に資料要求しました。一定の資料は出てきました。それから類推して、きょうはいいいいますけれども、ちょっと時間の配分がうまくいかなくて、時間がなくなつてきましたからそれを言いますが、大蔵から出していただいた数字をもとにしてはじきました。一般論で端的に答えてもらいたいんですが、小切手率が高いということは粉飾預金の可能性が高い。これは一般論としてはそう考えておいていいですか。

○政府委員(吉田正輝君) 小切手の種類にもよると思ひますけれども、例えば落ち落ち小切手とか、そういうような粉飾に操作するような小切手が多い場合にはそういうこともあり得る、先生御指摘のような点もあり得ると思ひますが、一般論として、小切手が多からこれが粉飾型であると

いうふうに断定することは困難であるというふうな存じております。

○和田静夫君 その議論を残しておきます。当行における論議は残しておきます。一般論のところの答弁が私ちょっと気に食いませんが、ちょっと時間がありませんから。

検査にこれだけ長い時間がかかっているということは極めて異例なことだと思ふ。通常であれば、どこに幾ら貸し付けたか、担保は幾らかというところはわかるはずですが、ところが長引いている。簿外保証、浮き貸しなんという事実、あるいは帳簿がでたらめというふうな四つあるとか五つあるとかという話まで出ているわけでありまして、どの報道が正しいかはよくわかりませんが、大量の不良債権が発生している。その大半がファミリー会社へのものであつてみたり、ファミリー会社への融資はまた追い貸しで雪だるま式に膨れ上がつているとか、考えられる多くのことをやつていらつしやるわけですが、事実関係のディテールがいま一つはつきりしませんからあれですが、私は、乱脈経営は必ずしも小宮山さん一族だけのものではなくて、現経営陣全体の問題としてとらえるべきであると考へているんです。そうだから小手先でもって会長をおかえになつた。しかしその会長は大蔵省からいらつしやつた。その会長は代表権を持つていなかったのなら話は別ですけども、代表権をちゃんとお持ちになつておつた。そういうようなものをかえただけでもって、これはこれで済んだんだということにはどうもならぬと思ひます。少なくとも見積もつても総預金量の四割を超えて不良融資を抱え込む、回収不能にもかかわらず追い貸しをする、こういうふうなのは一種の背任行為ですよ。

私は、そういうことで、経営陣全体の責任問題というのをどういうふうにお考えになつておられるのかということをお聞きしたいですね。

○政府委員(吉田正輝君) 時間を余りあてたいしませんが、そのたび平和相銀は中間決算を発表しました。そのときに、銀行の健全性確保のため、検査継続中であつて不確定要因もあるので社外流出を見合わせる。それからこのような事態に立ち至つた責任を痛感して、社長が辞任し、会長が社長を兼務し、事態の収拾に当たることとした。それから顧問を迎えて銀行の運営全般及び今後の経営計画の策定等につき指導を受ける。こういう態勢をとつたわけでございます。

経営責任でございますが、これは公共的役割の強いものではございますけれども、本来は私企業でございますので、経営者が自主的に判断すべきものであるというふうな考えられますけれども、私どもが受けました今回の平和相銀の措置、受けましたというの報告でございますが、平和相銀から受けました措置は、中間決算に際して経営者としての責任を明らかにしたものであるというふうな理解しているわけでございます。

○和田静夫君 法務省おいで願つたんですが、この平和相銀の現況というのはどういうふうな認識されているわけでしょうか。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。ただいま先生の御質問にもございましたように、事実関係がまだつまびらかでございませんで、これに関しまして刑事責任の面からどうこうと言ふことはできない状況であるというふうな承知しております。

なお、この平和相互銀行をめぐつて国会におかれましても種々の論議がなされておること、また各種報道機関で報せられることにつきましては、検査当局におきましても承知しておるものと思ひます。

○和田静夫君 今の答弁で強い関心をお持ちになつておられるというふうな理解しておきます。ともあれ、もう時間がありません。総括的に本来、このことよりも、もっとこれからの自由化に伴つたところのものの対策をお聞きしたかったんですが、時間がなくなりました。そのところちょっと主張だけ申し上げておきます。

その前に、大蔵省も現経営陣と同様に私は責任が問われなからぬと思つておられるんで

ため、検査継続中であつて不確定要因もあるので社外流出を見合わせる。それからこのような事態に立ち至つた責任を痛感して、社長が辞任し、会長が社長を兼務し、事態の収拾に当たることとした。それから顧問を迎えて銀行の運営全般及び今後の経営計画の策定等につき指導を受ける。こういう態勢をとつたわけでございます。

経営責任でございますが、これは公共的役割の強いものではございますけれども、本来は私企業でございますので、経営者が自主的に判断すべきものであるというふうな考えられますけれども、私どもが受けました今回の平和相銀の措置、受けましたというの報告でございますが、平和相銀から受けました措置は、中間決算に際して経営者としての責任を明らかにしたものであるというふうな理解しているわけでございます。

○和田静夫君 法務省おいで願つたんですが、この平和相銀の現況というのはどういうふうな認識されているわけでしょうか。

○説明員(原田明夫君) お答え申し上げます。ただいま先生の御質問にもございましたように、事実関係がまだつまびらかでございませんで、これに関しまして刑事責任の面からどうこうと言ふことはできない状況であるというふうな承知しております。

なお、この平和相互銀行をめぐつて国会におかれましても種々の論議がなされておること、また各種報道機関で報せられることにつきましては、検査当局におきましても承知しておるものと思ひます。

○和田静夫君 今の答弁で強い関心をお持ちになつておられるというふうな理解しておきます。ともあれ、もう時間がありません。総括的に本来、このことよりも、もっとこれからの自由化に伴つたところのものの対策をお聞きしたかったんですが、時間がなくなりました。そのところちょっと主張だけ申し上げておきます。

その前に、大蔵省も現経営陣と同様に私は責任が問われなからぬと思つておられるんで

をどういうように再編成されようとしているのか、そういう問題意識から具体的な問題として平和相互の問題を少し振り返ってみたいんです。

よ。これは大蔵大臣、一昨年田代現社長を会長として送り込まれた。その会長職は代表権を持つていた。その前にも実は大蔵省から天下つていゝんです。これはいろいろのことがあつた結果天下つていゝわけです、それで送り込んでいゝわけです。にもかかわらず、平和相互の体質といゝのは一向に変わらなかつたわけです。問題銀行に対する天下りといゝますか、そういう手配をしたこと効用が出なかつた。私は長いこと東京信用金庫だとかその他幾つかのことをやってきましたけれども、天下りといゝばかりで、ほとんどそのところが役に立たなかつた。どれを考へてみても、東京信金を考へてみても、あるいは大光相互を考へてみても、そういう措置といゝのは全然だめだつたんです。それにもかかわらず、それと同じことをやつてきて、じんぜん日といゝような感じがありますけれども、余り非難をして言つていゝわけじゃありませんが、今後を考へる場合に、ちよつと振り返り見て少し教訓にしなきゃいかぬのじゃないかといゝ意味で言つていゝんです。十年前からこゝは問題があらわれていたわけです、私も指摘をしていゝたわけです。

で、同行に大蔵から役員が行かれた後も実は不良な貸し付けが行われたり融資が行われていゝ。こゝのところを私は非常に重要だと思つていゝんです。大蔵の検査が何度もその間に行われていゝわけですね。ところが、検査対象として二重帳簿、三重帳簿をつつたと言われていゝんです。が、そのことは置いておいても、とにかく大蔵出身者が行かれたけれども、その役員を通じて事実關係を大蔵省は知り得る立場にあつた、あるいは知ることができなかつたのかもしれない、こゝういふふうに思つていゝですね。これはたしか決算銀行なんですよ。そこで事実關係の追及はこれからもう少し調査された後で機会を見て論議をさせていただきますが、この世間をにぎわした問題銀行に対して適切な指導、指揮といゝか、そういうものを行つてこれなかつたんじゃないかといゝことを大蔵大臣、私は痛切に思つていゝです。

金融自由化の進行で金融の再編成が必至の情勢にある。平和相互銀行が皮切りになる可能性がある。大蔵当局としては、平相問題と金融再編成問題を関係づけてどう展望をお持ちになるのかといゝような形で教訓を導き出さなかつたならば、これはいけないのではないだろうか。可能性として都銀の吸収合併といゝことがある。そういう事態も今後の検討にはなるんだけれうと思つていゝんですが、当然そういうことも含むとして、救済方式は、関連なんです。第一に日銀が低利融資を行われる、第二に相銀協の協調融資がある、第三に都銀その他の支援といゝ方法。そこで、こゝういゝような救済方式といゝのは今後中小金融機関の救済方式にこのスタイルが一般的なものとなつていくのだから、こゝのところだけはきょう大蔵大臣に確認しておきたいんです。例えば第二の相銀相互の協調融資といゝことになれば、これは実害がすぐ他相銀に及ぶといゝことでもあるわけでありますから、こゝういゝようなことで、これからずつと將來のことを展望して、金利の自由化などの中で起きてくる問題についてのあれはこゝの中で優先的に、例えば日銀が、相手によつて、組合になるか金庫によつて違ひますが、日銀がまず低利融資をやるといゝことが常道化をしていくのだから、その辺のところをはつきりできるのならばはつきりさせていゝたい、こゝういゝふうにしていゝます。

それからもう一つお答えいゝたいのは、救済態勢が発動されるに当たつては、これまでの乱脈經營の全責任を大蔵出身者を含めて問ふこと、そして実効ある再建のプランを立てることが必要だと思つていゝんですが、大臣、今後こゝういゝ指導がされると期待しておいていゝのだから、經營責任と預金者保護を混同してはならぬわけでありますから、こゝのところをどうですか。

それから相互銀行が、平和相互に限りませんが、都銀と信金などはさまに置かれていゝ、こゝれはよく今盛んに報道されていゝところなんです。そうすると今後平和相互の經營危機を迎えるところが出てくるのではないだろうか。私は非公式にこゝのところは大丈夫ですかといゝところもありませんが、それは出てくるのじゃないか。こゝのところは、きょうは大光相銀のときに幾つかのことを私言つていゝますから具体的なことは申しませんが、どうもこゝういゝことが危惧される状態にある。そこで、こゝういゝものを見取り圖をどういゝふうにお書きになりながら銀行行政全体を今後おやりになつていくのだからといゝことが大変気になります。

それから相互銀行が、平和相互に限りませんが、都銀と信金などはさまに置かれていゝ、こゝれはよく今盛んに報道されていゝところなんです。そうすると今後平和相互の經營危機を迎えるところが出てくるのではないだろうか。私は非公式にこゝのところは大丈夫ですかといゝところもありませんが、それは出てくるのじゃないか。こゝのところは、きょうは大光相銀のときに幾つかのことを私言つていゝますから具体的なことは申しませんが、どうもこゝういゝことが危惧される状態にある。そこで、こゝういゝものを見取り圖をどういゝふうにお書きになりながら銀行行政全体を今後おやりになつていくのだからといゝことが大変気になります。

○委員長(亀長友義君) 和田委員に申し上げますが、大分時間が超過しておりますから御留意を願ひます。

○和田静夫君 今もうこれで終わります。中小金融分野を見ますと局地的に金融タイトの状態が起り得ると思つていゝんです。私は何も信用不安をかき立てようなんて思つていゝんことを言つていゝつもりは一つもありませんが、金利自由化によつて大手間取引では金利が下がりますが中小零細では金利が下がらないといゝ事態が想定されます。あるいは、預金は都銀、地銀に集中するが中小融資は中小金融機関に集中する。こゝういゝような資金偏在といゝ事態も予想されるわけなんです。こゝのところはまとめて、大蔵、日銀としてこゝういゝ点を中期的にどういゝふうにお考へになるのか、答弁を求めます。

○政府委員(吉田正輝君) 幾つかの大きい御質問でございますので、全部答へ切れなかつたかわかりませんが、お答へに努めてみたいと思ひます。まず第一に經營危機の銀行のケースでございますが、それにつきまして、大蔵省も日本銀行もまずは信用秩序維持、預金者保護といゝ観点からこれに対処することになると思ひます。かつ金融業界も、金融システムの安定、あるいは業界のイメージの確保、あるいは業界の自己防衛といゝような観点からその經營危機にある銀行に対して当然関心を持ち救済する意向を持つことがあろうかと存するわけでございます。

こゝのたびの平和相互につきましても、日本銀行、相互銀行協会あるいは関係主力金融機関がこの救済、救済といゝますが、ただいま申しました信用秩序維持、預金者保護といゝことでセーフティネットをしたといゝことでございます。

したがらして、趣旨といゝしましては、あくまでも信用秩序維持、預金者保護で大蔵省、日本銀行、業界が対応する問題でございますけれども、それぞれの經營危機のケースといゝものは、原因、道順、その結果等につきましては千差万別であらうかといゝふうに思つていゝのでございませう。でございませう、これにより生ずる經營困難の状態はいろいろあると思つていゝので、これに対処する方法もケース・バイ・ケースで考へるので、先生御指摘のようなたゞいまの方式が必ずしも一般的になるとは考へないわけでございます。

それから經營責任の問題について言及されましたけれども、ただいま申し上げましたような信用秩序維持、預金者保護といゝことで対応しておりますので、經營責任といゝのはあくまでも自主判断に属すべきものでありますけれども、救済されたいからといゝてこれが一つの、言葉として適切かどうかかわかりませんが、免罪符といゝことになつていゝわけはございませう、經營責任については厳しい自覚が必要であるといゝふうに考へていゝわけでございます。

今後出てくるのではないかといゝことについては全く予想できませんけれども、金融の自由化、金利の自由化といゝことで金融環境がますます厳しくなつていゝことも事実でございますし、



二月二日から実施したのは、先ほども申し上げました特別融資制度の一千億円程度の創設、それから中小企業信用補完制度の弾力的運用とか政府系中小企業金融機関の貸付枠の確保とか諸般の措置をとったところでございますが、これで大丈夫とは少しも思っていないわけでございます。今後例えば下請取引適正化のための指導の徹底ということとで、さきの特別融資制度の金利の一層の引き下げ及びその早急適用、信用保険の特別措置の創設などを図るための所要の財政措置を講じる。それから中小企業者の経営を安定させ事業転換の円滑化を図るための所要の法案を年明け後可及的速やかに提出する準備をするとか、いろいろな準備をしておいて、実はけさも早朝から大蔵大臣あるいは経企庁長官、官房長官等と与党である自民党三役と、この中小企業対策について真剣な検討を行い、またそういうことを要請しておるところでございます。

○原田立君 今も大臣言われたように、何か来年から事業転換や内需開拓を促すための新法案を提出するということですが、即効性において多少疑問があります。今現に円高で眼前に困っている問題があるわけです。来年の手当てはまた手当てとしてきちっとやってもらいたいと思うんですけれども、即効性の面で実は疑問があるわけがあります。

現行の中小企業事業転換対策臨時措置法、これは五十一年に制定されておりますけれども、これに基づいての事業転換に取り組んだのはわずかに二百九十件である。少ないわけですね。こういうようなことと、まだ手だて、手段としてはもっと手厚い手段を講じなければいけないんじゃないかと思いが、いかがですか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 制度の詳細につきましては、また御質問がありますれば木下中小企業庁長官が出席しておりますからお答えを申し上げますが、中小企業の円高による救済対策というものはまさに緊急を要すると思えます。したがいま

して、私どもは、九月二十二日のG5以降、十月、十一月に産地の実態調査あるいはアンケート調査、それから先般十二月六日でございますが、全国の地方通産局長に集合してもらいました。この問題について真剣な討議を行ったところでございます。そして即効性というものが非常に必要であるということはもう原田委員御指摘のとおりでございますので、緊急融資その他の措置も講じておりますし、それと並行して新年度の予算要求あるいは税制その他諸般の検討を進めておると、こういうふうによつておるわけでございます。

○原田立君 そういふふうな日本の通産省の動きに対して、アメリカの方からは過度な産業政策だという批判が出始めているということをやつと見たんでありますけれども、通産省としては輸出力維持に国が手をかすのではなく、むしろ円高定着をねらった政策だと、こういうふうな答弁、考案方をしているということでございます。これからの交渉ともなりますが、この新法案によつて財源を新たに必要とするときに大蔵大臣は、大蔵省は、はい、そうですか、じゃ出しましょうというふうなことで簡単にいくだろうか。今でもシブチンで予算を切り詰めるようにしている真つ最中ですから、通産省が考えるようにそんな簡単にいかにんじやないかという心配、懸念をするんですが、いかがですか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 今原田委員が御指摘になったアメリカの意見というのは、実は私どもの仄聞いたしておりますところでは、円高になつた、そして輸出に頼っていた中小企業に政府等が予算を支出して貿易を振興することを考えるのは、今までの貿易政策に相反するものではないかという指摘であると、こういうふう聞いております。しかし、これは日本の中小企業対策なり中小企業の実情をよく理解していただけない面があると思ひまして、そういう点については極力関係方面の理解を求めよう努力をいたします。

それから財政当局が中小企業救済について理解が行き届かないのではないかと御心配につきましては、実は私どもはこの問題については、既に十月の段階から大蔵大臣あるいは政府・与党その他いろいろな非常に真剣な折衝をしております。極力中小企業の手当確保、そして緊急対策の推進、このことはもう全力を挙げる決意であります。

○原田立君 大臣、結構です。本日はもつと自己認識制度で聞きたいんですけども、四時までにいうことだったから、行かれて結構です。アクションプログラムの中から本法案に組み込まれている消費生活用製品安全法の改正についてであります。改正では特定製品の中から一部のものに自己認識制度を導入することです。現在、特定製品は八品目ありますが、このうちどの品目を検討対象としているか。

○政府委員(松尾邦彦君) 現行の八品目の特定製品の中でどの品目を自己認識制度が適用される第二種特定製品として指定するかにつきましては、今後法律の規定に基づきまして製品安全及び家庭用品品質表示審議会に諮った上で決定してまいることとなっております。

【委員長退席、理事大島友治君着席】  
どのようにして決めるかということにつきましては、やや具体的に申し上げますと、現行の特定製品につきましては、次のような三つの観点から総合的に勘案して第一種、第二種の区分がなされることになるかと考えております。その第一は、その品物につきまして安全性確保を図るために必要な製造技術の水準及びその普及度などでございます。第二には、その品物につきまして安全性を確認するために必要な検査技術の水準及びその技術の普及度。第三には、その品物に係ります事故の発生状況の推移と現状。以上のようなことを目印にいたしまして、具体的な品物を今後審議会に諮って決めてまいる所存でございます。

○原田立君 一種、二種はいいですよ。炭酸飲料

瓶詰類のことです。例えば今も出回っているコーラとかペプシコーラとか、そういうものはこれに当たるんでしょうか。

○政府委員(松尾邦彦君) 具体的に申し上げますと、その特定製品八品目の中で炭酸飲料瓶詰は農水省が所管しておりますが、通産省の立場では、したがいまして農水省の意見を正確に申し上げるわけにまいりませんが、私どもの承知している限りでは、アクションプログラムの中に炭酸飲料瓶詰につきましては自己認識制度の導入の方向で検討する旨規定されておりますので、今後自己認識品目を考える際にはこの炭酸飲料瓶詰はその有力な候補として検討対象になるものと考えております。

○原田立君 農水省を呼んでおけばよかったね。だから、どういふものを指しているのかと聞いています。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げましたように、現在でございます特定品目八品目の中でどれを具体的に自己認識制度に移行せしめるかということにつきましては、先ほどの繰り返しのようになって恐縮でございますけれども、法律の規定に基づきまして審議会にお諮りして、その上で決定してまいるわけでございます。現段階でこの品物が移行する、この品物は移行しないということをや具体的に申し上げられる段階にないわけでございます。しかし具体的な判断の物差しは、先ほど申し上げましたように、製造技術の問題あるいは検査技術の問題あるいは事故の発生状況、これらを総合的に勘案して審議会にお諮りして決めていくことになるといふことになっております。

○原田立君 まだ品名ははっきりしてないんですね。僕は、炭酸飲料瓶詰関係といえはコーラとかペプシコーラか、そのぐらいのものだろうと思つておるんですよ。間違いないんですか。それとも審議会から答申が出なければ返事はここで公にできないんですか。違うんですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げました



とおり、審議会にお諮りした上で品目が決まるわけでございます。

○原田立君 だから大臣がいなくて困るんですよ。あなた方はそんな程度しか返事ができないんです。責任が持てるような発言じゃないからね。非常に困る、そんなあいまいな返事では。

じゃ自己認証制と政府認証の区分はどういうことですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 自己認証品の品目につきましては、企業みずからの自己責任において安全性の確保についてチェックするということになるわけでございますけれども、もとより自己認証制に移行いたします品目につきましても、私どもといたしましては、現在と同様の安全のレベルが確保されることが必要であり、それによりまして消費者保護上漏れないようにしてまいらなければならぬと考えておりますので、第一にはその自己認証制に移行した品物につきましても一定事項の届け出義務、基準適合義務などを課しますとともに、改善命令、回収命令、罰則等によりまして義務の履行を担保するような法制にいたしております。第二に、また自己の製造する製品が基準に合致しているかどうかは企業の一義的な判断でございますけれども、その製品が満たすべき安全基準につきましては、今後とも政府認証品目と同様、安全性の確保に遺漏なきを固くみずからこれを定めることにいたしておるわけでございます。

さらに自己認証品目の具体的選定は、先ほど申し上げたようなことで審議会に諮り決定することになっていくのが実情でございます。一言で申せば、政府みずから責任を持って安全基準に合致するかどうかを認定するのか、それとも企業がみずから基準に合致しているかどうかをまず判断するか、そこに差があるわけでございます。

○原田立君 自己認証制に移行して事故が起きた場合の対応はどうするんですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほどの言葉と若干ダブリまして恐縮でございますけれども、自己認証制に移行した品目につきましても、製造業者、輸入業者に対しては、一定事項の届け出義務、基準適合義務あるいは損害が生じた場合の損害賠償義務等を課しております。また国におきましては、必要とあらば改善命令、回収命令、罰則等によりまして企業のこうした義務の履行を担保する規定があるわけでございます。したがって、事故が起こった場合にございましての対応についても、政府認証品目と同様の対応を図っていくように法規定上考えているわけでございます。

○原田立君 政府認証に戻すこともありませんか。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げましたように、自己認証制を導入する品目の選定に当たりますと、関係審議会に諮りまして製造技術の水準、検査技術の水準、事故発生状況等、総合的に勘案して審議会に諮って決定することになっているわけでございます。したがって、法の機動的厳正な運用と相まちまして、製品の欠陥に起因する事故が多発して消費者保護上問題となるような事態が生じないよう十分配慮していくことが基本でございますけれども、仮にも先生御指摘のように自己認証制を導入した特定製品につきましても、製品の欠陥に起因する事故が発生し、企業の自己責任ではその品物の安全性を確保することができないというふうな判断されるに至った場合には、審議会に諮りまして品目の指定につきましても再検討を行うことはあるかと存しております。

○原田立君 おたくの方からもらった資料によりますと、「炭酸飲料びん詰」、これが実は五十年に二十七件、五十一年に二十三件、五十二年に二十六件、五十三年に十三件、五十四年に二十件、五十五年十八件、五十六年に十一件、五十七年に十二件、五十八年に五件、五十九年にはなしで、十年間で百五十五件の事故件数があります。御承知だろと思うんですけども、これは「炭酸飲料

びん詰」というだけの表示なんだけれども、中身はどんなものなんですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 「炭酸飲料びん詰」につきましては、四百ミリリットル以上の容積を有する瓶詰を指しております。

○原田立君 どうも答弁が下手くそですね。百五十五件あるわけですよ、十年間でね。これはどういう品名でどういう内容なんですかと今聞いているのです。

○政府委員(松尾邦彦君) 先生御指摘のように、百五十五件の事故が四十九年以降五十九年度までに発生いたしておりますけれども、これは農林水産省の所管でございますので私どものところで的確に把握しているわけではございませんけれども、一応百五十五件の中で特に製品の欠陥による事故というものはなく、他の品物に比べますと事故の内容はむしろそれ以外の事情によるものではないかというふうな私ども承知しておりますが、詳細につきましては農水省からお答えいただくのが筋かと思っております。

○原田立君 農水省は呼んでいないんだよ。じゃ次にいきましょう。この法律ができたときから考えても、自己認証制への安易な移行は考え直すべきではないか。一〇〇%事故発生はないと保証があるのかどうか。過去にこういう例があるわけだ。だから安易に自己認証制に移すのはいいかなものか、こういうふうな思うんですがどうですか。

○政府委員(松尾邦彦君) これは農林水産省が審議会に諮って御判断をされることでございますけれども、百五十五件の十年間にわたる事故が確かに累積してございますけれども、近年の事故の状況はかなり少なくなっている。特に五十九年度は事故は一件もなかったというのが実情でございますので、このような実情を踏まえて、あるいはまた瓶詰のほかに瓶の方も特定製品の中に指定されておりますので、それらの瓶の状況なども判断し

ながら恐らく農林水産省において今後検討されることになるんじゃないかと思っております。

○原田立君 アクシオンプログラムの一環として検討されていることからもその効果は非常に疑問であると私は思います。

昭和五十八年に金属製バットを特定製品から外してありますが、何ら成果は期待できない状況と聞いております。製品移行の前後の実態を実は報告を受けたいところですが、時間がなから指摘だけしておきます。今回の場合も同様の結果になるのではないかと心配するんじゃないかと思いますが、金属製バットはおたくの方じゃなかったかな。

○政府委員(浜岡平一君) 通関統計には示されておられませんので、公式の統計はないわけでございますけれども、主要の輸入業者から私どもが聴取いたしましたところによりますと、五十六年に二千五百本ばかりの輸入がございましたが、五十七年、五十八年には輸入はございせんでしたが、五十九年に千六百五十本の輸入がございましたけれども、ことしは現在までのところ輸入はございせん。

○原田立君 輸入がないんじゃないかと、五十年六月五日に指定して五十八年一月に解除しているわけでしょう。その指定解除するとき、先ほど審議官の話では審議会の答申を得てやると言ったけれども、そういう手順は踏んだんですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 特定製品の指定及び解除につきましては、審議会にお諮りして決めております。

○原田立君 安全性、特に人体にかかわる問題であるがゆえに十分な検討が必要であることを強く主張したい。また一般国民、消費者の関心の高さも当然のことと思っておりますが、法改正に当たって消費者側の意見はどのように反映されているのか、十分なる意見聴取がなされたのかどうかお伺いしたい。

○政府委員(松尾邦彦君) この消費生活用製品安全法へ自己認証制を導入するに当たりましては、その検討に当たりましてアクションプログラムの中におきましても、関係審議会に諮り、消費者等の意見を踏まえて導入の可能性を検討するという旨の記載がございます。このため、私どももいたしましては、消費生活用製品安全法の中で自己認証制度の導入の可能性を検討するに当たりましては、産業構造審議会にこれをお諮りしまして消費者代表を含む学識経験者の意見を広く伺ったところでございます。この審議会の消費経済部会では五回にわたりまして審議を行いまして、去る十月十八日に答申の取りまとめをいたしましたわけでござい

ますけれども、この改正案はこの答申の提言に沿って作成されたものでございまして、当然のことながら消費者代表委員の意見も十分に踏まえた内容となっております。○原田立君 ガス事業においても同様の自己認証制の導入が行われようとしておりますが、ガス用品については特に危険度が高いものであり、メーカーがよほどしっかり自己認証しないと事故故に

つながりかねない。ガス用品については技術的に取りやめるべきではないかと、こういうふうに思

いますけれども御見解はいかがですか。また、現在どのような品目を検討の対象にして

おるのかお伺いしたい。——お伺いしたいというよりか、僕のもらった資料では、ガスの瞬間湯沸かし器、ガスストーブ、ガスバーナー付ふろがま、ガスぶるバーナー、ガスぶるバーナー元栓、ガス圧力なべ及びガス圧力が、六製品のようにありますけれども、いかがですか。

○政府委員(達坂国一君) ガス用品につきましても、第二種ガス用品への移行につきましても所定の法的な手続の上決定されることになっております。

〔理事大島友治君退席、委員長着席〕

ですが、先ほどからお話出ておりますように、この自己認証制度によりまして安全確保を図ることが適当であるという判断をされるものについてのみこの制度に移行することにしておりま

す。○原田立君 都市ガスとプロパンガス、その方の両面から見てどうですか。

○政府委員(達坂国一君) 今回の改正は都市ガスの用ガス用品についてでございますが、同じような性質のものにLPガスの製品もござい

ますので、そちらの方との横並びも十分検討の上慎重に対処したいというふうに考えております。○原田立君 群馬県で焼肉屋の爆発事件があったのはたしか煽惑でしたね。それから御殿場でも何かありましたね。あれはたしかプロパンガスだったと思う。元栓の締め方が足りなくてガスが噴出して、点火したらば、ばっと大爆発を起した

ということがあるんで非常に心配しているわけでありまして、ガスはもう一遍考え直してはどうですか。

○政府委員(達坂国一君) 先ほどの繰り返しになりますが、この自己認証制度に移行する問題につきましては、安全確保を図ることが適当と判断されるものに限ってその対象とするよう慎重に実施したいと考えております。

○原田立君 慎重には慎重を期してもらいたいと、これは要望しておきます。アクションプログラムに関連して、関税率の引き下げだとか、基準・認証、輸入プロセスの緩和

によって大きな影響を受けるのは実は国内産業、とりわけ中小企業であります。アクションプログラムに伴う中小企業対策に万全の措置がなされているとは存じますが、いかがですか。

○政府委員(木下博生君) アクションプログラムによりまして製品輸入の促進を図る、それによって貿易摩擦の解消を図るという目的でこのよう

な措置をとっておるわけでございますから、当然自己認証制度等の導入によって製品の輸入がしやすくなれば、その分について日本国内における同じような種類の製品の製造業者に影響が出る可能性が十分あるわけでございます。

そういうことで、私どももいたしましては、そのような影響を受ける中小企業者に対しては、その別途の方策によって対応策を講じていくという

ことを考えておりました。先ほど大臣から御説明いたしました事業転換対策等の充実によって、そのように影響を受ける業者がほかの分野で今後の道を探していくことを手伝うような

施策を来年やりたいというふうに考えておるわけでございます。○原田立君 それじゃ通産省は結構です。運輸省。航空法第六十五条第二項の変更が今度の

法案で出ているんですけども、先ほど問題になりましたが、四基以上の発動機を有し、かつ三万五千キログラム以上の最大離陸重量を有する

航空機の削除の理由は何ですか。○政府委員(小里貞利君) 航空機の機関士の乗り

組みについては、ただいま先生御指摘になりましたように、航空法第六十五条第二項の規定によりまして規定されておるところでございますが、その中身は御承知のとおり二つございまして、第一

点が、ただいまお話しのように、外形上発動機を四基以上、そしてまた最大離陸重量が三十五トン以上は機関士を乗せなければならず、かように

なっておりますところは御承知のとおりでございますが、先生も御承知のとおり、この航空法の制定は昭和二十七年に制定されたものでございまして、それからずっと申し上げまして三十三年を経過いたしております。申し上げるまでもなく、この間航空機にかかわる直接的間接的技術の顕著な改善

進歩によりまして、今日その第六十五条第二項にございする第一項は削除しても、なおかつ第二

項によりましていわゆる航空機の構造上発動機あるいはその機体の取り扱いは機関士がなければ重大な支障があるのではないかと一項目がござい

ますので、この項によって十分制御できるのではないかと、こういうような判断に基づくもので

ございます。○原田立君 そうしますと、例えばボーイング747、これは二百九十二人乗り、三百六十人乗り、四百五十五人乗り、五百人乗り、五百五十人乗り、これは操縦士、副操縦士、航空機関士と三人乗

っていますね。これは二百五十八トン、それから三百、それから三百七十七トン、非常に大型な

のですよ。これは既に三人乗って運転するような型式になっておるわけですね。だから当然これは必要なわけだ。お聞きするんですけども、これが二人乗りになるような、二人で操縦するようなことになることは今後考えられるんですか。

○政府委員(大島士郎君) ただいま御質問のボーイング747でございますが、現在までのところは、この航空機は操縦士二名と航空機関士の乗務を必要とする機体でございます。しかしながら、最近技術の進歩を受けてこのボーイングの747を改造し、電子技術あるいはコンピューター制御技術をふんだんに取り入れて操縦士二人のみで安全に

運航ができるというような構想をメーカーであるボーイング社が声明いたしましたわけでございます。それによって現在ノースウエスト航空がこのような新しい747-400と申しますが、この1-400を十機発注いたしました。これは去る十月でござい

りますれば、米國政府の安全証明、いわゆる型式証明と申しておりますが、型式証明を得た上で商品化されるということにならうかと思ひます。

○原田立君 今日本の空にはエンジン基數四基で飛行乗組員が二人という飛行機が飛んでいますか。

○政府委員(大島士郎君) 現在我が國の空には先ほどの答へ申しました航空法の規定でエンジン四基・三十五トン以上の飛行機は飛べないわけでございます。現在我が國に飛んでおります四発機はいずれも三十五トン以上の飛行機でございます。すべて三人乗務でございます。

○原田立君 それは今後二人乗りのようなことにボーイング社で研究されているというふうに先ほど言いましたね、本当ですか。

○政府委員(大島士郎君) ただいまお話しいたしましたボーイング747-400、こういうタイプのもので二人乗務の航空機である、これが開発決定をして開発にかかったという情報は得ております。

○原田立君 要するにイギリスBAeというのはいギリスのことですね。BAe146、八十二人乗り、九十三人乗り、百人乗り、百十一人乗りというのがあるんだそうだけれども、これは乗組員が二人でしょう。この飛行機を日本の空に飛ばしたいわけだな、運輸省は。ところが、この四基・三十五トン以上のものには三人以上乗せなさいけないという法律があつて、それを輸入できないから、だから輸入できるように法を變えよう、こういうことですか。

○政府委員(小里貞利君) 先ほどもちょっと御説明申し上げたんですが、航空法の中身からいたしまして、いわゆる航空機にかかわる直接、間接的な技術の顯著な革新等によりまして、本来若干航空機関士を乗せるこの規定については検討の時期にたまたま来ていたやに私どもは承つておるのであります。同時にまた、先生ただいま

御指摘になりましたように、折しもたまたまイギリスのBAe146、この輸入にかかわる話題がこの夏前後に出てまいつておることも事実でございます。なおまた英國の方からBAe146についての苦情がしばしば寄せられておることも事実でございます。同時にまた今日の規制緩和、さらにはまた共通の一つの目的を持つかと思つてございまして、アクションプログラムの編成前後におきまして少しでもお手伝いできるのではないかと、そのような配慮もあるかな、こういうふうにして承つておるところでございます。

○原田立君 要するにあんまりよくわからないんだけれども、A300、エンジン基數二基、乗客數二百八十一人、総重量百三十七トン、これは乗組員三人です。エンジン二基だけれども、三人乗つてます。二百人、三百人だなんて大勢の人を輸送するときに、幾ら機械が優秀だからといって二人乗りでいいんじゃないかというのは、ちょっと乱暴じゃないか、こう思つたけれども、どうですか。これは政務次官に聞きましょう。

○政府委員(小里貞利君) 今先生の質問中に技術部長とも意見調整を申し上げたわけでございますが、端的に申し上げまして、現在航空機関士が乗つておる、それを含めて三名の飛行機まで今回の改正によって必然削減されてくるのではないかと、先生のお話じゃないかとも思つてございまして、さようなことには至らない、そういうようなことでございます。

○原田立君 だから冒頭に聞いたんです。今後、先ほどのボーイング747、これが三人乗りだけれども二人用に研究しているという話が冒頭にあつた。これは五百人、五百五十人乗りという非常に物すごい輸送力を持った飛行機ですよ。これも二人乗りで操縦士、副操縦士でやる考えなんですか。

○政府委員(小里貞利君) ではついでに私の方か

らお答へ申し上げますが、ただいま先生お話になりました747-400というのはボーイング社において今製造中の飛行機でございます。我が日本で当面この飛行機を輸入するかどうか、そういう計画は承つておりません。しかしながら、ただいま技術部長が申し上げましたのは、その飛行機についてノースウエスト社において購入契約を過ぐる十月にいたしましたことであり、なおかつその契約の中身においては機関士は必要でない、それは技術の革新もたらしたものであると、こういうふうな仕様書等によって承つておりますということでございます。したがって、我が日本がどうしようという具体的行為に至っていない、こういうふうな御理解いただきたいと思つ次第です。

○原田立君 ついこの間群馬県に日本航空機が落ちこちましたね。それから数日前にはソウルでまたポカを起こしましたね。今三人乗りで実際にやつててそういうポカを起こす。機械が優秀ならばそんなポカはないはずなんです。だから、余り機械が優秀だから大丈夫だ大丈夫だということは、そういう考えをそりや技術部長は言いたいだらうけれども、それを余り言う事故が起きた場合に責任問題が非常に重要な課題になると思つて居ます。

それで747型機ですね、日航でもボーイング747型機、エンジン基數二基、乗客數二百三十四人、飛行乗員數が二人、百二十七トン以上というそういう大きいやつ、これも何か日本で大分はやらして、いこうということであつたのでありますけれども、今度の米國家運輸安全委員會、NTSBですが、が米連邦航空局FAAに、この747型機も安全確保のために嚴重に注意しろと、こういう勧告をアメリカでは出してあります。新聞によると、日航の村田技術部長は積極的に対処したいと言つて、非常なうらばいの色を隠してない記事が載つております。いかがですか。

○政府委員(大島士郎君) ただいまの米國の國家運輸安全委員會の勧告と申しますのは米國の連邦航空局FAAに対して出されたものでございまして。主としてボーイング747の今回の日本航空の事故に関するNTSB委員會の推測から勧告をしたものでございまして、後部耐圧隔壁が747と設計思想が似ているものであるという点から747についても同様後部耐圧隔壁あるいは後部の胴体の構造等について検討を行う必要があるというふうな趣旨のものでございまして、私どもはこの事故の教訓として今後の747あるいは747の安全に対する万全の措置を表明したという点で評価しておるところでございます。

我が國におきましては、この後NTSBの勧告を受けまして米國の航空局が技術的な具体的対応を打ち出すことを期待しておるところでございます。このような対策が出ました段階で、日本の航空会社に対しても速やかに措置をとるよう指導したいと、こういうふうな考へております。

○原田立君 じゃ、運輸省結構です。木部大臣、お風邪のところを大分前から来ていただいておりますので、若干質問をしたいと思つて居ります。

地代家賃統制令で、昭和二十五年七月十日以前に建築されたもので延べ面積が九十九平米以下の住宅及びその敷地の家賃及び地代が統制の対象とされてきたのであります。その後三十五年後の今日統制を廃止することにするんだが、現在もこの地代家賃統制令の統制になっている対象の借家九十万人、借地三十四万四千件が対象になっておるのではありませんが、百二十四万四千件、三百四十万人の非常に大勢の人がおいでなんです。いかなる理由、根拠で廢止に踏み切ることにしたのかどうかということをお聞きしたいんですが、局長の答へは大体わかっている。こういう困つて居る人の対策は、ただ法律が昭和十四年の勅令で決まつて、

ボツダム宣言以後にちよっと手直して二十五年にやって、古いから直すんだというそれだけの理由じゃ私に受けとめかねる。いかがですか。

○政府委員(渡辺尚書) 申し上げるまでもなく、最初の統制令は昭和十四年でございましてけれども、現行の統制令は昭和二十一年に当時の状況を背景にしてできたものである。したがって、単に時間がたったということはもちろん事実でございませぬけれども、そういった背景となった事情が大幅に変わってきている。これは住宅事情ということでございます。これは数字を幾つか申し上げるまでもないと思ひます。それから先生先ほどお示しになりましたように、この統制対象住宅等が限定されておることから、統制を受けていないもの、例えば民間の借家で申しますと、統制を受けている九十万戸の借家、これも実際に統制が守られているのは、地域により差がありますが、その一割ないし三割というふうな調査があるわけでございますけれども、九十万戸を対象にして考えた場合にも全体の七割であるということ、残りの九三〇の人のバランスを非常に失しているのではないかと。さらに家賃がどうしても安いということから、維持修繕が思うように進まないということ、統計によりまして、通常の民間借家に比べて、いろんな尺度はあろうと思ひますけれども、老朽度が三倍ぐらいという数字もあるわけでございます。こういったことを総合的に判断いたしました、今回の一括法の中で不合理といひますか、不必要といひますか、そういうものに該当するということをお願いするということになつたわけでございます。

○原田立君 私も、場所はどこということも明示しませぬけれども、あるところに行つて見ましたよ。昔は郊外であつたかもしれない。今はもう地下鉄の駅のすぐそばで、中心地ですよ。よだれが垂れそうな非常にいい所ですよ。それで家が

大分汚くなつてゐるか、おんぼろになつてゐるかという、決しておんぼろになつてゐませんよ。いろいろと補修してあつて、まあまあ住めるようになっております。といつて実は家の中まで見てきたわけじゃありません、ちよつと外だけ見てきただけなんです。こういうふうなのが私が見てきた感じですよ。

それで、母子家庭あるいは生活保護家庭のそういうような人たちが、あるいはお年寄りの人たちが、安い家賃で何とか生活しているという人も、実は思つて居るんですよ、会つてないからわからぬけれども。何か神奈川県、愛知、京都、大阪、兵庫、東京と建設省が調査したところによると、生活保護世帯の割合は三・七%となつておると、ありまして、百二十四万件あるうちの三・七%という四万五千八百八十という数字が出る、約四万六千の生活保護世帯の人がおることになるわけですよ。こういう人たちは、この統制令が撤廃されて家賃が、どんどんと言はない、どんなふうなコースで上がつていくか知らぬけれども、上がつていければ、生活に非常に影響してしまふ心配があるわけですよ。ほかに移つていきなさいよ、いやだ、ここにもう三十年も四十年も住んでるんだから動きたくない、こういう人たちがいるわけですよ。簡単に古いかからといって直すといふのはいかなるものか。これは非常に危惧を持つて居ます。

○國務大臣(木部佳昭君) 今先生から大変胸の詰まるような御指摘いただきましたが、私は、こういう場合には、ただ数字の面だけで大した影響があるとか、ないとかということだけではいかぬと思つて居ます。特に今先生から御指摘のございましたように、社会的に弱い立場の方々に対しては、やしくも不安や心配事を与えない、これがやはり行政の一番大事な点であるというふうに私は思つております。

そういう意味で、私どももいたしましては、もしこの法案が御承認いただければ、効力の発生するのは一年後ということになつておりますので、その間にありまして、今先生からも御指摘がありましたように、高齢者の方々であるとか、また母子家庭であるとか、そういう弱い方々の立場に立つて一生懸命最善の努力を尽くして、そういう方々に心配や不安を与えないように住宅の相談をしてあげるとか、それからまた公共賃貸住宅への転換、優先入居の問題についての親身になつての御協力を申し上げます。また生活保護の關係の皆さん方に対しましては、それぞれの省庁とも最善の連携をとりながら、そして万全の配慮をして、いやしくも先ほど申し上げましたように不安や心配事を与えないというふうなことに、親身になつて力の発揮できる範囲で、すべて我々は努力して、そういう皆さん方に不安や心配事を与えないように全力を挙げて努力していただきたい、かように考へておる次第でございます。

○原田立君 今大臣からそういう御答弁だければ、もう何をかいわんやということでございますが、実際収入が百万円ぐらゐる人は約二十万戸、二三%もいるんですね。百万円を単純に十二で割りますと月収八万三千円ですよ。二百万までの収入の人は四十六万戸、ざつとこれで全体の約五〇%ですね。それから六十歳以上の方は二十六万戸、約三〇%、これは総務庁統計局による調査の報告書で私申し上げているわけなんです、そういう実態があるわけなんです。

だから、古いから切るといふだけでは私はどうして納得しないんです。廃止に伴うトラブルがあつた場合には一体どういふふうに対処するのかが、あるいは家賃の大幅引き上げなどは廃止後にはないようになすべきであるとか、いろいろまだ質問事項を持つてきたんだけれども、大臣の決意表明があつたからそれを了として、この法を廃止し

たからどうだ、こうだといふようなことがないよりにせつぱく御努力願ひたい。

以上で終わります。

○内藤功君 通産省に消費生活用製品安全法の問題についてお伺ひしたいと思つて居ます。

まず最初に、この消費生活用製品安全法の問題についてお伺ひしたいと思つて居ます。

○政府委員(松尾邦彦君) お尋ねの消費生活用製品安全法は、四十年代の後半、所得水準の向上と技術革新の進展に伴ひまして新たな製品が次々と開発される反面で、製品欠陥による事故、それから製品安全に關する苦情相談が増大いたしました。國民の安全な消費生活を確保することが強く要請されてきたことを背景といたしまして、昭和四十八年産權審の答申を踏まえて制定されたものでございますが、この法律の目的は第一条にございまして、「消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に對する危害の發生の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、消費生活用製品の安全性の確保につき民間の自主的な活動を促進するための措置を講じ、もつて一般消費者の利益を保護することを目的」といたして居るものでございます。

○内藤功君 一般消費者の生命、身体を守る法律といふふうには理解しておるわけでありまして、この法律が国会にかつたときに、衆議院の商工委員会で附帯決議がつけられて、その第一番目にうたわれたのは、消費生活用製品についてできる限り多く特定製品として指定するということであつたんです。ところが、実際は通産省は特定製品の指定をふやさな、逆に五十八年一月、先ほど話題になりましたが、例えば金属パットの指定を解除するといふことが起きております。一例ですが、この金属パットを特定製品から當時外したのは、どういふ理由に基づきますか。

たからどうだ、こうだといふようなことがないよりにせつぱく御努力願ひたい。

以上で終わります。

○内藤功君 通産省に消費生活用製品安全法の問題についてお伺ひしたいと思つて居ます。

まず最初に、この消費生活用製品安全法の問題についてお伺ひしたいと思つて居ます。

○政府委員(松尾邦彦君) 金属製バットは、五十八年六月に特定製品として指定したわけでございますけれども、ただいま先生お話しのとおり、五十八年一月に指定の解除を行いました。この背景は、五十三年度以降製品欠陥により人身事故が皆無であったことなどによりまして、その安全性に見きわめがついたために解除を行ったわけでございます。

○内藤功君 事故が皆無であった。ところが、解除をした後事故が起きてきたんですね。昨年、いわゆる飛ぶバット、よく球がこれで打つとよっ飛ば、ぶっ飛ばと、よくホームランが余計出るといふことで出回ったんだけれども、実際はいろんな事故が起きましたね。欠陥がある商品がつけられておたことが明らかになって大問題になりました。私、当時の新聞をいっばいこへ持ってきております。検査したところが大半が安全基準を満たしていないということがわかったわけなんです。こういう安全基準を満たしていない、いわば欠陥の商品、そういうバットが大量に出回ったということについて、その原因はどういうふう

に判定をされておりますか。  
○政府委員(松尾邦彦君) 金属製バットの欠陥による事故につきましてでございますけれども、特に本年七月、金属製バットについての折損事故が相次いで起こったわけでございます。これにつきましては、特定ブランドの金属製バットについて、球が当たる部分とバットの握りの部分との中間部分でございます。いわゆるテーパ部というところが折れる事故が相次いだわけでございます。私どもといたしましては、その後直ちに関係者から事情を聞きまして、当該企業に早期回収等の指導を行い、あるいは製品安全協会に立入検査、テストの実施等を行って原因究明を行うように指示したわけでございます。

その結果、いろいろ技術的な基準の点において検討すべき点があることもその原因との関連において出てまいっているわけでございますけれども、このような折損事故を起こした品物が出荷当

時果たして安全基準に適合していたかどうかを事後的に検証することはなかなか難しかったわけでございます。そこで今年七月のこの折損事故と同系品である品物につきましては、その後事後的な検査を行った限りでは、そのものに基準不適合の結果は得ませんでしたけれども、私どもといたしましては、事故原因をいろいろ調査したところでは、先ほど申し上げたテーパ部というところの強度がやわかった、腐食があった、それからバットの伸び率が低下していたというような三つの複合要因で生じたものという結論が得られておるわけでございます。そのような背景を考えてみますと、基準を策定したときには予想し得なかつた新製品の開発といったような動きもあろうかと考えているわけでございます。

○内藤功君 なかなか苦しい答弁ですが、これはもう指定している間は起きなくて、指定解除してから続出しているんですから、もう私は大体はつきりしていると思うんですね。いろいろメーカー側の問題も言われましたけれども、結局これは金属バットの安全性についての通産省の認識あるいは検査というものが手落ちがあったということになるんじゃないでしょうか。指定を解除しないですぐに引き続き政府の検査をきちんとやっていたらこういうことは発見できたはずだし、起きなかつたはずだと私は思うんです。この責任をどう考えていらつしやるかということ、ついでにもう一点聞いておきますと、この金属バットについて指定を解除して後もいわゆる安全試買テストはやってたのかどうか。この二点をまとめてお伺いしたい。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げましたように、今回の折損事故に関して見ますと、基準策定時には予想し得なかつた新製品の開発といった動きも背景にあるわけでございます。私どもといたしましては、先ほど申し上げましたような原因の分析も踏まえまして、早速企業に對しまして、このような事故原因につながる点については十分メーカーにおいて今後の対応をきちんと行う

よう指導いたしましたこととあわせまして、このような状況を踏まえまして製品安全協会におきまして、安全基準の見直しのための補足調査が鋭意進められているところでございます。できるだけ早い時期にこの安全基準の改定を行うよう審議を進めてまいりたいと思っております。

それが第一の点でございますが、第二の点につきましては、指定解除後におきましても、結局、指定解除後は認定製品、いわゆるSGマークといふことになるわけでございますが、製品安全協会によりまして安全試買テストは引き続き実施されてまいっております。

○内藤功君 特定製品に指定したときは通産省の通商産業検査所ですか、いわゆる通産検査所がずっと安全試買テストをやっていたわけですね。ところが、指定解除されると今度は製品安全協会。製品安全協会は自分でやるわけじゃないんです。民間に委託してやるわけですか。これは国の手から外れちゃいわけですか。そうして、そういう切りかえの中で、さっき言ったような相次ぐ事故、高校野球大会の前にもなりました。ああいう動きというものが起きたわけでしょう。スポーツ愛好人口が多いですから、これは非常に大関心事であります。そうして、この問題が起こつてから、また今度は通商産業検査所が緊急の試買テストをやったんでしょう。そういうふうな経過を見ると、やっぱりこれは特定製品の指定を解除すべきではなかつたか、このところが一番の中心の問題になると私は思うんですが、いかがですか。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほど申し上げましたように、今回の折損事故の背景ということになりますと、安全基準はSマークのときとSGマークに移した後は同様なわけでございますけれども、今回の事故の背景には、基準策定のときに予想し得なかつた新製品開発といった技術的な動向の変化が背景にあるわけございましたので、その結果このような事態になったということだろ

うと思つてます。したがって私どももいたしましては、SマークからSGマークへの移行に伴つて制度的な理由によって生じたというよりも、技術開発的な進展の結果安全基準が実情に適合しなくなつたことにあるのではないかと、いふふうに考えたわけでございます。そのために早急な手としては、メーカーに対する指導も急いで行いましたが、安全基準の見直しも早急に進めてまいりたいと思つたのと、かように考えている次第でございます。

○内藤功君 新製品が開発された、それが当時予測すべからざることであった、だからそういう新製品の開発に対してそれを検査し、それに対する必要な措置をとるために政府認証制度で特定製品の指定をずっと続けておればよかつたんじゃないんですかね。いかがなんでしょうか。そういう点なんです、私の聞いているのは。

○政府委員(松尾邦彦君) 今回の事件に関しましては、確かに認定製品ということでSGマーク製品でございます。国みずからの基準適合性についてのチェックを行うのではなくして、民間の自主的な形で行われているわけでございます。技術の進歩に伴う改善が図られるべき実態にあつたということの原因究明の結果判断いたしましたわけでございます。何度も繰り返して恐縮でございますけれども、技術の進展に合わせた基準の見直しということが行われている限りにおきましては、認定製品たるSGマーク制度のもとにおいても十分その目的を達し得る実態にあると判断しているわけでございます。今後ともそのような目でできるだけ早急に基準の見直しを行うとともに、関係企業に對しても十分な指導を行つてまいりたいと思つております。

○内藤功君 なかなか責任をお認めになりませんが、新製品の開発云々ということも、指定を解除しているからこういうことが発見できないと、私はそう断定せざるを得ないですね。

そこで次に、さきの商工委員会の附帯決議であ

りますけれども、特定製品を拡大していくというものがこの附帯決議の立場だと思つて、消費生活用品の事故は依然として年々減つていない。そういう経緯からも特定製品の範囲をむしろ今は拡大していくべきだ。ところが実際は逆行しておると私は思つて、通産省はこの特定製品の範囲の拡大については具体的に検討しておられるかどうか。例えば金属製の脚立とか乳母車とか、ああいうものは統計上事故が非常に多いんですね。こういうふうな拡大を考へているかどうか。あなたの方からもらつた資料によると、年間二百件を超えていますよ。減つてません。死亡事故も起こっている、物によつては。乳幼児用ベッドなんかでは死亡事故が起きている。こういう特定製品の拡大についてはなげ検討しないか、それとも通産省としてはもう今後はこれは拡大しないという方針でもおありになるのか、その点を伺ひたいします。

○政府委員(松尾邦彦) 御案内のことですけれども、特定製品といつたしましては、構造、材質、使用状況等から見まして、一般消費者の生命、身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品を選んで、審議会に諮つた上、政令指定することにしたしておりますけれども、御指摘のとおり特定製品としては、従来九品目、そして金属バットを外して現在八品目ということになつておるわけでございます。

私も現時点におきましては、特定製品の指定状況は、現行の八品目におきまして消費者保護上必要十分なものと考えており、範囲拡大について今考へておるわけではございません。しかし、もとより今後技術の開発、商品の開発というのは時時刻々進んでおるわけでございますし、それに応じて特定製品に指定すべき要件を満たしていると考えられるものが将来生ずることは当然考へられるわけでございますので、私ももといたしましては、新しい技術の開発の動向、商品開発の動向等につきまして十分これらも目を光らせてまいりて適切な対応を図るよういたしてまいりたい

と考へているわけでございます。特定製品について今後ふやすことを考へていないということの方針として決めているわけではございません。

○内藤功君 それじゃ具体的にそういう体制があるかどうかをお伺ひしたいんですが、まず輸入製品の安全検査についてお聞きしたいんです。現在我が国に輸入される特定製品は国が個別に安全検査を行つておられますけれども、今回の本法案がもし仮に通るとしますと、いわゆる第二種の特定製品というのが今度新しくできるわけですね。その輸入については国の検査というものはもうなくなるはず、法律上事実上なくなる。そして業者の自己認証ということになるわけですね。そうすると、この輸入製品についてまさか外国の製造業者のところに行つて立入検査をやるわけにはいきませんし、結局、国内の輸入業者任せということになりませんか。これでは安全性の確保はこの面では完全にすぼつと穴があいてしまうということになると思ひます。大臣がちょうど今お見えになりましたので、どちらからでも結構です。

○国務大臣(村田敬次郎) 海外から輸入される第二種特定製品につきましては、その安全性の確保、消費者保護の遺漏なきを期するということ意味で、第一に、輸入事業者に対する改善命令、回収命令等の厳正かつ機動的運用に努める。第二に、輸入事業者及び販売事業者に対する立入検査、輸入品に関する試買テストについては、今後必要に応じて自己認証品目に重点を置いて実施するなどその充実に努める。こうした措置を講ずるに当たりますには、内外製品の無差別な取り扱いについて十分配慮していくということでございます。今回の改正によつて第二種特定製品、第二種ガス用品等については自己認証に移したいと、こういう考へ方でございます。

○内藤功君 そこで、今御答弁があつたんですが、外国の製造業者には立入検査ができない、今、立入検査と大臣がおっしゃいましたのは国内の商社等でありまして、そういうことで一体消費者の不安がぬぐい切れるかということなんです。

私のずつと言つているのは、事故が起つてからじゃ遅いんです。通産省はほかの委員会などでの御答弁で、輸入品が販売される前の段階でも必要の対応が図られる、こういうふうにして述べておられます。そこで、今言葉に出ました安全試買テストの問題にちよつと今度は絞つて聞きたいんです。通産省はこれが万能薬であるかのように言うもので、果たして実態はどうかという意味で私はお聞きしたいんです。第二種特定製品というものが、今度のこの法案がもし仮に通つてそういう概念がつくられると、この第二種特定製品全部について安全試買テストをやるといふことなんです。

○政府委員(松尾邦彦) 私どもかねがね特定製品に係ります安全基準の遵守状況の把握等を目的といたしまして、毎年御指摘の安全試買テストを実施しているわけでございますけれども、今回の法改正によりまして導入されます第二種特定製品につきましても、当然のことながら従来同様この安全試買テストを行うわけでございますけれども、特に自己認証制度の導入に際しまして、御指摘がございましたように、安全性の確保、消費者安全のための保護に遺漏なきを期していくという観点から、安全試買テストにつきましては今後この第二種特定製品に重点を置いて実施するよういたしてまいりたいと思ひます。

○内藤功君 私の質問は、第二種特定製品の全部について実施するの、わかりやすい質問じゃないですか。

○政府委員(松尾邦彦) 第二種について重点的に行うという趣旨で申し上げましたが、第二種になりまます品物につきましては全部行うつもりでございます。

○内藤功君 それはだれが行いますか、主体は。

○政府委員(松尾邦彦) 特定製品の試買テストにつきましては、第一種も第二種も従来同様通商産業検査所において行うことといたしております。

○内藤功君 今度は、この安全試買テストの従来の実施状況のデータを出してもらいたい。まず、通商産業検査所が実施している安全試買テストの品目ですね、これはこの十年間、大体どんな数字ですか、簡単にいいです。ふえておるか減つておるか、どんなふうになつておるか減つておるか。

○政府委員(松尾邦彦) 最近の十年間の動向を見ますと、おおよそ十品目前後で推移いたしてまいつております。

○内藤功君 これはずつと減つておるんですね、あなたの方の資料を見ますと。昭和五十九年度が十五品目でしたが、昭和五十九年度は八品目です。ですから、あなたの言つたのは事実と違ひますよ。減つておるんです。それでしよう。

○政府委員(松尾邦彦) 当初から見ますと、ふえた時期もあつたけれども、大勢観察いたしますと、五十四年から五十七年までは十一品目で横ばいでございますけれども、五十八、五十九と前年比減少いたしております。

○内藤功君 残念ながら減つておるわけですか。人員はどうですか、通商産業検査所の人員は五十年から五十九年度までどうですか。

○政府委員(松尾邦彦) 検査所の定員につきましては、五十年末では六百四十四名でございましたけれども、五十五年末で六百六人となり、六十年末では五百五十五人となることになっております。なお、この人数は、昭和五十五年及び昭和五十年末の人員は、繊維製品検査所が工業品検査所と合併いたしましたので、その両者の数字を足し合わせたものでございます。

○内藤功君 わかりました。

今度、お金の方はどうですか、予算の面は、昭和五十一年度から六十年、これを比べて減つておるんですか、ふえておるんですか。

○政府委員(松尾邦彦) 安全試買テストの予算の額で見ても、中間年次におきましてふえておる時期もございまして、最近三年間で見ますれば前年に比べて少しずつ減つておる

ます。

○内藤功君 もう一つ、製品安全性確保向上対策費、こういう費目の予算は減っていますか、ふえていますか。

○政府委員(松尾邦彦君) この予算につきましても、先ほどと同様に長い期間で見ますと、ふえたり減ったりいたしておりますけれども、例えば最近三年間で見ますと、少しづつ減っております。

○内藤功君 みんな減っております。人間も減っております。品目も減っております。予算も減っております。安全対策も減っております。甚だこれは遺憾な状況です。それで安全試買テストをこれからやるから、第二種特定製品に指定されても大丈夫だとかということも言われても、この体制じゃちょっとね。もちろん言葉は、いい言葉を言うのはいいんです。しっかりやりますよということも言うのはいいんです。悪いとは言わない。しかし、実際の体制は、この十年間もう軒並み下がっているわけでありませぬ。

そこで、大臣にお聞きしたいんですけれども、通産省の産業構造審議会は、八〇年代通産政策ビジョンというのを既に昭和五十五年三月に発表されたが、「製品に対する安全性のニーズは、従来に比べより一層強まるが、これに因應するため、企業、行政の両レベルにおいて、厳格な事前、事後の安全チェックシステムの充実」をやれという答申をしておる。それから、大臣がお見えになる前に私はここでやっただんですが、商工委員会での重要な附帯決議がありますね。これは当然お守りいただく立場だろと思うんですが、そういう面からいって、この安全試買テストを中心とする安全確保の体制というのは、人と予算をもっとふやさなければこれはだめですよ。こんな減っている中においてこのような法改正では、これはますます安全性の面では大きな抜け道、穴をあけるものであります。私は、その点、大臣がこの人と予算の面について、どういうふうなお考えで臨まれるか、このところをお聞きしたいかぬと思っております。いかがでしょうか。

○内藤功君 次の質問に入ります。通産省は結構でございます。

○内藤功君 次の質問に入ります。通産省は結構でございます。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほどの御指摘の予算の点につきましては、御案内のような最近の厳しい財政事情でございますので、若干の減額をせざるを得ないかと思っております。

しかしながら、一言ちょっと申し上げさせていただきますと、人員の点についても、先ほどのお話のように若干の減少が行われておりますけれども、厳しい定員事情のもとではございますけれども、限られた人間の中で十分業務の合理化を進める等によりまして適正な配置を行って引き続き万全を期してまいりたいと思っております。予算につきましても限られてはおりますけれども、自己認証品目に移行する品目に重点を置いて試買検査等を行うことによりまして、消費者の安全の確保に十分効果を上げられるよう努力いたしてまいりたいと思っております。

後藤田大臣にお伺いしたい。

今お聞きになったようなこと、自己認証制度の問題一つとっても、これは本来商工委員会で、私などよりずっと専門の経験豊かな常任委員の諸氏によって、十分時間をかけて慎重審議されなきゃならぬ問題だというふうに私は痛感を感じておるところです。それから、航空機関士の問題も各委員から述べられましたね。これなんかも運輸委員会です。それから、地代家賃統制令は建設委員会の大きな問題でしよう。地代家賃統制令なんかは過去四回ぐらい廃案になっておるといふ法案ですな。そういうものを含めて二十六本の法案がこの委員会に一括の法案として出てきておる。

私どもの党は、二十六全部分析しまして、そのうち十一は率直に言って賛成できない。法案です。ただ十五は賛成できない。しかも十五のうち今言ったようなこの三つはどう考えても短期間にこの内閣委員会で上げるというふうな性格のものじゃないと思っております。

前置きはそれぐらいいまして、私は、議会制民主主義という大きな言葉で言いますと、これはいろいろな内容があるけれども、国会の常任委員会に集まっておられる議員各位の知能、経験というものを中心として、一番いい審議を行って国民の負担にこたえなげなう、こういうものだと思っております。私は、そういう意味で、この法案の出し方は、趣旨、目的は共通しているからこれでいいんだと、中曽根総理も言います。官房長官も言いますけれども、私は納得できないんです。例えば、航空機関士がどうして民間活力と関係があるか、航空機関士がどうして貿易摩擦緩和と関係があるかと聞かれたら、即答は恐らく後藤田先生でもできないだらうと思っております。

する、こういう原則を確立しないと、これから非常に安易に法案の出し方が流れる。私はこの法案に反対の立場です。しかし、その反対賛成の立場を今離れて、国会の審議権という立場からゆゆしいことではないかと思っております。これは出直して早く通してもらいたいという政府の立場じゃなく、慎重に審議をして法案の問題点をすべて明らかにして、最後に採決、賛否を問うというのが議会制民主主義の本旨だと私は思うんです。ここらあたりどういうふうに考えておられるのか。この法案の責任ある大臣としての御答弁を求めたいと思っております。

○内藤功君 次の質問に入ります。通産省は結構でございます。

○政府委員(松尾邦彦君) 先ほどの御指摘の予算の点につきましては、御案内のような最近の厳しい財政事情でございますので、若干の減額をせざるを得ないかと思っております。

先ほど来、金属バットであるとか、消費生活のいろいろな物品について御心配がございました。これは当然のことながら、国民に不安感を与えるといったようなことのない配慮は十分政府としてはしなきゃならぬということはおっしゃる、理解のできることではございますが、しかしながら同時に、対外経済摩擦の解消という、その点だけをとりえて考えてみましても、外国から見ますと、日本の市場というものはまさに非関税障壁ではないかという厳しい批判があることも事実なんです。私は専門的なことは申しませんが、飛行機がどうだとか、金属バットがどうだとかという専門的な技術

的なことは申しませんが、私は素直に、日本としてもここまで技術水準が上がりに、そして品質管理が向上しておるといった中において、日本だけが金属ペットにとって言うならば、役人はまじめですから一本一本検査しなきゃ日本の市場に入れないじゃないか、こういう厳しいことが日本の市場の閉鎖性の象徴としてとられておった。昭和五十八年、私は官房長官でした。こういったようなことをいろいろ考えますと、世の中全体の流れの中で、日本の市場の開放性ということを図っていくことはやっぱり重要なことではないのかと、かように実は考える。しかし、さればと云って、その中で法律改正をお願いするときには、これは従来からの厳しい基準に照らしまして、当然常任委員会という役割があるわけですから、一括できるものは一括できるという範囲内のもにとどめるといふことで御審議を仰いでいるのだといふことを御理解をお願いしたいと、かように思うわけでございます。

○内藤功君 最後に、私はベストの体制でやるというのが国権の最高機関の最高機関たる役割を果たすことだと思っております。ベストの役割というのは、この法案については専門のどこの委員会であるべきか、その委員会が時間をかけ、そして慎重に審議をしていくという原則が破られることは大変なことだと思っております。そのことだけを申し上げておきます。

○柳澤錬造君 私はこの自己認証制の導入ということには賛成なんです。しかし、今までずっと聞いておりました、果たして賛成していいものやらどうかかわからぬような気持ちになってきて、私たちが考えていることと政府が考えていることがどう違うことなんだろうかと気がするんです、だからまず冒頭にこの自己認証制とはどういふことなんですかというのを特命室の方からお答えいただきたいのです。

○政府委員(海野恒男君) 自己認証制というのは広義にも解釈されますし、狭義にも解釈されますが、一般的に申しますと、商品の生産、輸入あるいは販売に際しまして政府が一応の基準をつくる、あるいは規格をつくる、それをその基準に合

っているかどうかということとを政府が認証する場合と、製造者みずから自己の責任において認証する場合と二つのケースがあるかと思っております。自己認証制と申しますのは、その基準に合どうかどうかを政府でなくて製造者みずからの責任において認証する、したがって、その製造者は物を供給する際にその規格基準に合っているかどうかをみずから認証するわけでございますので、その規格基準に合うことを義務づけられますし、同時にそれについての責任を持たされるということになるかと思っております。これが私どもの解釈でございます。

○柳澤錬造君 要するにこの程度のことでは自分で責任を持ってやりなさいということですか、わかりやすく言えば。  
そこで、初歩的なことをまずお聞きしていくわけだけれども、政府は基準・認証制ということではどのくらい今お持ちになっているのか。それから今度のいよいよ自己認証制を採用してこれにしようというのが幾つあるのか。その数字を取り上げていただきたい。

○政府委員(海野恒男君) 今回のアクションプログラムは策定過程におきまして、私どもは国の法令等にかかります基準・認証制度すべてを実は総点検したつもりでございます。その中で私どもがこれは当然検討対象にすべきだと考えた法律は基準・認証制度に關しまして三十一ございまして、結局四十二法令に關しまして十一ございましてしたわけでございます。

その中で御指摘の基準・認証制度の中の自己認証制への移行に關しましては、八十八の措置をとることに決めたわけですが、そのうちの十四項目が自己認証制にかかわる部分でございます。全部で十四項目のうち新しく導入いたしましたのが八項目、それから拡大いたしましたものが、既に自己認証制度が存在してそれをさらに強化したものが六項目でございます。

○柳澤錬造君 そんなに難しく考えないで、私が聞いてるのは基準・認証制、政府が持っている法律、政令、省令とあるでしょう、それが全部で

幾つあるんですかと聞いている。今度幾つやったということはおわかった。

○政府委員(海野恒男君) 私どもが対象にいたしましたのは四十二でございますけれども、法令となりますと数は八十を超す数字でございます。

○柳澤錬造君 よく聞いておいてよ。基準・認証制でやっているのが、現在法律もあれば省令もあれば政令もあるでしょうが、その合計全部は幾つですかと聞いている。

○政府委員(海野恒男君) 一つの法律の中にも幾つかありますので特定の幾つというふうには申し上げられませんけれども、基準・認証制度にかかわる部分は三十一の法律にかかわる部分でございます。

○柳澤錬造君 私は、いろいろきょうも前回は意見があつたんですが、民間活力を言うならばどうしても自己認証制の方に移さないとだめです。そしてつくっておる者自身が責任を持ちなさいよ、きちんとやるんですよというふうな方向になぜやらないのかと云っている。私から見るとならばもっと多くやれるのじゃないか。なぜそれがやれないのか。どうも私たちの耳に入ってくるのは、お役人さんが反対しているからやれないんだという声も入ってくるわけだけれども、そういうことはないんですか。ふやしたくないのか、やりたくないのか、やれないのか、どうなんですか。

○政府委員(海野恒男君) 今回の策定過程で措置しました八十八項目の中には、基準・認証制度の中で自己認証制に移行するものは先ほど申しましたように十四項目あるわけでございます。それ以前、この自己認証制にしないといけないというわけではございませんけれども、そのほかでできるものが幾つかあるわけでございます。例えば自動車等の安全性を自己認証させるかどうかというふうなこともあるわけでございます。しかしこれは日本の制度から見ますと、自動車の安全性を供給者に自己認証させるという段階にまだ至っていないといふことで、今回はこれを八十八項目の中に入れてその自己認証制を導入するということには至らなかつたわけでございますけれども、私どもは現時点で可能な限り自己認証制に移行できるも

のはすべて移行する方向で措置をとるといふことに決めておるわけでございます。

○柳澤錬造君 私の聞いたことに答えてくださいな。

今幾つやったかといふことはわかっているわけなんだ。さっきから言うとおりは、自己認証制をもっとふやしたらいいじゃないか、なぜふやせないんだ、やれないのか、やりたくないのか、どちらなんだって聞いたんです。だから、そういう点に立って、今の現状は趣旨説明を聞いてわかっているわけだから、今後に向かつてさらにそれを拡大していくというふうなスケジュールをお持ちなんですか。そこら辺はどうでしょうか。先ほどの松尾審議官のお話を聞けば、これ以上ふやさぬと言っているわけでしょう、ああいう答弁をさつした。だから、そういうふうなことの答弁をされちゃうから私は全く政府が何を考えているんだかわからない。少なくともこの問題は通産省よりか特命室へ聞いた方がいいと思つたら私わざわざきょう特命室に来ていただいたんだけれども、今のことだけちょっと言つてください。

○政府委員(海野恒男君) 私どもは今回の作業ではできるものはすべてやつた。しかも確かにお願いしますとおりに、自己認証制を導入したそもその考え方は、いつまでも長い間政府に甘えているような状況を脱却しまして供給者に責任を持たせよう、あるいは需要者の方も責任を持って選択するということが新しい時代のあり方であるという考えからこういう制度を導入したわけでございます。今後可能なものは一層この制度の導入のために進むべきだと思つておりました、現時点では私どものなし得る最高のことをやつたつもりでございます。

それから私は先ほどの答弁を聞いておりませんでしたのでどういふ答弁があつたかわかりませんが、消安法でいえば、一種から二種に移す数を今後考えるということであつて、消安法の中に一つ制度を導入した。制度が導入されたわけですので、それを適用される品目については今後考えるというところでありますので、それはさらに技術水準が上がりに、ふらちな供給者が出ないよう

は現時点で可能な限り自己認証制に移行できるも



な状況であれば、次々と自己認証に移して、そして供給者に責任と基準を守る義務の感情を植えつけていくという方向は今後も進めるべきだといふふうな思っております。

○柳澤錬造君 もう結構です。  
あとこの問題で経企庁に伺います。この自己認証制に絡んでお聞きしていくわけだけれども、さつきから言っているように、私はもっと拡充していけという考え方です。拡充していけというところの考え方に立つけれども、同時に先ほどからいろいろ出されているように、人間の生命とか健康とか、そういうことについてはよほど注意を払わなければならないし、それで損害賠償とかなんとか、そういう事故の問題が起きてくると思っております。そういうときにどう扱うかというところはきちんとしておかないといけないと思われ、どちらかというところ、そういう場合は従来は被害者の方が立証責任をやらなければならないのが日本の一つのあり方だったんです。

「委員長退席、理事曾根田郁夫君着席」  
アメリカなんかだとそうではなくて、物をつくって事故が起きたら企業の側がそういうことについて立証責任を果たさなきゃいかぬ。そういう点に立つならば、日本もそういう意味においてはそういう場合の立証責任というのは企業側に負わせるというふうなことにこの辺でこの機会にきちんとしてほしいと思っておりますが、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○政府委員(横溝雅夫君) 先生のお考えあるいは今後のあるべき方向につきましては、基本的な考え方として一つの方向を示されておると存じますが、現実の問題といたしまして、今度のアクションプログラムにおける自己認証への移行に関連いたしましては、御存じのとおり原則自由、例外制限という考えでやっておるわけでございますけれども、先生おっしゃいますような人の生命、身体、安全確保という問題につきましては、例外として制限といいますか、そこは慎重に扱うというところで今回のアクションプログラムは行われたのかと思っております。しかしそういう中でも当然認証の責任が政府から事業者に移るわけですから、当然

その事業者に対して責任の自覚を強く求めるとも、それを担保する所要の措置を講じていくことにしているわけでございます。

それで、御指摘の消費者に被害が生じた場合企業側の責任、被害救済、あるいはその立証をどうするかの問題、広く一般的な言い方で申しますと製造物責任の問題になるかと思っておりますけれども、この点につきましては、先生も御存じのとおりかと存じますが、民法の基本にかかわる問題でもございまして、いろいろ議論のあるところでありまして、諸外国の動向を踏まえながら、長期的な課題として関係省庁と連携をとりながら検討してまいりたいと考えております。

○柳澤錬造君 結構です。あと通産省に輸出検査の問題でお聞きしてまいります。時間がございませんから簡潔明瞭に要領よくお答えをいただきたいと思っております。  
ことしの九月二十四日の閣議決定で、指定貨物の百四十品目を三年間で三十品目減らす、こう出されているわけですが、極めて初歩的なことですが、この輸出検査の目的というのは何ですか。

○政府委員(村岡茂生君) 輸出検査法第一条に規定されておりますように、輸出検査を実施することによりまして輸出品の価値の維持及び向上を図り、もって輸出入貿易の健全な発達に寄与することを目的としております。  
○柳澤錬造君 そのとおりだと思っておりますが、そこでその輸出検査機関、いろいろそれぞれあるわけだけれども、その性格というものはどうなっているんですか。どなたがおやりになっているか、費用を検査を受ける企業に負担させているようなものだけれども、どうしてそういうことになっているわけですか。  
○政府委員(村岡茂生君) 輸出検査を実施する主体といたしましては、政府機関または政府の指定を受けた指定検査機関ということになっております。前者は御案内のとおり例えば通商産業検査所でございます。後者はいろいろ要件が法律に定められてございまして、民法第三十四条の規定による

公益法人であること、検査施設等の物的設備を十分備えておること、経理的な基礎があること、その他業務運営規程とか事業計画等大臣の認可その他監督に服すること、こういう体系になっております。そのような公正な運営を担保した上で指定をいたすということになっておるわけでございまして。

検査費用は民間の負担、受検者の負担ということになっておりますが、一言で申しますと、受益者負担の原則にのっとったものであると理解するわけでございまして。  
「理事曾根田郁夫君退席、委員長着席」  
○柳澤錬造君 そういふところへも受益者負担という言葉が通じるんですか。これは大臣、聞いておいてください。こんなことが本当にあるのかと思っておりますけれどもね。  
昭和三十三年輸出検査法ができて、悪い品物が出ていかないうちにできたわけだからいいことなんです、しかしながらそういうふうな形で生まれた法律が、ここに一つの事例としてテープレコーダーの輸出検査のことが出ていまして、五十万台を単位とし、この中から三十一台を抜きとり検査する。検査するのは機械電子検査検査協会と呼ばれる機関から派遣されてくる担当官で、所要時間はおよそ五時間。検査内容は、二メートルほどの高さからサンプル品を落とすとして壊れないかどうか、あるいは二時間ほど振動機の中に放り込んで、それでも正常に作動するかどうか、さらには測定器を使つてのチェックなどだ。」ところがその検査は有料で、すべて輸出業者の負担。テープレコーダーは一台について二十三元の検査料がとられる。それも抜きとりの三十二台についてではなく五十万台ごと対象。金額にして千百五十万円。しかし、これでは取り過ぎとの後ろめたさがあってかどうか、メーカーの試験機器を借りたという名目で、協会は四〇〇相当の四百五十二万六千八百五十円を「返戻金」として戻してくれる。で、実質検査料は六百九十七万三千五百十円。一人の検査官が五時間で検査を終えるから、時給百三十九万四千六百三十円という計算になる。こんなばかげたことがあるのかと思つて

ですが、どうなんでしょうか。これは事実ですか。  
○政府委員(村岡茂生君) 事実かという直接の御下問でございまして、やや事実と違ふところがたくさんありそうなお感じがいたしますが、私はすべての証拠を持っているわけでございまして、私はずべての証拠を持っているわけでございまして、コメントをつけ加えさせていただきます。ただ若干のコメントを御存じのとおりでございますが、先ほど申しましたように、検査を実施する機関は政府機関もしくは公益法人ということでございますから、利益を上げる必要はございません。したがって、ある製品について申し上げますと、その業界全体の検査につきまして収入と支出がバランスをえしておればよいわけでございまして。それを個々のケースごととに割り振るに際しましては、具体的なその検査はコストが幾らかかかって幾らの検査料を徴収したということではなしに、その物一個ずつ平等に全体の費用を割り振る、こういう考え方になっておりますわけでございまして。したがって、全品検査を必要とする例えば中小企業の製品のような場合は、コストに比べて著しく低い検査料を徴収することになる可能性がございまして、またかなり品質のばらつきがない大企業のような製品の場合には、非常に簡単な検査方法で合否を判定するかわりに若干検査料の方は高く取られるというふうなことは間々あることとございまして。したがって、新聞の記事は、やや極端ではあります、傾向としてはあり得る話でございまして。

○柳澤錬造君 これは大臣、今じゃなくいいですから、多少はいろいろ新聞も尾ひれをつけるからあれだけれども、しかしそれにしても全く事実無根なことだつたらこれは大変なことなんだから、後でお調べをいたして御返事をいただきたいと思つております。  
それからその検査対象品目というものは何を基準にしてお決めになるのか。自転車が入っているだけけれども自動車は入っていない、ラジオが入っているけれども最近のVTRは入っていないという

ことになると、何を基準にしてお決めになつてい  
るのか。もう簡単で結構ですから要点だけお答え  
ください。

○政府委員(村岡茂生君) 検査品目の指定の基準  
は二つございませう。一つは、苦情が輸出先国から  
相当数発生してある、あるいは業界の過当競争体  
質等から品質の低下のおそれが非常に強いとい  
うものであつて相当額の輸出がなされている、こ  
ういう基準で指定をしてまいりました。したがいま  
して、自転車、ラジオ等はどのような考え方で指  
定されてきたものであります。

他方、自動車、VTR等につきましては、一つ  
はクレームが自転車みたいに相次いで起こつたわ  
けではないということ、同時に輸出先国におき  
ましてアフターサービスの態勢が確立している、  
あるいは一たび事故が起こつたときに損害補償等  
の責任態勢が確立してある、そういう意味におい  
て、日本の悪かろう安かろうというかつてのよう  
なイメージを残すというおそれが非常に少ない、  
こう思われるようなものにつぎましては、これは  
指定してはなかつたということでございます。

○柳澤錬造君 いろいろ事情はあると思うが、時  
間もないので最後に通産大臣と長官お二人から御  
返事をお聞きしたいんです。

輸出検査の方も、私から言わせるならば、もう  
極力おやめになつたらいいでしょう。もしもそん  
な今もお話のように安かろう悪かろうならば、  
これだけ貿易摩擦で文句を食うほど出ていくわけ  
ないでしょう。日本の企業の方があんまり言われ  
るから少し制限しようと思つたら、向こうの方のユ  
ーザーがやめてきてなんで輸出しないんだと文句  
を言うくらいな形で、自動車にしたら何でも今  
ほとんど出ていくわけですね。貿易摩擦を起こすよ  
うなことをしちゃいかぬ。それはそれなりの対策  
はとらねばいかぬし、同時にそれだけ日本の製  
品というものはよくなった。いろいろ個々のもの  
を見たつて、私もそれほど細かくはつかないな  
いけれども、不良品の割合いなか少ないアメリカ  
の製品よりも日本の方がはるかに少ないわけ  
です。だから、できるだけそういう輸出検査なんか  
やめるようにして、そのかわりおまえら自分で責

任持てよといつて企業に責任を持たせる。輸出  
検査をする検査官を政府の機関で持つておつた  
ら、今度事故が起きたときは検査官の方に責任が  
あるんですよ。きちんとならなければいけないと思  
うんです。検査官がやっておきながら、仮に抜き  
取り検査でも、事故が起きたときに、それはメー  
カー、おまえらがつくつたのが悪いなんてことは  
言えなくなるんですから、その辺をきちんとして  
いただきなさいいけないし、できるだけきつきの  
自己認証制をなるべくふやさないといふのと同  
じく、こっちの方も輸出検査なんといふことは、  
これだけもう製品の質が向上したんだから、でき  
るだけやめるようにしていく方向をとつていただ  
きたい。そういうことについて大臣のお考えをお  
聞きしたいんです。そして長官からは所管大臣と  
しての御見解をお聞かせいただきたい。

○國務大臣(村岡敬次郎君) 柳澤委員の御指摘の  
とおりでございまして、輸入する場合の基準・認  
証を自己認証に切りかえる、これは行政合理化の  
大きな方向だろつと思つてます。  
それから輸出検査の問題につきましても、でき  
るだけ、今は検査その他の技術が発達してあるの  
でございまして、簡略にしていこうという方向が  
いいと思つてます。従来から輸出検査の問題は、輸  
出成績、輸出金額等を勘案しながら検査対象品目  
の大幅な整理など必要な見直し作業を実施してき  
ておるところでございませう。通産省としては、こ  
とし九月の行政改革大綱に基づきまして、今後の  
検査成績動向を勘案しながら品目の削除を実施し  
てまいりますが、輸出検査はなお今後とも統括し  
てまいりませう。こういう方針でやつていきたいと思  
つてます。

また、柳澤委員御指摘になつたケースはひとつ  
調査してみたいと思つてます。  
○國務大臣(後藤田正晴君) 私は、柳澤さんの御  
質疑を拜聴しながら、柳澤さんのお考えは、私の  
そんたくするところでは、私もとも考え方は違つ  
てない、こういうふうには私は考えております。  
基準・認証の問題についても、政府委員とすれ  
ば、できるだけはすべてやりました、こう言わな  
きゃなりません。しかしながら私どもは、国民

の不安感を起こさせるといふようなことは絶対避  
けなげやならぬという、この大前提を踏まえなが  
ら、自己認証制度は拡充すべき方向で今後行くべ  
きである、かように私は考えます。  
それから輸出検査は、たしか昭和三十三年の法  
律だつたと思つてますが、これは粗悪品を出しち  
いかぬ、こういうことでもやつたわけですから、今  
日事情は全く変わつていっているんですね。したが  
つて、これらも漸次こういうものは少なくしてい  
くという方向であらう。  
そして受益者負担の問題で云々という質問があ  
りました。これは当時とすれば、粗悪品を出し  
たら、おまえさん方が結局はぐあいが悪くなるん  
だから検査をするんだから出せと、こう言つてい  
るんだから受益者負担ですよ。しかし今日、受益  
者負担というのは、今第二臨調なり行革がとつて  
おる受益者負担とは趣旨が違つて、私は率直にさ  
うに思つてます。  
それからもう一点の御質問で重要なのは過失責  
任の問題ですね。これは民法が基本法でございま  
すから、それとの関連がございませう。したがつ  
て、製造物責任の明確化といふことは、私はこれ  
は必要なことであらうと思つてますけれども、民法  
との関連といふことになりませう。これはやはり  
相当な時間を必要とするな、しかし時間はかか  
つても、これは将来の大きな検討課題であらうと、  
以上でございませう。

○柳澤錬造君 終わります。

○委員長(長友義君) 本案に対する本日の質疑  
はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。  
午後五時五十五分散会

十二月六日予備審査のため、本委員会に左の案件  
が付託された。

一、一般職の職員給与に関する法律の一部を  
改正する法律案

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一、一般職の職員給与に関する法律の一部を改正  
する法律案  
一、一般職の職員給与に関する法律(昭和二十五  
年法律第九十五号)の一部を次のように改正す  
る。  
題名を次のように改める。  
一般職の職員給与等に関する法律  
第一条第一項中「及び勤務時間」を、「勤務時  
間、休日及び休暇」に改める。  
第二条第三号中「附して」を「付して」に改め、同  
条第四号中「職務の等級」を「職務の級」に、「同  
一等級内」を「同一級内」に改め、同条第六号中「行  
なう」を「行」に改める。  
第六条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第  
八号中「別表第八」を「別表第九」に改め、同号を同  
項第九号とし、同項第七号中「別表第七」を「別表  
第八」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六  
号中「別表第六」を「別表第七」に改め、同号を同項  
第七号とし、同項第五号中「別表第五」を「別表  
第六」に改め、同項第六号とし、同項第四  
号中「別表第四」を「別表第五」に改め、同号を  
同項第五号とし、同項第三号中「別表第三」を「別  
表第四」に改め、同号を同項第四号とし、同項第  
二号中「別表第二」を「別表第三」に改め、同号を  
同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加  
える。  
二、専門行政職俸給表(別表第二)  
第六条第三項中「基き」を「基つき」に、「職務  
の等級」を「職務の級」に改める。  
第八条第一項中「基く」を「基づく」に、「且  
つ」を「かつ」に、「職務の等級」を「職務の級」に、  
「改訂する」を「改定する」に改め、同条第二項中  
「職務の等級」を「職務の級」に、「且つ」を「かつ」に  
改め、同条第四項中「職務の等級」を「職務の級」  
に改め、同条第五項及び第八項中「職務の等級」を  
「職務の級」に、「こえて」を「超えて」に改める。

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案  
一、一般職の職員給与に関する法律の一部を改正  
する法律案  
一、一般職の職員給与に関する法律(昭和二十五  
年法律第九十五号)の一部を次のように改正す  
る。  
題名を次のように改める。  
一般職の職員給与等に関する法律  
第一条第一項中「及び勤務時間」を、「勤務時  
間、休日及び休暇」に改める。  
第二条第三号中「附して」を「付して」に改め、同  
条第四号中「職務の等級」を「職務の級」に、「同  
一等級内」を「同一級内」に改め、同条第六号中「行  
なう」を「行」に改める。  
第六条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第  
八号中「別表第八」を「別表第九」に改め、同号を同  
項第九号とし、同項第七号中「別表第七」を「別表  
第八」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六  
号中「別表第六」を「別表第七」に改め、同号を同項  
第七号とし、同項第五号中「別表第五」を「別表  
第六」に改め、同項第六号とし、同項第四  
号中「別表第四」を「別表第五」に改め、同号を  
同項第五号とし、同項第三号中「別表第三」を「別  
表第四」に改め、同号を同項第四号とし、同項第  
二号中「別表第二」を「別表第三」に改め、同号を  
同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加  
える。  
二、専門行政職俸給表(別表第二)  
第六条第三項中「基き」を「基つき」に、「職務  
の等級」を「職務の級」に改める。  
第八条第一項中「基く」を「基づく」に、「且  
つ」を「かつ」に、「職務の等級」を「職務の級」に、  
「改訂する」を「改定する」に改め、同条第二項中  
「職務の等級」を「職務の級」に、「且つ」を「かつ」に  
改め、同条第四項中「職務の等級」を「職務の級」  
に改め、同条第五項及び第八項中「職務の等級」を  
「職務の級」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第九条の二第四項中「現日数から」の下に「第十四条第四項又は第五項の規定に基づく」を加える。

第十条第一項中「職務の等級を「職務の級」に、「基き」を「基き」に改める。

第十条の三第一項第一号中「二十一万七千六百円」を「二十三万円」に改め、同項第二号中「四万千円」を「四万二千円」に改める。

第十一条第三項中「一万三千二百円」を「一万四千円」に、「四千二百円」を「四千五百円」に、「八千九百円」を「九千五百円」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 職員が児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当の支給を受ける場合において、次の各号に該当するときは、当該職員の扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、当該各号に掲げる額を減じた額とする。

一 当該児童手当の額が児童手当法第六條第一項第一号又は第二号の規定に基づいて算定される場合において、当該児童手当に係る同法第四條第一項の支給要件児童（以下「支給要件児童」という。）のうち当該職員の扶養親族たる者が二人以上あるとき 千円に当該支給要件児童のうち扶養親族たる者の数から一を減じた数を乗じて得た額から、五百円を控除して得た額

二 当該児童手当の額が児童手当法第六條第一項第三号の規定に基づいて算定される場合において、当該児童手当に係る支給要件児童のうち当該職員の扶養親族たる者が三人以上あるとき 千円に同号の規定による当該児童手当の額の算定の基礎となる数（その数が当該児童手当に係る支給要件児童のうち扶養親族たる者の数から二を減じた数を超えるときは、当該支給要件児童のうち扶養親族たる者の数から二を減じた数）を乗じて得た額

第十一條の五中「百分の九」を「百分の十」に改める。

第十一條の六第二項中「国の経営する企業に勤

務する職員の給与等に関する特例法」を「検察官であつた者又は国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法」に改め、「検察官」を削り、「又は公共企業体を若しくは公共企業体に改め、「使用される者」の下に「（以下「給与特例法適用職員等」という。）を加える。

第十二條第二項第一号中「一万八千三百円」を「二万円」に、「三千四百円」を「四千円」に改め、同項第二号中「二千六百円」を「二千七百円」に、「五千円」を「五千五百円」に、「六千八百円」を「七千五百円」に、「八千七百円」を「九千六百円」に改め、同項第三号中「一万八千三百円」を「二万円」に、「三千四百円」を「四千円」に改める。

第十三條の四第三項中「百分の九」を「百分の十」に改める。

第十四條の次に次の二条を加える。

（休日）第十四條の二 職員は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）には、特別に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の日」という。）についても、同様とする。

（休暇）第十四條の三 職員の休暇は、年次休暇、病氣休暇及び特別休暇とする。

2. 年次休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

三 当該年の前年において給与特例法適用職員等であつた者であつて引き続き当該年に新たに職員となつたものその他人事院規則で定める職員 給与特例法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当するその在職期間中の日数を考慮し、二十日に次項の人事院規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で人事院規則で定める日数を除く。は、人事院規則で定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

4 年次休暇については、その時期につき、各庁の長又はその委任を受けた者の承認を受けなければならぬ。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならぬ。

5 病氣休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ない」と認められる場合における休暇とする。

6 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇とする。この場合において、人事院規則で定める特別休暇については、人事院規則でその期間を定める。

7 病氣休暇及び特別休暇（人事院規則で定めるものを除く）については、人事院規則で定めるところにより、各庁の長又はその委任を受けた者の承認を受けなければならない。

8 前各項に規定するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十五條中「ときは、」の下に「祝日法による休日又は年末年始の日である場合、休暇による場合その他を加え、「除く外」を「除き」に、「当り」を「当たり」に改める。

第十七條第一項及び第三項を削り、同条第二項中「休日において」を「祝日法による休日（第十四條第四項又は第五項の規定に基づき日曜日以外の日

を勤務を要しない日と定められている職員にあつては、当該祝日法による休日がこれらの規定に基づく勤務を要しない日に当たるときは、人事院規則で定める日）及び年末年始の日において、「当り」を「当たり」に、「年末年始等」を「これらの日に準ずるものとして」に改め、同項を同条とする。

第十九條の二第三項中、「第十七條第二項及び第十八條」を「第十八條」に改める。

第十九條の五第二項中「職務の等級を「職務の級」に改める。

第十九條の六第一項中、「第十七條第二項、第十八條」を「第十八條」に改め、同条第二項中、「第十七條第二項及び第十八條」を「第十八條」に改める。

第二十二條の見出し中「給与」を「給与等」に改め、同条第一項中「三万三千五百円」を「二万四千八百円」に改め、同条に次の一項を加える。

4 常勤を要しない職員の勤務時間及び休暇については、その職務の性質等を考慮して人事院規則で定める。

附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項の次に次の二項を加える。

16 当分の間、第十五條の規定にかかわらず、職員が負傷又は疾病（公務上の負傷又は疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（人事院規則で定めるものに限る。）により、当該療養のため、病氣休暇又は当該措置の開始の日から起算して九十日（人事院規則で定める場合にあつては、一年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病氣休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。ただし、人事院規則で定める手当の算定については、当該職員が俸給の半減前の額をその算定の基礎となる俸給の額とする。

17 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	92,700	113,200	132,200	161,500	176,400	193,200	209,600	227,500	255,400	288,000	328,800
2	95,500	118,800	139,000	168,900	184,200	201,300	217,900	236,100	266,100	299,400	342,600
3	98,600	125,100	145,800	176,300	192,100	209,500	226,300	244,900	276,800	310,900	356,400
4	101,700	132,100	152,700	184,000	200,000	217,700	234,700	253,800	287,500	322,400	370,200
5	105,200	138,500	159,700	191,800	207,900	225,900	243,200	262,900	298,400	333,900	384,000
6	109,100	143,700	166,600	199,600	215,600	234,100	251,800	272,000	309,300	345,400	397,800
7	113,200	148,800	173,400	207,200	223,100	242,300	260,500	281,100	320,200	356,900	411,400
8	117,200	153,700	180,000	214,600	230,600	250,700	269,200	290,200	331,000	368,400	425,000
9	120,800	158,100	185,600	221,700	238,000	259,200	277,900	299,300	341,700	379,900	438,400
10	124,000	162,100	191,100	228,800	245,400	267,800	286,600	308,300	352,100	390,800	451,600
11	126,800	166,100	196,400	235,800	252,800	276,400	295,300	317,300	362,100	399,900	462,000
12	129,600	170,000	201,600	242,800	260,000	285,000	303,700	326,200	371,900	408,700	468,400
13	132,600	173,900	206,800	249,500	266,800	293,500	311,600	334,600	380,600	416,000	474,700
14	134,300	176,700	211,500	256,100	273,500	301,400	318,600	342,900	387,300	422,800	480,500
15	136,400	179,500	216,000	262,000	279,100	308,700	325,000	349,700	393,800	427,400	485,300
16	138,000	182,300	220,500	267,700	284,200	314,700	330,500	356,000	398,200		
17		185,000	224,600	271,900	288,900	320,200	335,600	360,200	402,500		
18		187,500	228,000	275,500	292,600	324,200	339,900	364,100	406,800		
19		189,500	231,200	279,000	296,200	328,000	343,800	368,000			
20			233,600	281,600	299,300	331,800	347,600	371,800			
21			236,000	284,200	302,200	335,600	351,300	375,600			
22			238,400	286,800	305,100	339,300	355,000				
23			240,700	289,300	308,000	342,900					
24			243,000	291,800	310,900	346,500					
25			245,200	294,300	313,700						
26			247,400	296,700	316,500						
27			249,600	299,100							
28				301,500							

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

行政職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	83,300	115,600	130,900	148,100	171,300	195,200
2	85,800	120,600	136,600	153,900	177,100	201,500
3	88,300	125,700	142,300	159,700	183,000	207,900
4	90,800	130,900	148,100	165,500	188,900	214,800
5	93,400	136,100	153,800	171,300	194,800	221,700
6	96,200	141,200	159,600	176,900	200,700	228,800
7	99,400	146,200	165,100	182,200	206,400	235,900
8	102,700	151,100	170,500	187,200	211,600	243,100
9	106,400	156,000	175,800	192,200	216,700	250,300
10	110,700	160,700	181,000	197,100	221,800	257,500
11	115,600	165,400	185,700	201,900	226,900	264,600
12	120,600	169,800	190,400	206,500	232,000	271,700
13	125,600	174,200	195,000	211,100	236,900	278,600
14	130,500	178,300	199,500	215,700	241,800	284,700
15	135,200	182,200	203,900	220,300	246,600	290,600
16	139,600	185,800	208,300	224,900	251,300	296,500
17	143,700	189,300	212,700	229,000	255,800	302,400
18	147,700	192,700	217,100	232,700	260,200	307,500
19	151,200	196,100	221,300	235,900	264,200	312,400
20	154,000	198,600	225,100	239,100	268,100	316,700
21	156,800	200,700	228,100	242,100	271,700	320,900
22	159,500	202,800	230,600	244,900	275,200	324,900
23	162,200	204,800	233,000	247,700	277,600	328,300
24	164,600	206,800	235,200	250,400	280,000	
25	166,800	208,800	237,300	252,900	282,400	
26	168,800	210,800	239,400	255,400		
27	170,800	212,700	241,500	257,600		
28	172,800	214,600	243,600	259,800		
29	174,600	216,500	245,600			
30	176,400		247,600			
31	178,200		249,600			
32	180,000					

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額
1	105,700	162,500	194,200	228,000	255,400	288,000	328,800
2	109,600	169,900	202,300	236,600	266,100	299,400	342,600
3	113,700	177,300	210,500	245,400	276,800	310,900	356,400
4	119,300	185,100	218,800	254,300	287,500	322,400	370,200
5	125,600	192,900	227,100	263,300	298,400	333,900	384,000
6	132,600	200,700	235,400	272,300	309,300	345,400	397,800
7	139,600	208,500	243,800	281,300	320,200	356,900	411,400
8	146,600	216,100	252,400	290,300	331,000	368,400	425,000
9	153,600	223,500	261,000	299,300	341,700	379,900	438,400
10	160,600	230,900	269,600	308,300	352,100	390,800	451,600
11	167,400	238,300	278,200	317,300	362,100	399,900	462,000
12	174,100	245,600	286,800	326,200	371,900	408,700	468,400
13	180,600	252,900	295,400	334,600	380,600	416,000	474,700
14	186,100	260,000	303,800	342,900	387,300	422,800	480,500
15	191,500	266,800	311,700	349,700	393,800	427,400	485,300
16	196,700	273,000	318,600	356,000	398,200		
17	201,800	278,000	325,000	360,200	402,500		
18	206,900	281,800	329,000	364,100	406,800		
19	211,500	285,400	332,800	368,000			
20	216,000	288,400	336,600	371,800			
21	220,500	291,400	340,400	375,600			
22	224,600	294,000	344,100				
23	228,000	296,500	347,700				
24	231,200	299,000	351,300				
25	233,600						

備考 この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	102,700	128,300	152,000	184,400	200,600	217,700	234,000	251,700	278,600	309,600	342,700
2	106,600	134,900	159,200	192,400	208,700	225,800	242,800	260,600	287,700	320,500	353,700
3	110,900	141,500	166,600	200,500	216,800	233,900	251,700	269,600	297,200	331,300	364,700
4	115,600	148,700	173,700	208,500	224,900	242,700	260,600	278,600	306,600	341,800	375,700
5	120,500	154,500	180,600	216,500	232,900	251,600	269,500	287,700	315,900	352,200	386,700
6	125,300	159,100	187,300	224,500	240,800	260,500	278,400	296,900	325,100	361,500	397,800
7	129,400	163,300	193,700	232,200	248,700	269,300	287,400	306,100	334,300	370,700	411,400
8	132,200	166,900	199,100	239,600	256,600	278,200	296,400	315,400	343,500	379,700	425,000
9	134,800	170,400	204,300	247,000	264,300	287,100	305,400	324,600	352,600	388,600	438,400
10	137,200	173,800	209,200	254,400	271,900	296,000	314,400	333,800	361,700	397,400	451,600
11	139,200	177,200	214,100	261,600	278,300	304,900	323,300	343,000	370,400	406,200	462,000
12	141,100	180,300	218,900	268,700	284,200	313,800	332,200	352,100	379,100	415,000	468,400
13	143,000	183,400	223,000	273,900	290,000	322,600	341,000	360,900	387,800	423,600	474,700
14	144,600	186,300	226,800	278,300	295,700	331,400	348,100	369,600	396,000	431,200	480,500
15		188,400	230,100	282,500	300,800	339,900	354,800	377,400	404,100	435,600	485,300
16			233,300	286,600	305,800	346,000	361,100	384,300	408,400		
17			235,500	289,800	310,300	351,700	366,300	388,600	412,500		
18				293,000	314,000	356,800	371,100	392,500	416,600		
19				295,500	317,500	360,700	375,100	396,400			
20				298,000	320,900	364,500	378,800	400,200			
21				300,500	323,700	368,300	382,500	404,000			
22				302,900		371,900	386,200				
23				305,300		375,500					
24						379,100					

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	107,100	116,000	131,000	169,200	201,100	217,700	234,000	251,700	278,600	309,600	342,700
2	111,400	120,500	138,600	176,900	209,200	225,800	242,800	260,600	287,700	320,500	353,700
3	115,800	125,000	146,200	184,900	217,300	233,900	251,700	269,600	297,200	331,300	364,700
4	120,300	130,700	153,900	192,900	225,400	242,700	260,600	278,600	306,600	341,800	375,700
5	124,800	138,100	161,600	201,000	233,400	251,600	269,500	287,700	315,900	352,200	386,700
6	130,300	145,500	168,800	209,100	241,300	260,500	278,400	296,900	325,100	361,500	397,800
7	137,300	152,800	175,900	217,200	249,200	269,300	287,400	306,100	334,300	370,700	411,400
8	144,500	160,000	182,900	225,100	257,100	278,200	296,400	315,400	343,500	379,700	425,000
9	151,600	166,700	190,000	233,000	264,800	287,100	305,400	324,600	352,600	388,600	438,400
10	158,700	173,400	197,100	240,500	272,500	296,000	314,400	333,800	361,700	397,400	451,600
11	165,200	180,100	204,100	247,900	280,100	304,900	323,300	343,000	370,400	406,200	462,000
12	171,800	186,900	211,100	255,300	287,600	313,800	332,200	352,100	379,100	415,000	468,400
13	178,500	193,700	218,100	262,400	295,100	322,600	341,000	360,900	387,800	423,600	474,700
14	185,200	200,600	224,900	269,500	302,600	331,400	348,100	369,600	396,000	431,200	480,500
15	191,900	207,500	231,700	276,500	310,000	339,900	354,800	377,400	404,100	435,600	485,300
16	198,500	214,200	238,400	283,400	316,900	346,000	361,100	384,300	408,400		
17	204,900	220,500	245,100	290,300	323,700	351,700	366,300	388,600	412,500		
18	210,600	226,700	251,900	297,100	329,800	356,800	371,100	392,500	416,600		
19	216,300	232,800	258,700	303,600	335,300	360,700	375,100	396,400			
20	222,000	238,900	265,600	309,600	339,300	364,500	378,800	400,200			
21	227,700	244,900	272,500	315,600	342,700	368,300	382,500	404,000			
22	233,400	251,000	279,400	321,600	346,100	371,900	386,200				
23	239,100	257,100	286,200	327,000	349,400	375,500					
24	244,800	263,100	292,700	330,500	352,700	379,100					
25	250,400	269,100	298,700	333,700	355,900						
26	256,000	275,000	304,700	336,800	359,100						
27	261,200	280,600	310,700	339,900							
28	266,400	286,100	316,000	343,000							
29	270,400	290,900	319,500	346,000							
30	274,300	295,400	322,700	349,000							
31	278,200	299,800	325,800								
32	282,100	302,600	328,800								
33	284,700	305,400	331,700								
34		308,100	334,600								
35		310,800	337,500								
36		313,500									

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。



ロ 公安職俸給表(-)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	102,700	128,300	152,000	184,400	200,600	217,700	234,000	251,700	278,600	309,600	342,700
2	106,600	134,900	159,200	192,400	208,700	225,800	242,800	260,600	287,700	320,500	353,700
3	111,100	141,500	166,600	200,500	216,800	233,900	251,700	269,600	297,200	331,300	364,700
4	116,100	148,700	173,700	208,500	224,900	242,700	260,600	278,600	306,600	341,800	375,700
5	121,400	154,500	180,600	216,500	232,900	251,600	269,500	287,700	315,900	352,200	386,700
6	126,800	159,800	187,300	224,500	240,800	260,500	278,400	296,900	325,100	361,500	397,800
7	131,500	165,000	193,700	232,200	248,700	269,300	287,400	306,100	334,300	370,700	411,400
8	136,000	170,100	199,600	239,600	256,600	278,200	296,400	315,400	343,500	379,700	425,000
9	140,100	175,000	205,300	247,000	264,300	287,100	305,400	324,600	352,600	388,600	438,400
10	144,000	179,600	211,000	254,400	271,900	296,000	314,400	333,800	361,700	397,400	451,600
11	147,900	184,100	216,500	261,600	278,800	304,900	323,300	343,000	370,400	406,200	462,000
12	151,800	188,600	221,600	268,700	285,300	313,800	332,200	352,100	379,100	415,000	468,400
13	155,600	193,100	226,700	274,700	291,700	322,600	341,000	360,900	387,800	423,600	474,700
14	159,200	197,600	231,800	280,000	297,900	331,400	348,100	369,600	396,000	431,200	480,500
15	162,800	201,700	236,800	285,000	303,100	339,900	354,800	377,400	404,100	435,600	485,300
16	166,400	205,500	241,200	289,800	308,200	346,000	361,100	384,300	408,400		
17	169,500	208,900	245,500	293,300	312,700	351,700	366,300	388,600	412,500		
18	172,400	212,200	249,400	296,500	316,400	356,800	371,100	392,500	416,600		
19	175,200	214,300	252,700	299,100	320,100	360,700	375,100	396,400			
20	177,800		255,100	301,700	323,500	364,500	378,800	400,200			
21	179,800		257,400	304,200	326,300	368,300	382,500	404,000			
22			259,700	306,600	329,100	371,900	386,200				
23			262,000	309,000		375,500					
24			264,300	311,400		379,100					
25			266,600								
26			268,800								

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

イ 海事職俸給表(-)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	109,400	141,500	183,300	221,100	250,600	281,800	353,000
2	114,600	149,000	192,000	230,900	260,500	293,400	365,000
3	121,100	157,100	201,000	240,700	270,400	305,000	377,000
4	127,600	165,200	210,000	250,500	280,300	316,600	388,600
5	134,100	173,300	219,000	260,100	290,000	328,000	400,200
6	140,700	180,900	227,600	269,500	299,500	339,200	411,500
7	147,200	187,700	235,900	278,800	308,700	350,300	422,800
8	153,600	194,500	244,000	287,700	317,700	361,200	432,800
9	159,900	201,200	251,700	296,200	326,600	371,900	442,300
10	165,800	207,800	259,000	304,100	335,400	381,900	450,200
11	170,000	213,800	266,200	312,000	344,100	391,600	457,600
12	173,900	219,100	273,200	319,900	352,400	401,200	464,900
13	177,600	224,400	280,000	327,800	360,300	409,800	471,100
14	181,300	229,600	286,700	335,500	368,100	417,500	476,600
15	184,400	234,500	293,400	342,700	374,600	424,400	481,200
16	187,500	238,900	300,000	349,500	380,200	431,000	
17	190,500	243,300	306,300	356,300	385,400	436,900	
18	193,500	246,600	312,200	361,300	390,300	441,200	
19	195,600		315,800	365,400	395,100	445,400	
20			319,400	369,300	399,500	449,500	
21			322,800	373,200	403,400	453,600	
22			326,200	377,100	407,300		
23			329,600	380,800			
24				384,500			
25				388,200			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(一)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	94,800	116,300	143,500	168,800	196,800	224,300
2	97,200	121,100	149,500	175,700	203,800	231,300
3	99,900	126,500	155,600	182,600	210,800	238,300
4	103,300	132,000	161,900	189,600	217,400	245,300
5	107,200	137,500	168,700	196,600	223,500	252,400
6	111,400	143,100	175,600	203,500	229,400	259,700
7	116,000	148,800	182,500	210,000	235,100	267,000
8	120,800	154,500	189,400	215,700	240,600	274,400
9	125,700	160,300	196,300	221,400	246,000	281,800
10	131,200	166,100	203,100	226,900	251,400	289,200
11	136,700	171,900	209,400	232,200	256,800	296,600
12	142,200	177,700	214,900	237,200	262,200	304,000
13	147,700	183,100	220,300	242,000	267,600	311,400
14	153,100	188,500	225,700	246,700	272,800	318,200
15	158,000	193,700	230,700	251,200	278,000	324,300
16	162,800	198,800	235,500	255,500	283,000	330,400
17	167,500	203,700	239,900	259,300	287,400	336,400
18	172,100	208,300	244,300	262,900	291,500	341,700
19	176,600	212,900	248,400	266,500	294,600	346,900
20	180,500	216,900	252,100	269,700	297,700	351,700
21	183,400	220,300	255,200	272,700	300,800	356,200
22	186,000	223,300	258,000	275,600	303,900	360,500
23	188,000	226,100	260,700	278,100	306,800	364,200
24		228,600	263,000	280,600	309,700	
25		230,800	265,300	283,100	312,600	
26		232,900	267,600	285,600		
27		235,000	269,800			
28		237,100	272,000			
29			274,200			
30			276,400			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

イ 教育職俸給表(-)

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	109,000	134,000	184,300	214,700	275,300
2	113,800	142,300	192,600	224,200	285,700
3	118,900	150,600	201,000	233,700	296,200
4	125,200	159,000	209,600	243,400	306,700
5	131,600	167,400	218,400	253,100	317,200
6	138,800	175,800	227,300	262,800	327,800
7	146,000	184,200	236,200	272,500	338,400
8	153,600	192,500	245,100	282,200	349,000
9	161,300	200,800	254,000	291,800	359,600
10	169,200	209,100	262,800	301,300	370,200
11	177,000	217,300	271,300	310,300	380,800
12	184,400	225,300	279,800	318,500	391,400
13	191,400	233,200	288,200	326,500	402,000
14	198,000	240,100	296,600	334,400	412,600
15	204,200	247,000	304,600	342,000	423,200
16	210,300	253,100	312,300	349,600	433,500
17	216,000	259,100	320,000	357,100	442,600
18	221,600	265,000	327,400	364,500	451,700
19	227,200	270,900	334,700	371,600	460,800
20	232,500	276,600	342,000	378,100	469,200
21	237,600	282,300	349,000	384,500	476,900
22	242,600	287,900	356,000	390,900	482,600
23	247,500	293,200	362,300	396,600	487,500
24	252,200	298,500	367,900	402,200	492,300
25	255,900	303,700	372,000	407,300	
26	259,600	308,100	375,400	410,800	
27	263,200	311,700	378,700	414,300	
28	266,600	315,000	381,900	417,800	
29	269,100	318,100	385,100		
30	271,600	321,200			
31	274,000	324,200			
32	276,400	327,200			
33	278,800	330,200			

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	101,100	125,900	235,700	320,000
2	104,700	133,200	244,300	329,100
3	108,900	140,500	252,900	338,200
4	113,300	147,800	261,500	347,300
5	118,400	155,000	270,100	356,400
6	124,100	162,200	278,700	365,500
7	130,600	169,400	287,300	374,600
8	137,400	176,600	296,000	383,600
9	144,400	183,800	304,700	392,600
10	151,400	190,900	313,300	401,500
11	158,300	198,400	321,900	410,100
12	165,100	206,700	330,500	418,200
13	171,900	215,100	338,900	425,600
14	178,600	223,500	347,100	432,800
15	185,300	231,900	355,200	437,400
16	192,000	240,200	363,200	
17	198,600	248,500	371,200	
18	205,200	256,700	379,200	
19	211,700	264,900	387,200	
20	217,500	273,100	394,400	
21	223,300	281,300	401,300	
22	228,700	289,500	408,000	
23	234,000	297,700	414,600	
24	239,100	305,800	418,800	
25	244,200	313,200		
26	249,200	320,400		
27	254,000	327,500		
28	258,400	334,600		
29	262,800	341,700		
30	266,200	347,800		
31	269,400	353,600		
32	272,600	358,600		
33	275,600	363,000		
34	277,900	367,300		
35	280,100	371,600		
36	282,300	374,600		
37	284,500			
38	286,700			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ、教育職俸給表(三)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
1	101,100 円	108,900 円	201,000 円	316,600 円
2	104,700	114,400	209,700	324,700
3	108,900	119,900	218,400	332,800
4	113,300	125,900	227,100	340,900
5	118,400	133,200	235,700	349,000
6	124,100	140,500	244,300	357,000
7	130,600	147,800	252,900	365,000
8	137,400	155,000	261,500	372,800
9	144,300	162,200	270,100	379,900
10	151,200	169,400	278,600	387,000
11	157,800	176,600	287,000	393,400
12	164,300	183,800	294,800	399,700
13	170,500	190,900	302,600	404,700
14	176,700	198,400	310,200	409,700
15	182,700	206,700	317,800	413,800
16	188,600	215,100	325,300	
17	194,300	223,500	332,700	
18	199,800	231,900	340,100	
19	205,300	240,200	347,500	
20	210,500	248,500	354,700	
21	215,400	256,700	361,300	
22	220,100	264,800	367,500	
23	224,500	272,900	373,000	
24	228,700	281,000	377,700	
25	232,100	288,500	381,600	
26	235,400	295,700	384,700	
27	238,200	302,900	387,700	
28	240,700	309,600	390,700	
29	243,100	316,000		
30	245,400	322,100		
31	247,500	328,100		
32	249,600	333,900		
33	251,700	339,100		
34		344,200		
35		348,800		
36		352,700		
37		356,500		
38		360,200		
39		362,800		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表四

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	113,200	143,400	184,300	233,700	359,500
2	119,800	151,200	192,600	243,400	370,100
3	126,900	159,300	201,000	253,100	380,700
4	134,000	167,600	209,600	262,800	391,300
5	141,400	175,900	218,400	272,500	401,900
6	148,900	184,200	227,300	282,200	412,500
7	156,500	192,500	236,400	291,800	423,100
8	164,100	200,800	245,700	301,300	433,500
9	171,800	209,100	255,300	310,300	442,600
10	179,500	217,400	264,900	319,100	451,700
11	186,800	225,700	274,500	327,800	460,800
12	194,000	234,200	284,000	338,400	469,200
13	200,900	242,800	293,500	349,000	476,900
14	207,500	251,400	302,500	359,600	482,700
15	214,100	259,900	311,100	370,200	487,600
16	220,300	268,300	319,500	380,800	492,400
17	226,200	276,200	327,700	391,400	
18	232,100	283,900	335,800	402,000	
19	237,600	291,500	343,500	412,600	
20	242,900	299,000	350,900	421,900	
21	248,000	306,500	358,200	428,100	
22	253,000	313,800	365,400	434,100	
23	258,000	321,100	371,900	440,000	
24	262,500	328,300	378,300	445,800	
25	266,700	335,300	384,300	451,000	
26	270,700	342,000	389,500	455,400	
27	273,700	348,700	394,600	459,700	
28	276,700	355,100	398,300		
29	279,600	361,300	401,800		
30	282,500	366,500	405,300		
31	285,400	371,600			
32		376,700			
33		380,100			
34		383,400			
35		386,700			

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	92,800	118,300	190,700	227,200	264,600
2	95,600	125,000	199,800	236,400	275,300
3	98,700	132,600	208,900	245,600	286,000
4	101,900	140,300	218,000	254,800	297,100
5	105,700	148,000	227,100	264,000	308,300
6	110,400	155,700	236,200	273,200	320,000
7	115,400	163,400	245,100	282,100	331,900
8	120,700	171,100	254,000	291,000	343,800
9	127,300	178,800	262,800	299,600	355,700
10	134,100	186,500	271,400	308,000	367,500
11	141,200	194,100	279,200	316,300	379,300
12	148,300	201,700	286,800	324,500	391,000
13	155,500	209,300	294,100	332,700	402,400
14	162,700	216,500	300,600	340,800	413,800
15	169,700	223,700	306,600	348,800	425,200
16	176,600	230,600	312,600	356,800	436,600
17	183,400	236,900	318,500	364,800	447,900
18	189,900	243,200	324,300	372,700	457,500
19	195,500	249,500	330,000	380,600	464,700
20	200,800	255,800	335,300	387,300	470,800
21	206,000	261,900	340,400	393,800	476,000
22	211,200	268,000	345,100	398,300	481,100
23	216,200	274,100	349,500	402,800	485,300
24	221,200	278,900	353,300	406,800	
25	225,700	283,500	356,800		
26	229,400	287,000	360,300		
27	232,900	290,400	363,800		
28	235,700	293,700			
29	238,300	297,000			
30	240,800	300,200			
31	243,300	303,400			
32	245,800				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。



別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(-)

職務の級 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
1	円 162,900	円 224,100	円 256,800	円 334,000
2	172,100	234,900	267,900	344,900
3	181,500	245,800	279,000	355,700
4	192,200	256,800	290,000	366,500
5	202,900	267,800	301,000	377,300
6	213,500	278,700	312,000	387,700
7	224,100	289,600	323,000	397,900
8	234,700	300,500	334,000	407,700
9	245,100	311,300	344,800	417,500
10	255,300	322,100	355,600	427,300
11	263,900	331,400	366,400	437,100
12	272,100	340,400	376,500	446,800
13	280,200	349,100	386,300	456,500
14	288,200	357,500	395,900	466,200
15	296,200	365,800	405,500	474,700
16	304,200	374,100	414,800	482,700
17	312,000	382,400	423,800	490,200
18	319,000	390,700	432,800	496,300
19	323,600	397,200	441,800	501,200
20	328,000	403,300	448,600	506,000
21	331,100	409,000	455,200	
22		413,000	459,700	
23		416,900	464,200	
24		420,600	468,500	
25		424,300	472,800	
26		428,000	477,100	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	95,600	117,100	149,100	170,500	201,300	236,100	264,700	321,900
2	98,800	122,500	156,100	177,900	209,700	244,900	275,700	333,600
3	102,200	128,900	163,200	185,300	218,200	253,800	286,700	345,300
4	106,500	135,300	170,400	192,800	226,700	262,900	297,700	357,300
5	110,900	141,700	177,700	200,500	235,200	272,000	308,700	369,300
6	115,600	148,200	185,000	208,200	243,700	281,100	319,700	381,200
7	121,000	154,700	192,400	215,900	252,200	290,200	330,700	393,100
8	127,300	161,200	199,900	223,600	260,700	299,300	341,500	404,900
9	133,500	167,700	207,500	231,200	269,200	308,300	352,100	416,600
10	139,200	174,100	215,000	238,700	277,800	317,300	362,100	428,300
11	144,200	180,400	222,200	246,100	286,300	326,200	371,900	435,300
12	149,200	186,000	229,200	253,400	294,500	334,600	380,600	441,400
13	154,000	191,500	236,100	260,700	302,300	342,900	387,300	447,300
14	158,200	196,900	243,000	267,700	309,700	349,700	393,800	452,700
15	162,300	202,200	249,800	274,600	315,700	356,000	400,200	458,000
16	166,300	207,400	256,400	280,300	321,600	362,200	404,500	462,500
17	170,200	212,200	262,700	285,400	326,800	364,100	408,800	
18	174,100	216,700	268,700	290,400	331,700	368,000		
19	176,900	221,200	273,200	294,200	335,500	371,800		
20	179,700	225,300	277,000	297,900	339,300	375,600		
21	182,300	228,500	280,700	301,300	342,900			
22	184,300	230,900	283,400	304,600	346,500			
23	186,300	233,300	286,000	307,500	350,100			
24		235,500	288,600	310,300				
25		237,700	291,000					
26		239,900	293,400					
27			295,800					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	100,300	115,200	154,900	174,100	201,900	231,500
2	103,900	120,600	161,000	180,700	209,200	239,600
3	107,700	125,900	167,500	187,300	216,500	247,900
4	111,500	131,700	174,000	193,900	223,800	256,400
5	115,200	137,500	180,500	200,500	231,100	265,200
6	120,600	143,300	187,000	207,200	238,100	274,000
7	125,800	149,000	193,400	213,900	245,100	282,800
8	131,500	154,700	199,800	220,600	252,100	291,600
9	137,300	160,300	206,200	227,200	259,000	300,400
10	142,900	165,900	212,600	233,800	265,900	309,200
11	148,400	171,500	218,900	240,300	272,800	317,900
12	153,800	176,900	225,300	246,800	279,700	326,500
13	159,000	182,300	231,600	253,200	286,600	335,100
14	164,100	187,500	237,900	259,600	293,500	343,300
15	169,100	192,700	244,200	266,000	300,400	351,400
16	174,100	197,900	250,400	272,200	307,300	358,800
17	178,800	203,000	256,500	278,400	313,800	366,200
18	183,500	207,900	262,600	284,500	319,600	372,900
19	188,100	212,800	268,500	290,500	324,100	379,000
20	192,700	217,700	274,300	295,800	328,300	383,000
21	197,100	222,600	280,000	300,800	332,500	386,700
22	201,400	227,400	285,500	305,500	336,000	390,400
23	205,600	232,200	290,000	309,100	339,200	
24	209,200	237,000	294,300	312,500	341,900	
25	212,700	241,800	298,400	315,700		
26	215,800	246,600	301,600	318,500		
27	218,900	250,800	304,700	321,200		
28	221,900	254,800	307,300	323,800		
29	224,200	258,700	309,800			
30	226,500	261,200	312,300			
31	228,800	263,600	314,800			
32	231,000	266,000				
33		268,400				

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八の次に次の一表を加える。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号	俸	給	月	額
1				円 450,000
2				496,000
3				553,000
4				611,000
5				659,000
6				709,000
7				771,000
8				831,000
9				890,000
10				948,000
11				1,004,000
12				1,025,000

備考 この表は、事務次官、外局長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附則

1 (施行期日等) この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名、第一条第一項、第九条の二第四項及び第十一条の六第二項の改正規定、第十四条の次に二条を加える改正規定、第十五条、第十七条、第十九条の二第三項、第十九条の六及び第二十二条の見出しの改正規定、同条に一項を加える改正規定、附則第十六項を附則第十八項とし、附則第十五項の次に二項を加える改正規定並びに附則第十二項から第十四項まで及び第二十三項から第二十九項までの規定は昭和六十一年一月一日から、第十一条第四項の改正規定は

2 同年六月一日から施行する。  
 (職務の級への切替え) この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く)による改正後の一般職の職員の給与に「改正後の法」という)、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)及び国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号)の規定は、昭和六十一年七月一日から適用する。

3 昭和六十年七月一日(以下「切替日」という)の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級(以下「旧等級」という)が附則別表第一に掲げられていたもの(次項に規定する職員を除く)の切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、人事院の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。  
 4 切替日の前日において行政職俸給表(イ)の適用を受けていた職員のうち、切替日において専門行政職俸給表の適用を受けることとなる職員の切替日における職務の級は、旧等級に対応する附則別表第二の職務の級欄に定める職務の級とする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。  
 5 前二項の規定により切替日における職務の級を定められる職員(附則第七項に規定する職員を除く)の切替日における号俸(以下「新号俸」という)は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という)に対応する附則別表第三又は附則別表第四の新号俸欄に定める号俸とする。  
 6 前項の規定により新号俸を定められる職員に對する切替日以後における最初の改正後の法第八條第六項又は第八項ただし書の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間。以下この項において同じ)を新号俸を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において五十六歳に達していない職員のうち、旧号俸が旧等級の最高号俸であつて新号俸が職務の級の最高号俸以外の号俸となる者については、旧号俸を受けていた期間のうち十二月を超えない期間は、この限りでない。

7 (最高号俸を超える俸給月額等の切替え等) 切替日の前日において職務の等級の最高号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。  
 8 (切替期間における異動者の職務の級及び号俸等) 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という)において、この法律(附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という)の規定により、新たに俸給表(指定職俸給表を除く)の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動(指定職俸給表の適用を受けていた職員が他の俸給表の適用を受けることとなる異動を含むものとし、指定職俸給表以外の俸給表の適用を受けていた職員が指定職俸給表の適用を受けることとなる異動及び指定職俸給表の適用を受ける職員が指定職俸給表以外の俸給表の適用を受ける職員に異動)を受けた職員は、切替期間において、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十七号。以下「昭和五十四年改正法」という)の附則第七項の規定により昇給した職員の改正後の法の規定による当該昇給の日における職務の級及び号俸又は俸給月額についても、同様とする。  
 9 (切替日前の異動者の号俸等の調整) 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日

において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(旧号俸等の基礎)

10 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法又は昭和五十四年改正法附則第七項及びこれらに基づく人事院規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。  
(給与の内払)

11 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。  
(休暇に関する経過措置等)

12 職員の昭和六十一年における年次休暇の日数は、改正後の一般職の職員の給与等に関する法律(次項及び附則第十四項において「新法」という。)第十四条の第三項の規定にかかわらず、同項に規定する日数に、昭和六十一年における年次休暇に相当する休暇の残日数のうち昭和六十一年に与えることができることとされていた日数を加えた日数とする。

13 昭和六十一年一月一日前において、既に同日前の法令の規定に基づき同日以後に与えられるものとされた新法第十四条の三に規定する年次休暇、病欠休暇又は特別休暇に相当する休暇は、それぞれ同条の規定による年次休暇、病欠休暇又は特別休暇とみなし、同条の規定に基づく手続を要しないものとする。

14 新法附則第十六項に規定する勤務しない期間が昭和六十一年一月一日前から引き続いている場合における同項の規定の適用については、同項中「当該療養のための病欠休暇又は当該措置」とあるのは、「昭和六十一年一月一日前にお

る当該療養のための病欠休暇又は当該措置に相当する休暇又は措置」とする。  
(人事院規則への委任)

15 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。  
(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正)

16 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を次のように改正する。  
第二条第五項中「別表第八」を「別表第九」に改める。

17 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項第二号中「の受ける」の下に「職務の級の号俸に相当するもの」として、内閣総理大臣が指定する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第九号)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第一から別表第七までに定める「を加え、「が職務の等級」を「が職務の級」に改める。

18 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第三号中「第六号第一項第八号」を「第六号第一項第九号」に改め、同条第二項中「何等級」を「何級」に、「当該等級」を「当該級」に改める。  
第十二条中「職務の等級」を「職務の級」に改める。  
第十六条第一項第二号イ中「七等級」を「二級」に改め、同号ロ中「八等級」を「一級」に改め、同

項第五号中「七等級」を「二級」に改める。  
第十七条第一項中「さん橋賃」を「橋賃」に改め、同項第一号イ中「一等級」を「十一級」に改め、同号ロ中「二等級以下七等級」を「十級以下二級」に改め、同号ハ中「八等級」を「一級」に改め、同項第二号イ中「七等級」を「二級」に改め、同号ロ中「八等級」を「一級」に改め、同項第五号中「七等級」を「二級」に改める。  
第三十二条中「本条」を「この条」に改め、同条第一号イ中「二等級」を「九級」に改め、同号ロ中「三等級」を「八級」に改め、同条第四号中「二等級」を「九級」に、「に因り」を「により」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第五号中「に因り」を「により」に、「の外」を「のほか」に改める。  
第三十三条中「左の」を「次の」に、「さん橋賃」を「橋賃」に、「本条」を「この条」に改め、同条第一号中「左」を「次に」に改め、同号イ中「二等級」を「九級」に、「三等級以下七等級」を「八級以下二級」に、「八等級」を「一級」に改め、同号ロ中「二等級」を「九級」に、「三等級」を「八級」に改め、同条第三号中「二等級」を「九級」に、「に因り」を「により」に、「の外」を「のほか」に改め、同条第四号中「に因り」を「により」に、「の外」を「のほか」に改める。  
第三十四条第一項中「本条」を「この条」に改め、同項第一号イ中「二等級」を「九級」に改め、同号ロ中「三等級」を「八級」に改め、同項第三号中「一等級」を「十一級」に改める。  
附則第七項中「七等級」を「二級」に、「八等級」を「一級」に、「二等級」を「十一級」に、「三等級以下五等級」を「八級以下四級」以下を「十級以下」に、「二等級以上」を「九級以上」に、「三等級」を「八級」に改める。  
別表第一の一の表区分の欄中「二等級」を「九級」に、「三等級以下五等級」を「八級以下四級」に、「六等級」を「三級」に改め、別表第一の二の表区分の欄中「二等級」を「九級」に、「三等級又は四等級」を「八級以下六級以上」に、「五等級」を「五級」に改め、別表第二の一の表区分の欄中「二等級」を「九級」に、「三等級」を「十一級」に、「二等級」を「十級又は九級」に、「三等級」を「八級」に、「四等級」を「七級又は六級」に、「五等級」を「五級又は四級」に、「六等級」を「三級」に、「七等級」を「二級」に改める。  
(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

19 前項の規定による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。  
(国家公務員の職階制に関する法律の一部改正)

20 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。  
附則第三項中「基く」を「基づく」に、「職務の等級」を「職務の級」に、「代る」を「代わる」に、「但し」を「ただし」に改める。  
(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

21 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。  
第六十一条の三の二第四項中「及び一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)」を削る。  
(国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員

22 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の教育職員の給与等に関する特別措置法の二部を次のように改正する。

第三条第一項中「別表第五」を「別表第六」に、「職務の等級」を「職務の級」に、「二等級又は三等級」を「一級又は二級」に改める。

第五条第一項中「職務の等級」を「職務の級」に、「別表第五」を「別表第六」に、「一等級」を「三級」に改め、同条第二項中「職務の等級」を「職務の級」に、「二等級」を「二級」に、「一等級」を「三級」に改める。

23 一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十項を削る。

24 一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「一般職の職員の給与に関する法律第十三条の三」を「一般職の職員の給与等に関する法律第十三条の三」に改める。

25 一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「において改正後の法」を「において一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)」に、「ついでに、改正後の法」については、「一般職の職員の給与等に関する法律」に、「に改正後の法」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める。

26 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百

十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改め、「第二十三条第一項」の下に「又は附則第十六項」を加える。

27 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員に関する法律(昭和二十五年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改め、同条第三項中「第十七条第二項」を「第十七条」に改める。

28 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち「国家公務員等共済組合法第二十条第一項第五号の改正規定中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める。

附則第九條第二項及び第四項中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める。

附則第六十八條(見出しを含む)中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改め、同条のうち「一般職の職員の給与に関する法律附則第十六項を附則第十五項とする改正規定中「附則第十五項」の下に」とし、附則第十七項を附則第十六項とし、

附則第十八項を附則第十七項を加える。

附則第八十八條の次に次の二條を加える。

第八十九條 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第八條中「附則第十六項」を「附則第十五項」に改める。

29 一般職の職員に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「附則第十六項」を「附則第十五項」に改める。

30 国家公務員法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち「国家公務員等共済組合法第二十条第一項第五号の改正規定中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める。

二 国家公務員等の寒冷地手当に関する法律第一条及び第七條第一項

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)附則第四項

四 国家公務員等の旅費に関する法律第二条第一項第三号及び同条第二項

五 国家公務員の職階制に関する法律附則第三項

六 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十九号)第四条第一項

七 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第九十九号)本則第三号

八 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項及び第四条第一項

九 国家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第五条第四項

十 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特別法(昭和二十九年法律第四百四十一号)第三条第二項、第六条第二項及び第七條第一項第三号

十一 国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十一年法律第二百二十八号)第二条第一項及び第二條の二

十二 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十二年法律第九十九号)附則第二項

十三 国家公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二条第一項第五号

十四 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第四百四十二條第二項の表

十五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第九十号)第一条

十六 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)附則第六條第三項及び第四項

十七 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)第五十五條

十八 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)第八條、第十六條及び附則第三項

十九 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特別措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)第十一條第三項及び第四項

附則別表第一 専門行政職俸給表以外の俸給表の適用を受ける  
職員の職務の級への切替表(附則第三項関係)

俸給表	旧等級	職務の級
行政職俸給表(一)	8 等級	1 級
	7 等級	2 級
	6 等級	3 級
	5 等級	4 級
		5 級
	4 等級	6 級
	3 等級	7 級
	2 等級	8 級
		9 級
	1 等級	10 級
	行政職俸給表(二)	1 等級
1 級		
4 等級		2 級
3 等級		3 級
2 等級		4 級
		5 級
1 等級		6 級
特 1 等級		7 級
		1 級
		2 級
		3 級
税務職俸給表(一)	4 等級	4 級
		5 級
	3 等級	5 級
		6 級

海事職俸給表(一)	特 3 等級	7 級
	2 等級	8 級
	1 等級	9 級
	特 1 等級	10 級
		11 級
	5 等級	1 級
	4 等級	2 級
	3 等級	3 級
	2 等級	4 級
		5 級
	1 等級	6 級
特 1 等級	7 級	
海事職俸給表(二)	4 等級	1 級
	3 等級	2 級
	2 等級	3 級
		4 級
	1 等級	5 級
	特 1 等級	6 級
教育職俸給表(一)	5 等級	1 級
	4 等級	2 級
	3 等級	3 級
	2 等級	4 級
	1 等級	5 級
教育職俸給表(二)	3 等級	1 級
	2 等級	2 級
	1 等級	3 級
		4 級

教育職俸給表(四)	特 1 等級	4 級
	5 等級	1 級
	4 等級	2 級
	3 等級	3 級
	2 等級	4 級
研究職俸給表	1 等級	5 級
	5 等級	1 級
	4 等級	2 級
	3 等級	3 級
	2 等級	4 級
医療職俸給表(一)	1 等級	5 級
	4 等級	1 級
	3 等級	2 級
	2 等級	3 級
	1 等級	4 級
	特 1 等級	1 級
医療職俸給表(二)	6 等級	1 級
	5 等級	2 級
	4 等級	3 級
	3 等級	4 級
	2 等級	5 級
	特 2 等級	6 級
医療職俸給表(三)	1 等級	7 級
	特 1 等級	8 級
	4 等級	1 級

医療職俸給表(白)

3 等 級	2 級	3 級
	4 級	5 級
1 等 級	6 級	7 級
特 1 等 級	8 級	9 級

附則別表第二 専門行政職俸給表の適用を受けることとなる職員  
の職務の級への切替表(附則第四項関係)

旧 等 級	職 務 の 級
8 等 級	1 級
7 等 級	
6 等 級	2 級
5 等 級	3 級
4 等 級	4 級
3 等 級	5 級
2 等 級	6 級
1 等 級	7 級

附則別表第三 行政職俸給表(白)、専門行政職俸給表、研究職俸給表又は医療職俸給表(白)の1級となる職員以外の職員  
の号俸の切替表(附則第五項関係)  
イ 行政職俸給表(白)の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸										
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	1	1							1	1	1
2	1	2	1	1	1	1	1	2	1	2	
3	2	3	3	2	1	2	1	2	3	1	3
4	3	4	4	3	1	3	1	3	4	1	4
5	4	5	5	4	2	4	2	4	5	2	5

6	5	6	6	5	3	5	3	5	6	3	6
7	6	7	7	6	4	6	4	6	7	4	7
8	7	8	8	7	5	7	5	7	8	5	8
9	8	9	9	8	6	8	6	8	9	6	9
10	9	10	10	9	7	9	7	9	10	7	10
11	10	11	11	10	8	10	8	10	11	8	11
12	11	12	12	11	9	11	9	11	12	9	12
13	12	13	13	12	10	12	10	12	13	10	13
14	13	14	14	13	11	13	11	13	14	11	14
15	14	15	15	14	12	14	12	14	15	12	15
16	15	16	16	15	13	15	13	15	16	13	16
17	16	17	17	16	14	16	14	16			
18	17	18	18	17	15	17	15	17			
19	18	19	19	18	16	18	16	18			
20	19	20	20	19	17	19	17	19			
21	20	21	21	20	18	20	18				
22	21	22	22	21	19	21	19				
23	22	23	23	22	20	22	20				
24	23	24	24	23	21	23	21				
25	24	25	25	24	22	24	22				
26	25	26	26	25	23	25	23				

ロ 行政職俸給表(白)の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3

4	4	4	4	1	2	3
5	5	5	5	2	3	4
6	6	6	6	3	4	5
7	7	7	7	4	5	6
8	8	8	8	5	6	7
9	9	9	9	6	7	8
10	10	10	10	7	8	9
11	11	11	11	8	9	10
12	12	12	12	9	10	11
13	13	13	13	10	11	12
14	14	14	14	11	12	13
15	15	15	15	12	13	14
16	16	16	16	13	14	15
17	17	17	17	14	15	16
18	18	18	18	15	16	17
19	19	19	19	16	17	18
20	20	20	20	17	18	19
21	21	21	21	18	19	20
22	22	22	22	19	20	21
23	23	23	23	20	21	22
24	24	24	24	20	22	23
25	25	25	25	21	23	
26	26	26	26	22		
27	27	27	27	22		
28	28	28	28	23		



ハ 専門行政職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	
1				1	1	1	1
2	1	1	1	2	1	1	2
3	2	2	2	3	1	1	3
4	3	3	3	4	1	1	4
5	4	4	4	5	2	2	5
6	5	5	5	6	3	3	6
7	6	6	6	7	4	4	7
8	7	7	7	8	5	5	8
9	8	8	8	9	6	6	9
10	9	9	9	10	7	7	10
11	10	10	10	11	8	8	11
12	11	11	11	12	9	9	12
13	12	12	12	13	10	10	13
14	13	13	13	14	11	11	14
15	14	14	14	15	12	12	15
16	15	15	15	16	12		
17	16	16	16				
18	17	17	17				
19	18	18	18				
20	19	19	19				
21	19	20					
22	20	21					
23	21	22					
24	22						

25	23				
26	24				

ニ 税務職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸											
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	
1		1	1								1	1
2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2
3	2	3	3	2	1	2	1	2	1	1	1	3
4	3	4	4	3	1	3	1	3	2	2	2	4
5	4	5	5	4	2	4	2	4	3	3	3	5
6	5	6	6	5	3	5	3	5	4	4	4	6
7	6	7	7	6	4	6	4	6	5	5	5	7
8	7	8	8	7	5	7	5	7	6	6	6	8
9	8	9	9	8	6	8	6	8	7	7	7	9
10	9	10	10	9	7	9	7	9	8	8	8	10
11	10	11	11	10	8	10	8	10	9	9	9	11
12	11	12	12	11	9	11	9	11	10	10	10	12
13	12	13	13	12	10	12	10	12	11	11	11	13
14	13	14	14	13	11	13	11	13	12	12	12	14
15	14	15	15	14	12	14	12	14	13	13	13	15
16		16	15	14	12	14	12	14	13	13	14	
17		17	16	15	13	15	13	15	14	14		
18			17	16	14	16	14	16	15	15		
19			17	14	17	15	17	16				
20				18	15	18	16	18	17			
21				19	15	19	17	19				

22					21	19				
----	--	--	--	--	----	----	--	--	--	--

ホ 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸											
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	
1		1	1								1	1
2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2
3	2	3	3	2	1	2	1	2	1	1	1	3
4	3	4	4	3	1	3	1	3	2	2	2	4
5	4	5	5	4	1	4	2	4	3	3	3	5
6	5	6	6	5	1	5	3	5	4	4	4	6
7	6	7	7	6	2	6	4	6	5	5	5	7
8	7	8	8	7	3	7	5	7	6	6	6	8
9	8	9	9	8	4	8	6	8	7	7	7	9
10	9	10	10	9	5	9	7	9	8	8	8	10
11	10	11	11	10	6	10	8	10	9	9	9	11
12	11	12	12	11	7	11	9	11	10	10	10	12
13	12	13	13	12	8	12	10	12	11	11	11	13
14	13	14	14	13	9	13	11	13	12	12	12	14
15	14	15	15	14	10	14	12	14	13	13	13	15
16	15	16	16	15	11	15	13	15	14	14		
17	16	17	17	16	12	16	14	16	15	15		
18	17	18	18	17	13	17	15	17	16			
19	18	19	19	18	14	18	16	18	17			
20	19	20	20	19	15	19	17	19				
21	20	21	21	20	16	20	18					
22	21	22	22	21	17	21	19					
23	22	23	23	22	18	22	20					

24	23	24	24	23	19						
25	24	25	25	24	20						
26	25	26	26	25	20						
27	26	27	27	26	21						
28	27	28	28	27	22						
29	28	29	29	28	23						
30	29	30	30								
31	30	31	31								
32	31	32	32								
33	32	33	33								
34	33										

ハ 公安職俸給表(ロ)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸											
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	
1		1	1								1	1
2	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	2
3	2	3	3	2	1	2	1	2	1	1	1	3
4	3	4	4	3	1	3	1	3	1	3	2	4
5	4	5	5	4	2	4	2	4	2	4	3	5
6	5	6	6	5	3	5	3	5	3	5	4	6
7	6	7	7	6	4	6	4	6	4	6	5	7
8	7	8	8	7	5	7	5	7	5	7	6	8
9	8	9	9	8	6	8	6	8	6	8	7	9
10	9	10	10	9	7	9	7	9	7	9	8	10
11	10	11	11	10	8	10	8	10	8	10	9	11
12	11	12	12	11	9	11	9	11	9	11	10	12
13	12	13	13	12	10	12	10	12	10	12	11	13

14	13	14	14	13	11	13	11	13	12	12	14
15	14	15	15	14	12	14	12	14	13	13	15
16	15	16	16	15	13	15	13	15	14	14	
17	16	17	17	16	14	16	14	16	15	15	
18	17	18	18	17	15	17	15	17	16		
19	18	19	19	18	15	18	16	18	17		
20	19	20	19	16	19	17	19				
21	20	21	20	16	20	18					
22	21	22	21	17	21	19					
23		23									

ニ 海軍職俸給表(イ)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1		1	1	1	1	1	1
2	1	2	2	2	1	1	1
3	2	3	3	3	1	2	1
4	3	4	4	4	1	3	2
5	4	5	5	5	2	4	3
6	5	6	6	6	3	5	4
7	6	7	7	7	4	6	5
8	7	8	8	8	5	7	6
9	8	9	9	9	6	8	7
10	9	10	10	10	7	9	8
11	10	11	11	11	8	10	9
12	11	12	12	12	9	11	10
13	12	13	13	13	10	12	11
14	13	14	14	14	11	13	12

15	14	15	15	15	12	14	13
16	15	16	16	16	13	15	14
17	16	17	17	17	14	16	15
18	17	18	18	18	15	17	
19	18	19	19	19	15	18	
20	19	20	20	20	16		
21		21	21	16			
22		22	17				

ニ 海軍職俸給表(ロ)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	1	1	1
3	3	3	3	1	1	2
4	4	4	4	1	1	3
5	5	5	5	1	2	4
6	6	6	6	2	3	5
7	7	7	7	3	4	6
8	8	8	8	4	5	7
9	9	9	9	5	6	8
10	10	10	10	6	7	9
11	11	11	11	7	8	10
12	12	12	12	8	9	11
13	13	13	13	9	10	12
14	14	14	14	10	11	13
15	15	15	15	11	12	14
16	16	16	16	16	16	15

17	17	17	17	13	14	16
18	18	18	18	14	15	17
19	19	19	19	15	16	18
20	20	20	20	16	17	19
21	21	21	21	17	18	20
22	22	22	22	18	19	21
23	23	23	23	19	20	22
24		24	24	20	21	23
25		25	25	20	22	
26			26	21		
27			27	22		

リ 教育職俸給表(イ)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1		
2	2	2	2	1	
3	3	3	3	2	1
4	4	4	4	3	2
5	5	5	5	4	3
6	6	6	6	5	4
7	7	7	7	6	5
8	8	8	8	7	6
9	9	9	9	8	7
10	10	10	10	9	8
11	11	11	11	10	9
12	12	12	12	11	10
13	13	13	13	12	11

14	14	14	14	13	12
15	15	15	15	14	13
16	16	16	16	15	14
17	17	17	17	16	15
18	18	18	18	17	16
19	19	19	19	18	17
20	20	20	20	19	18
21	21	21	21	20	19
22	22	22	22	21	20
23	23	23	23	22	21
24	24	24	24	23	22
25	25	25	25	24	23
26	26	26	26	25	24
27	27	27		26	
28	28	28			
29	29	29			
30	30				

ヌ 教育職俸給表(ロ)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	1級	2級	3級	4級
1		1		1
2	1	1	1	2
3	2	2	2	3
4	3	3	3	4
5	4	4	4	5
6	5	5	5	6
7	6	6	6	7

8	7	7	7	8
9	8	8	8	9
10	9	9	9	10
11	10	10	10	11
12	11	11	11	12
13	12	12	12	13
14	13	13	13	14
15	14	14	14	15
16	15	15	15	
17	16	16	16	
18	17	17	17	
19	18	18	18	
20	19	19	19	
21	20	20	20	
22	21	21	21	
23	22	22	22	
24	23	23	23	
25	24	24	24	
26	25	25		
27	26	26		
28	27	27		
29	28	28		
30	29	29		
31	30	30		
32	31	31		
33	32	32		
34	33	33		

35	34	34		
36		35		
37		36		

ル 教育職俸給表四の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	1級	2級	3級	4級
1		1		1
2	1	2	1	2
3	2	3	2	3
4	3	4	3	4
5	4	5	4	5
6	5	6	5	6
7	6	7	6	7
8	7	8	7	8
9	8	9	8	9
10	9	10	9	10
11	10	11	10	11
12	11	12	11	12
13	12	13	12	13
14	13	14	13	14
15	14	15	14	15
16	15	16	15	
17	16	17	16	
18	17	18	17	
19	18	19	18	
20	19	20	19	
21	20	21	20	

22	21	22	21	
23	22	23	22	
24	23	24	23	
25	24	25	24	
26	25	26	25	
27	26	27	26	
28	27	28	27	
29	28	29	28	
30	29	30		
31	30	31		
32		32		
33		33		
34		34		
35		35		
36		36		
37		37		
38		38		
39		39		

ヲ 教育職俸給表四の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1		1
2	2	2	2	1	2
3	3	3	3	2	3
4	4	4	4	3	4
5	5	5	5	4	5
6	6	6	6	5	6

7	7	7	7	6	7
8	8	8	8	7	8
9	9	9	9	8	9
10	10	10	10	9	10
11	11	11	11	10	11
12	12	12	12	11	12
13	13	13	13	12	13
14	14	14	14	13	14
15	15	15	15	14	15
16	16	16	16	15	16
17	17	17	17	16	
18	18	18	18	17	
19	19	19	19	18	
20	20	20	20	19	
21	21	21	21	20	
22	22	22	22	21	
23	23	23	23	22	
24	24	24	24	23	
25	25	25	25	24	
26	26	26	26	25	
27	27	27	27	26	
28	28	28	28	27	
29		29			
30		30			
31		31			
32		32			
33		33			

ワ 研究職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1				
2	2				
3	3				
4	4	1	1	1	1
5	5	2	1	1	2
6	6	3	1	1	3
7	7	4	1	1	4
8	8	5	1	1	5
9	9	6	2	2	6
10	10	7	3	3	7
11	11	8	4	4	8
12	12	9	5	5	9
13	13	10	6	6	10
14	14	11	7	7	11
15	15	12	8	8	12
16	16	13	9	9	13
17	17	14	10	10	14
18	18	15	11	11	15
19	19	16	12	12	16
20	20	17	13	13	17
21	21	18	13	13	18
22	22	19	14	14	19
23	23	20	15	15	20
24	24	21	15	15	21

カ 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員

25	25	22	16	22
26	26	23	17	23
27	27	24	17	
28	28			

キ 医療職俸給表(二)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	1級	2級	3級	4級
1	1		1	1
2	1	1	2	2
3	2	2	3	3
4	3	3	4	4
5	4	4	5	5
6	5	5	6	6
7	6	6	7	7
8	7	7	8	8
9	8	8	9	9
10	9	9	10	10
11	10	10	11	11
12	11	11	12	12
13	12	12	13	13
14	13	13	14	14
15	14	14	15	15
16	15	15	16	16
17	16	16	17	17
18	17	17	18	18
19	18	18	19	19
20	19	19	20	20

ク 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員

21	20	20	21	
22	21	21	22	
23		22	23	
24		23		

コ 医療職俸給表(四)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
1	1	1	1	1	1	1	1	
2	2	2	1	2	2	2	2	
3	3	3	1	3	3	3	3	
4	4	4	1	4	4	4	4	
5	5	5	2	5	5	5	5	
6	6	6	3	6	6	6	6	
7	7	7	4	7	7	7	7	
8	8	8	5	8	8	8	8	
9	9	9	6	9	9	9	9	
10	10	10	7	10	10	10	10	
11	11	11	8	11	11	11	11	
12	12	12	9	12	12	12	12	
13	13	13	10	13	13	13	13	
14	14	14	11	14	14	14	14	
15	15	15	12	15	15	15	15	
16	16	16	13	16	16	16	16	
17	17	17	14	17	17	17	17	
18	18	18	15	18	18	18	18	
19	19	19	16	19	19	19	19	
20	20	20	17	20	20	20	20	

21	21	21	18			
22	22	22	18			
23	23	23	19			
24	24	24	19			

タ 医療職俸給表(白)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	1	1	2
3	3	3	3	1	1	3
4	4	4	4	1	1	4
5	5	5	5	2	2	5
6	6	6	6	3	3	6
7	7	7	7	4	4	7
8	8	8	8	5	5	8
9	9	9	9	6	6	9
10	10	10	10	7	7	10
11	11	11	11	8	8	11
12	12	12	12	9	9	12
13	13	13	13	10	10	13
14	14	14	14	11	11	14
15	15	15	15	12	12	15
16	16	16	16	13	13	16
17	17	17	17	14	14	17
18	18	18	18	15	15	18
19	19	19	19	16	16	19
20	20	20	20	17	17	20

21	21	21	21	18	18	21
22	22	22	22	19	19	22
23	23	23	23	20	20	
24	24	24	24	21	21	
25	25	25	25	22	22	
26	26	26	26	23	23	
27	27	27	27	23	24	
28	28	28	28	24		
29	29	29				
30		30				

備考 これらの表の新号俸欄中「1級」等とあるのは、切替日においてその者が属することとなる職務の級を示す。

附則表第四 行政職俸給表(白)、専門行政職俸給表、研究職俸給表又は医療職俸給表(白)の1級となる職員の号俸の切替表(附則第五項関係)

イ 行政職俸給表(白)の1級となる職員

旧号俸	新号俸	
	4等級	1
1		1
2		2
3		3
4		4
5	1	5
6	2	6
7	3	7
8	4	8
9	5	9
10	6	10
11	7	11
12	8	12

13	9	13
14	10	14
15	11	15
16	12	16
17	13	17
18	14	18
19		
20	15	19
21		
22	16	20
23		
24	17	21
25	18	22
26		
27	19	23
28	20	24
29	21	25
	22	26
	23	27
	24	28
	25	29

ロ 専門行政職俸給表の1級となる職員

旧号俸	新号俸	
	7等級	6等級
2から6まで		1
7		2
8	1	3
9	2	4
10	3	5
11	4	6
12		

13		5	2	7
14				
15				
16	6	3	8	
17				
	7	4	9	
	8	5	10	
	9	6	11	
	10	7	12	
	11			
	12	8	13	
	13			
	14	9	14	
	15			
	16	10	15	
	17			
	18	11	16	
	19			
		12	17	
		13	18	
		14	19	
		15	20	
		16	21	
		17	22	
		18	23	
		19	24	
		20	25	

ハ、研究職俸給表の1級となる職員

旧 号	俸 号		新 号	俸 号
	5 等 級	4 等 級		
2			1	

	3		2	
	4		3	
	5	1	4	
	6	2	5	
	7	3	6	
	8	4	7	
	9	5	8	
	10	6	9	
	11	7	10	
	12			
	13			
	14		11	
	15			
	16	9	12	
	17			
		10	13	
		11	14	
		12	15	
		13	16	
		14	17	
		15	18	
		16	19	
		17	20	
		18	21	
		19	22	
		20	23	
		21	24	
		22	25	
		23	26	
		24	27	
		25	28	
		26	29	

ニ、医療職俸給表(ロ)の1級となる職員

旧 号	俸 号		新 号	俸 号
	6 等 級	5 等 級		
	2		1	
	3		2	
	4	1	3	
	5	2	4	
	6	3	5	
	7	4	6	
	8	5	7	
	9	6	8	
	10	7	9	
	11			
	12	8	10	
	13			
		9	11	
		10	12	
		11	13	
		12	14	
		13	15	
		14	16	
		15	17	
		16	18	
		17	19	
		18	20	
		19	21	
		20	22	

備考 これらの表の旧号俸欄中「5等級」等とあるのは、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級を示す。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正) 第一条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「九十六万九千円」を「百一十五万九千円」に改め、同条第三項中「百九十九万九千円」を「百二十五万八千円」に、「六十二万三千円」を「六十五万九千円」に改める。

第四条第二項中「二万三千五百円」を「二万四千八百円」に改める。

第七条の二中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める。

第九条中「二万三千五百円」を「二万四千八百円」に改める。

附則第三項中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に、「百分の九」を「百分の十」に、「百分の八」を「百分の九」に改める。

附則に次の一項を加える。

4 一般職の職員から引き続き内閣総理大臣秘書官になつた者については、第三条第五項の規定の適用については、当分の間、同項中「又はその差額の二倍若しくは三倍に相当する額を加えた額」とあるのは、「若しくは三倍に相当する額の二倍若しくは三倍に相当する額を加えた額又はその差額の三倍に相当する額を超え八倍に相当する額を超えない範囲内の額を加えた額」とする。

別表第一の俸給月額欄中「一、六三二、〇〇〇円」を「一、七二五、〇〇〇円」に、「一、九〇〇、〇〇〇円」を「二、一五八、〇〇〇円」に、「一、一三七、〇〇〇円」を「一、二〇二、〇〇〇円」に、「九六九、〇〇〇円」を「一、〇二五、〇〇〇円」に、「九五九、〇〇〇円」を「一、〇一五、〇〇〇円」に、「八九九、〇〇〇円」を「一、〇〇四、〇〇〇円」に、「八九〇、〇〇〇円」に改める。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に、「別表第四及び別表第五(ハを除く)から別表第八まで」を「別表第五及び別表第六(ハを除く)から別表第九まで」に改める。

第四条の二の見出しを「職務の級」に改め、同条第一項中「別表第四及び別表第五(ハを除く)から別表第七まで」を「別表第六(ハを除く)から別表第八まで」に改め、同条第二項及び第三項中「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第五条第一項中「場合の二」を「場合のいずれか」に改め、同項第三号中「職務の等級」を「職務の級」に、「別表第八」を「別表第九」に、「一等級から四等級まで」を「一級から五級まで」に、「別表第四若しくは別表第五(ハを除く)から別表第七まで」を「別表第五若しくは別表第六(ハを除く)から別表第八まで」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 自衛官が昇任し、又は降任した場合(別表第二の陸将、海将及び空将の欄に定める額の俸給の支給を受けるべき職員が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を受けることとなつた場合又は同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄から(三)欄までのいずれか一の欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員がこれらの欄のうち他の欄に定められたる額の俸給の支給を受けることとなつた場合を含む)。

第五条第一項第五号中「職務の等級」を「職務の級」に改め、同条第二項中「職務の等級又は階級」を「職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合又は同表の一等海佐又は一等空佐である場合に於てはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄又は(二)欄をいう。次項において同じ)」に、「こゝを」を「超えて」に改め、同条第三項中「職務の等級」を「職務の級」に改める。

第六条中「別表第八」を「別表第九」に、「陸将、海将及び空将の(一)欄」を「陸将、海将及び空将の欄若しくは陸将補、海将補及び空将補の(一)欄」に改める。

第二十五条第二項中「六万六千九百円」に改める。

第二十八条の三「(傷、疾病に因り)」を「(傷病により)」に、「俸給の幅の最低号俸」を「最低の俸給月額(当該職員の指定されている階級が陸将、海将又は空将である場合に於ては、又は俸給の幅の最低の号俸(当該職員の指定されている階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合に於ては、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(三)欄における最低の号俸をいう。))」に、「本項を」を「この項に、但し」を「ただし」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中第七条の二の改正規定及び附則第三項の改正規定(一般職の職員の給与に関する法律)を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める部分に限る。は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ)による改正後の特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法は、昭和六十年七月一日から適用する。



別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指 定 職
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額		俸給月額
	円	円	円	円	円		円
1	177,700	250,300	281,000	316,900	361,700	1	450,000
2	185,800	259,800	292,800	329,400	376,900	2	496,000
3	194,100	269,400	304,500	342,000	392,100	3	553,000
4	202,700	279,200	316,300	354,700	407,300	4	611,000
5	212,600	289,200	328,300	367,400	422,500	5	659,000
6	221,500	299,300	340,300	380,100	437,700	6	709,000
7	230,600	309,300	352,300	392,700	452,700	7	771,000
8	239,700	319,300	364,200	405,300	467,600	8	831,000
9	248,900	329,300	375,900	417,900	482,300	9	890,000
10	258,200	339,200	387,400	430,000	496,900	10	948,000
11	267,600	349,100	398,400	440,000	508,300	11	1,004,000
12	277,000	358,900	409,200	449,700	515,300		
13	286,600	368,100	418,700	457,700	522,300		
14	296,200	377,300	426,100	465,200	528,600		
15	305,800	384,700	433,300	470,200	533,900		
16	315,400	391,700	438,100				
17	324,900	396,300	442,900				
18	334,100	400,600					
19	342,800	404,900					
20	350,500						
21	357,600						
22	363,600						
23	369,200						
24	374,000						
25	378,200						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

階級	号	陸海空		陸海空		陸海空		陸海空		陸海空		陸海空		陸海空		陸海空		陸海空		陸海空		陸海空	
		将	将	将	将	将	将	将	将	将	将	将	将	将	将	将	将	将	将	将	将	将	将
1	450,000	450,000	391,300	354,300	341,800	294,900	264,900	245,000	206,500	180,500	170,800	162,400	156,300	156,100	139,200	131,800	121,800	116,900	107,400	102,700			
2	496,000	496,000	403,200	366,700	354,300	304,900	274,900	254,100	215,400	188,700	175,200	170,900	164,800	164,600	147,600	138,800	126,800	121,800					
3	553,000	553,000	417,000	379,100	366,700	317,200	284,900	263,200	224,400	197,000	179,500	179,400	173,300	173,100	156,100	147,000	131,800	126,800					
4	611,000	611,000	431,200	391,300	379,100	329,400	294,900	273,100	233,500	206,300	187,400	187,400	181,300	181,100	164,600	155,200	137,800	131,200					
5	659,000	659,000	446,600	403,200	391,300	341,800	304,900	283,000	242,600	213,800	195,300	195,200	189,100	188,900	173,100	163,300	145,200						
6	709,000	709,000	460,000	415,600	403,200	354,300	315,200	293,000	251,600	222,200	203,100	203,000	196,900	196,700	181,100	171,200	152,400						
7	771,000	771,000	474,000	429,800	414,600	366,700	325,500	303,000	260,500	230,600	211,000	210,900	204,800	204,500	188,900	178,700	159,500						
8	831,000	831,000	488,000	445,200	425,800	379,100	335,900	312,900	269,100	239,000	218,800	218,700	212,300	212,300	196,700	186,100	166,400						
9	890,000	890,000	502,000	459,200	435,000	391,200	346,300	322,800	277,700	247,400	226,600	226,400	220,300	220,000	204,500	193,400	171,300						
10	948,000	948,000	518,600	472,200	447,400	402,700	356,800	332,700	286,200	255,800	234,400	234,100	228,000	227,700	212,300	200,700							
11	1,004,000	1,004,000	526,800	484,800	457,800	413,900	367,200	342,600	294,600	263,900	242,100	241,700	235,600	235,300	220,000	208,000							
12			535,000	496,600	467,900	424,700	377,600	352,400	302,900	271,900	249,700	249,200	243,000	242,700	227,600	215,300							
13			543,200	502,100	476,200	434,500	388,000	362,200	311,200	279,900	257,200	256,600	250,400	250,400	235,100	222,600							
14																							
15																							
16																							
17																							
18																							
19																							
20																							
21																							
22																							
23																							
24																							
25																							
26																							
27																							
28																							
29																							
30																							
31																							
32																							
33																							

備考 (一) 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項の改正規定及び附則第十五項のうち国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十九号）附則第七項の改正規定（これらの改正規定中「一般職の職員の給与に関する法律」を「一般職の職員の給与等に関する法律」に改める部分に限る。）は、昭和六十一年一月一日から施行する。

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第九項において同じ。）による改正後の防衛庁職員給与法（以下「新法」という。）の規定（第五条第一項第四号、第六条及び別表第二中陸将補、海将補及び空将補の（一）欄に係る部分を除く。）及び国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律の規定は、昭和六十一年七月一日から適用する。

3 昭和六十年七月一日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であつて同日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第一に掲げられているものの切替日における職務の等級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級

とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、総理府令で定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

4 切替日の前日から引き続き在職する職員であつて、同日において別表第二の次の各号に掲げる欄の適用を受けていたものが切替日において適用を受ける新法別表第二の欄は、当該各号に定める欄とする。

一 陸将、海将及び空将の（一）欄 陸将、海将及び空将の欄

二 陸将、海将及び空将の（二）欄 陸将補、海将補及び空将補の（一）欄

三 陸将補、海将補及び空将補の（二）欄

四 一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の欄 総理府令で定めるところによる一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄又は（二）欄（俸給の切替え）

5 附則第三項の規定により切替日における職務の級を定められる職員（附則第八項に規定する職員を除く。）の切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）は、その者が切替日の前日において受けていた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に対応する号俸（以下「旧号俸」という。）に対応する附則別表第二又は附則別表

第三の新号俸欄に定める号俸による額とする。

6 切替日の前日において別表第二の適用を受けていた職員（附則第八項に規定する職員を除く。）の新俸給月額は、切替日の前日において当該職員が属していた次の各号に掲げる階級の区分に依りて、当該各号に定める号俸による額とする。

一 陸将、海将又は空将 新法別表第二の陸将、海将及び空将の欄の適用を受ける職員にあつては旧号俸と同一の号俸、その他の職員にあつては旧号俸の号数に一を加えた号数の号俸

二 陸将補、海将補又は空将補 新法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の（一）欄における旧号俸に対応する附則別表第四の新号俸欄に定める号俸

三 一等陸佐、一等海佐又は一等空佐 新法別表第二の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄又は（二）欄における旧号俸に対応する附則別表第五の新号俸欄に定める号俸

四 二等陸佐、二等海佐又は二等空佐 当該階級における旧号俸の号数から一を減じた号数の号俸（旧号俸が一号俸であつた者にあつては、一号俸）

五 三等陸佐、三等海佐又は三等空佐 当該階級における旧号俸の号数から一を減じた号数

7 前二項の規定（前項第一号中新法別表第二の陸将、海将及び空将の欄の適用を受ける職員に係る部分を除く。）により新俸給月額を定められる職員に対する切替日以後における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十九号）以下「一般職給与改正法」という。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十九号）以下「改正後の一般職給与法」という。）第八條第六項又は第八項ただし書の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間。以下この項において同じ。）を新俸給月額を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において五十六歳に達していない職員のうち、旧俸給月額が同日においてその者の属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）における最高の号俸による額であつて新俸給月額が職務の級（自衛官にあつては、階級）（当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては、その者

の号俸

六 前各号に掲げる階級以外の階級 当該階級における旧号俸と同一の号俸（旧俸給月額を受けていた期間の通算）

七 前二項の規定（前項第一号中新法別表第二の陸将、海将及び空将の欄の適用を受ける職員に係る部分を除く。）により新俸給月額を定められる職員に対する切替日以後における最初の新法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十九号）以下「一般職給与改正法」という。）による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十九号）以下「改正後の一般職給与法」という。）第八條第六項又は第八項ただし書の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間。以下この項において同じ。）を新俸給月額を受ける期間に通算する。ただし、切替日の前日において五十六歳に達していない職員のうち、旧俸給月額が同日においてその者の属していた職務の等級（自衛官にあつては、階級。以下同じ。）における最高の号俸による額であつて新俸給月額が職務の級（自衛官にあつては、階級）（当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては、その者

に適用される新法別表第二の二等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下同じ。における最高の号俸以外の号俸による額となる者については、その者の旧俸給月額を受けていた期間のうち十二月を超える期間は、この限りでない。

(最高号俸による俸給月額を超える俸給月額を受ける職員の特給の切替え等)

8 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通知されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の職務の級及び俸給月額等)

9 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間(以下「切替期間」という。)において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職給与改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の一般職給与法」という。)別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第七までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動(旧法第六条の規定の適用を受け

ていた職員が旧法別表第一の一等級から四等級までの欄若しくは旧法別表第二の陸将、海将及び空将の(二)欄又は改正前の一般職給与法別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第七までの適用を受けることとなる異動及び旧法別表第二の陸将、海将及び空将の(二)欄の適用を受けていた職員が同表の陸将、海将及び空将の(一)欄の適用を受けることとなる異動を含む。)のあつた職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における職務の級及び俸給月額並びにこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。ただし、新たに旧法第六条の規定(別表第二の陸将、海将及び空将の(一)欄に係る部分を除く。以下この項において同じ。)の適用を受けることとなつた職員又は同条の規定による号俸の異動のあつた職員については、この限りでない。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

10 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

11 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(給与の内払)

12 新法の規定を適用する場合には、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

13 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(自衛隊法の一部改正)

14 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項中「職務の等級」を「職務の級」に改める。

(国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律の一部改正)

15 国家公務員の寒冷地手当に關する法律の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「定める日」との下に「、「号俸」とあるのは「号俸(自衛官にあつては、当該職員

の受ける号俸と同一の防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)による改正前の防衛庁職員給与法別表第二の陸将、海将及び空将の(一)欄における号俸」とを加え、「職務の等級の」とあるのは「職務の等級」を「職務の級の」とあるのは「職務の級(自衛官にあつては、階級(当該職員に属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては、その者に適用される防衛庁職員給与法別表第二の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。))における」と、「一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)による改正前の一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第一から別表第七までに定める職務の等級の」とあるのは「防衛庁職員給与法の一部を改正する法律による改正前に一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和六十年法律第 号)による改正前の一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第一、別表第四及び別表第五(ハを除く。)から別表第七までに定める職務の等級」に、「一般職の職員の給与に關する法律」を「一般職の職員の給与に關する法律」に改める。

附則別表第一 職員の職務の級への切替表 (附則第三項関係)

俸給表	旧等級		職務の級	
	旧等級	新等級	職務の級	職務の級
参事官等俸給表	4等	3等	1級	1級
	3等	2等	2級	2級
	2等	1等	3級	3級
	1等	特1等	4級	4級
	8等	7等	5級	5級
	7等	6等	1級	1級
	6等	5等	2級	2級
	5等	4等	3級	3級
行政職俸給表(イ)	4等	3等	4級	4級
	3等	2等	5級	5級
	2等	1等	6級	6級
	1等	特1等	7級	7級
	5等	4等	8級	8級
	4等	3等	9級	9級
	3等	2等	10級	10級
	2等	1等	11級	11級
	1等	特1等	12級	12級
	4等	3等	1級	1級

教育職俸給表(イ)

3等	2等	1等	特1等	5等	4等	3等
級	級	級	級	級	級	級
3	2	1	特1	5	4	3
級	級	級	級	級	級	級

教育職俸給表(ロ)

3等	2等	1等	特1等	5等	4等	3等
級	級	級	級	級	級	級
3	2	1	特1	5	4	3
級	級	級	級	級	級	級

教育職俸給表(ハ)

5等	4等	3等	2等	1等	特1等	5等	4等	3等
級	級	級	級	級	級	級	級	級
5	4	3	2	1	特1	5	4	3
級	級	級	級	級	級	級	級	級

研究職俸給表

5等	4等	3等	2等	1等	特1等	5等	4等	3等
級	級	級	級	級	級	級	級	級
5	4	3	2	1	特1	5	4	3
級	級	級	級	級	級	級	級	級

医療職俸給表(イ)

4等	3等	2等	1等	特1等	5等	4等	3等
級	級	級	級	級	級	級	級
4	3	2	1	特1	5	4	3
級	級	級	級	級	級	級	級

医療職俸給表(ロ)

3等	2等	1等	特1等	5等	4等	3等
級	級	級	級	級	級	級
3	2	1	特1	5	4	3
級	級	級	級	級	級	級

旧号俸	新号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1	1
2	2	1	2	1	2
3	3	2	3	1	3
4	4	3	4	1	4
5	5	4	5	2	5
6	6	5	6	3	6
7	7	6	7	4	7
8	8	7	8	5	8
9	9	8	9	6	9
10	10	9	10	7	10
11	11	10	11	8	11
12	12	11	12	9	12

附則別表第二 行政職俸給表(イ)、研究職俸給表又は医療職俸給表(ロ)の1級となる職員以外の職員の号俸の切替表 (附則第五項関係)

イ 参事官等俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1	1
2	2	1	2	1	2
3	3	2	3	1	3
4	4	3	4	1	4
5	5	4	5	2	5
6	6	5	6	3	6
7	7	6	7	4	7
8	8	7	8	5	8
9	9	8	9	6	9
10	10	9	10	7	10
11	11	10	11	8	11
12	12	11	12	9	12

13	13	12	13	10	13
14	14	13	14	11	14
15	15	14	15	12	15
16	16	15	16	12	
17	17	16			
18	18	17			
19	19	18			
20	20	19			
21	21				
22	22				

ロ 行政職俸給表への適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸										
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
1	1	1							1	1	1
2	1	2	2	1	1	1	1	1	2	1	2
3	2	3	3	2	1	2	1	2	3	1	3
4	3	4	4	3	1	3	1	3	4	1	4
5	4	5	5	4	2	4	2	4	5	2	5
6	5	6	6	5	3	5	3	5	6	3	6
7	6	7	7	6	4	6	4	6	7	4	7
8	7	8	8	7	5	7	5	7	8	5	8
9	8	9	9	8	6	8	6	8	9	6	9
10	9	10	10	9	7	9	7	9	10	7	10
11	10	11	11	10	8	10	8	10	11	8	11
12	11	12	12	11	9	11	9	11	12	9	12
13	12	13	13	12	10	12	10	12	13	10	13
14	13	14	14	13	11	13	11	13	14	11	14

15	14	15	15	14	12	14	12	14	15	12	15
16	15	16	16	15	13	15	13	15	16	12	
17	16	17	17	16	14	16	14	16			
18	18	18	17	15	17	15	17				
19	19	19	18	16	18	16	18				
20		20	19	16	19	17	19				
21		21	20	17	20	18					
22		22	21	17	21	18					
23		23	22	18	22	19					
24		24	23	19							
25			24	19							
26			25	20							

ハ 行政職俸給表への適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	6級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	1	1	1
3	3	3	1	1	1	2
4	4	4	1	2	3	3
5	5	5	2	3	4	4
6	6	6	3	4	5	5
7	7	7	4	5	6	6
8	8	8	5	6	7	7
9	9	9	6	7	8	8
10	10	10	7	8	9	9
11	11	11	8	9	10	10
12	12	12	9	10	11	11

13	13	13	10	11	12
14	14	14	11	12	13
15	15	15	12	13	14
16	16	16	13	14	15
17	17	17	14	15	16
18	18	18	15	16	17
19	19	19	16	17	18
20	20	20	17	18	19
21	21	21	18	19	20
22	22	22	19	20	21
23	23	23	20	21	22
24	24	24	20	22	23
25	25	25	21	23	
26	26	26	22		
27	27	27	22		
28	28	28	23		

ニ 教育職俸給表への適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1		
2	2	2	2	1	
3	3	3	3	2	1
4	4	4	4	3	2
5	5	5	5	4	3
6	6	6	6	5	4
7	7	7	7	6	5
8	8	8	8	7	6

9	9	9	9	8	7
10	10	10	10	9	8
11	11	11	11	10	9
12	12	12	12	11	10
13	13	13	13	12	11
14	14	14	14	13	12
15	15	15	15	14	13
16	16	16	16	15	14
17	17	17	17	16	15
18	18	18	18	17	16
19	19	19	19	18	17
20	20	20	20	19	18
21	21	21	21	20	19
22	22	22	22	21	20
23	23	23	23	22	21
24	24	24	24	23	22
25	25	25	25	24	23
26	26	26	26	25	24
27	27	27		26	
28	28	28			
29	29	29			
30	30				

※ 教育職俸給表(イ)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	1級	2級	3級	4級
1		1		1
2	1	1	1	2

3	2	2	2	2	3
4	3	3	3	3	4
5	4	4	4	4	5
6	5	5	5	5	6
7	6	6	6	6	7
8	7	7	7	7	8
9	8	8	8	8	9
10	9	9	9	9	10
11	10	10	10	10	11
12	11	11	11	11	12
13	12	12	12	12	13
14	13	13	13	13	14
15	14	14	14	14	15
16	15	15	15	15	
17	16	16	16	16	
18	17	17	17	17	
19	18	18	18	18	
20	19	19	19	19	
21	20	20	20	20	
22	21	21	21	21	
23	22	22	22	22	
24	23	23	23	23	
25	24	24	24	24	
26	25	25	25		
27	26	26	26		
28	27	27	27		
29	28	28	28		

30	29	29		
31	30	30		
32	31	31		
33	32	32		
34	33	33		
35	34	34		
36		35		
37		36		

〜 教育職俸給表(イ)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1		1
2	2	2	2	1	2
3	3	3	3	2	3
4	4	4	4	3	4
5	5	5	5	4	5
6	6	6	6	5	6
7	7	7	7	6	7
8	8	8	8	7	8
9	9	9	9	8	9
10	10	10	10	9	10
11	11	11	11	10	11
12	12	12	12	11	12
13	13	13	13	12	13
14	14	14	14	13	14
15	15	15	15	14	15
16	16	16	16	15	16

17	17	17	17	17	16	
18	18	18	18	18	17	
19	19	19	19	19	18	
20	20	20	20	20	19	
21	21	21	21	21	20	
22	22	22	22	22	21	
23	23	23	23	23	22	
24	24	24	24	24	23	
25	25	25	25	25	24	
26	26	26	26	26	25	
27	27	27	27	27	26	
28	28	28	28	28	27	
29		29				
30		30				
31		31				
32		32				
33		33				

ト 研究職俸給表の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1				
2	2				
3	3				
4	4	1	1	1	1
5	5	2	1	1	2
6	6	3	1	1	3
7	7	4	1	1	4

8	8	5	1	5
9	9	6	2	6
10	10	7	3	7
11	11	8	4	8
12	12	9	5	9
13	13	10	6	10
14	14	11	7	11
15	15	12	8	12
16	16	13	9	13
17	17	14	10	14
18	18	15	11	15
19	19	16	12	16
20	20	17	13	17
21	21	18	13	18
22	22	19	14	19
23	23	20	15	20
24	24	21	15	21
25	25	22	16	22
26	26	23	17	23
27	27	24	17	
28	28			

チ 医療職俸給表(イ)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸			
	1級	2級	3級	4級
1	1		1	1
2	1	1	2	2
3	2	2	3	3

4	3	3	4	4
5	4	4	5	5
6	5	5	6	6
7	6	6	7	7
8	7	7	8	8
9	8	8	9	9
10	9	9	10	10
11	10	10	11	11
12	11	11	12	12
13	12	12	13	13
14	13	13	14	14
15	14	14	15	15
16	15	15	16	16
17	16	16	17	17
18	17	17	18	18
19	18	18	19	19
20	19	19	20	20
21	20	20	21	
22	21	21	22	
23		22	23	
24		23		

リ 医療職俸給表(ロ)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	2	2	2	2	2
3	3	3	1	3	3	3	3	3



4	4	4	1	4	4	4	4	4
5	5	5	2	5	5	5	5	5
6	6	6	3	6	6	6	6	6
7	7	7	4	7	7	7	7	7
8	8	8	5	8	8	8	8	8
9	9	9	6	9	9	9	9	9
10	10	10	7	10	10	10	10	10
11	11	11	8	11	11	11	11	11
12	12	12	9	12	12	12	12	12
13	13	13	10	13	13	13	13	13
14	14	14	11	14	14	14	14	14
15	15	15	12	15	15	15	15	15
16	16	16	13	16	16	16	16	16
17	17	17	14	17	17			
18	18	18	15	18				
19	19	19	16	19				
20	20	20	17	20				
21	21	21	18					
22	22	22	18					
23	23	23	19					
24	24	24	19					

※ 医療職俸給表(白)の適用を受ける職員

旧号俸	新号俸					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	1	1	2

3	3	3	3	3	1	1	3
4	4	4	4	4	1	1	4
5	5	5	5	5	2	2	5
6	6	6	6	6	3	3	6
7	7	7	7	7	4	4	7
8	8	8	8	8	5	5	8
9	9	9	9	9	6	6	9
10	10	10	10	10	7	7	10
11	11	11	11	11	8	8	11
12	12	12	12	12	9	9	12
13	13	13	13	13	10	10	13
14	14	14	14	14	11	11	14
15	15	15	15	15	12	12	15
16	16	16	16	16	13	13	16
17	17	17	17	17	14	14	17
18	18	18	18	18	15	15	18
19	19	19	19	19	16	16	19
20	20	20	20	20	17	17	20
21	21	21	21	21	18	18	21
22	22	22	22	22	19	19	22
23	23	23	23	23	20	20	
24	24	24	24	24	21	21	
25	25	25	25	25	22	22	
26	26	26	26	26	23	23	
27	27	27	27	27	23	24	
28	28	28	28	28	24		
29	29	29					

旧号俸	新号俸
5等級	4等級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9
14	10
15	11
16	12
17	13
18	14
19	18

備考 これらの表の新号俸欄中「1級」等とあるのは、切替日においてその者が属することとなる職務の級を示す。

附則別表第三 行政職俸給表(白)、研究職俸給表又は医療職俸給表(白)の1級となる職員の号俸の切替表(附則第五項関係)

イ 行政職俸給表(白)の1級となる職員

20	15	19
21		
22	16	20
23		
24	17	21
25	18	22
26		
27	19	23
28	20	24
29	21	25
	22	26
	23	27
	24	28
	25	29

ロ 研究職俸給表の1級となる職員

旧 号	俸 級	新 号	俸 級
5	4		
2		1	
3		2	
4		3	
5	1	4	
6	2	5	
7	3	6	
8	4	7	
9	5	8	
10	6	9	
11	7	10	

12		
13		
14	8	11
15		
16		
17	9	12
	10	13
	11	14
	12	15
	13	16
	14	17
	15	18
	16	19
	17	20
	18	21
	19	22
	20	23
	21	24
	22	25
	23	26
	24	27
	25	28
	26	29

ハ 医療職俸給表(ロ)の1級となる職員

旧 号	俸 級	新 号	俸 級
6	5		
2		1	

3			
4	1		3
5	2		4
6	3		5
7	4		6
8	5		7
9	6		8
10	7		9
11			
12		8	10
13			
	9		11
	10		12
	11		13
	12		14
	13		15
	14		16
	15		17
	16		18
	17		19
	18		20
	19		21
	20		22

備考 これらの表の旧号俸欄中「5等級」等とあるのは、代替日の前日においてその者が属していた職務の等級を示す。

附則別表第四 切替日の前日における階級が陸将補、海将補又は空将補であつた職員の号俸の切替表（附則第六項関係）

旧号俸	新号俸
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	2
7	3
8	4
9	5
10	6
11	7
12	8
13	9

14	9
15	10
16	10
17	10

附則別表第五 切替日の前日における階級が1等陸佐、1等海佐又は1等空佐であつた職員の号俸の切替表（附則第六項関係）

旧号俸	新号俸		
	新法別表第二の1等陸佐及び1等海佐の(白)	新法別表第二の1等陸佐及び1等海佐の(白)	新法別表第一の1等陸佐及び1等空佐の(白)
1	1	1	1
2	1	1	2
3	1	1	3
4	1	1	4
5	1	1	5

6	1	2	6
7	2	3	7
8	3	4	8
9	4	5	9
10	5	6	10
11	6	7	11
12	7	8	12
13	8	9	13
14	9	10	14
15	10	11	15
16	11	12	16
17	12	13	17
18	12	13	18
19	12	14	19
20	12	14	20

十二月六日日本委員会に左の案件が付託された。

一、防衛費一パーセント枠を堅持し軍事大國化反対に関する請願(第六四五号)(第六五六号)(第六六七号)

一、同和对策事業の推進等に関する請願(第六九七号)

一、防衛費一パーセント枠を堅持し軍事大國化反対に関する請願(第六九九号)

一、国家機密法(スパイ防止法)の制定反対に関する請願(第七一一号)

一、防衛費一パーセント枠を堅持し軍事大國化反対に関する請願(第七三〇号)

第六四五号 昭和六十年十一月二十二日受理

防衛費一パーセント枠を堅持し軍事大國化反対に関する請願

請願者 大阪府住之江区御崎三ノ七ノ一七ノ三〇四 中村大恩 外九名

紹介議員 白木義一郎君  
この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第六五六号 昭和六十年十一月二十五日受理  
防衛費一パーセント枠を堅持し軍事大國化反対に関する請願

請願者 大阪府八尾市久宝園二ノ二三 国本裕 外九名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第六七九号 昭和六十年十一月二十六日受理

防衛費一パーセント枠を堅持し軍事大國化反対に関する請願

請願者 大阪府守口市佐太中町三ノ五四ノ六〇五 石畑秋二 外九名

紹介議員 白木義一郎君  
この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第六九七号 昭和六十年十一月二十七日受理

同和对策事業の推進等に関する請願

請願者 福岡県田川郡金田町神崎一 宮崎守 外九百九十九名

紹介議員 小野 明君

かつて全国四割まで出炭した筑豊は、政府のエネルギー政策の転換によつてすべての炭坑が閉山した。石炭産業の斜陽化にいたる直前(昭和三十年)の筑豊の炭坑への依存度は他の産炭地と比較にならず、就労人口中の鉱業比率が筑豊全体で四十パーセントを超えており、川崎町など五十パーセントを超えるところもあつた。全国の一・四パーセント、福岡県平均の九・二パーセントという数字からみても炭坑閉山にともなう打撃は大きい。しかし、政府の産炭地政策は不十分であつて、二十五年経過したがいまだに産炭地から脱却できないで、失業と生活保護率は全国一である。

更に、昭和六十年度は地方自治体への高率補助金の一部カットを強行し、産炭地財政への打撃となつてゐる。特に田川地区の経済は、時限立法（石炭六法、地域改善対策特別措置法）によつて支えられてゐるが、そのうち、地域改善対策特別措置法等は昭和六十二年三月三十一日で期限切れとなり、これらの延長が必要である。ついで、田川地区の浮揚・再生のため、同対策審議会答申に基づき同対策事業を推進し、教育、雇用など抜本的、基本的改善策を講ぜられたい。

第六九九号 昭和六十年十一月二十七日受理  
防衛費一パーセント枠を堅持し軍事大国化反対に  
関する請願

請願者 大阪府守口市佐太中町三ノ一五  
森田直二 外九名

紹介議員 白木義一郎君  
この請願の趣旨は、第九三号と同じである。

第七一一号 昭和六十年十一月二十七日受理  
国家機密法（スパイ防止法）の制定反対に関する請  
願

請願者 川崎市川崎区桜本二ノ三九 藤倉  
くに 外九名

紹介議員 丸谷 金保君  
この請願の趣旨は、第五九号と同じである。

第七三〇号 昭和六十年十一月二十八日受理  
防衛費一パーセント枠を堅持し軍事大国化反対に  
関する請願

請願者 大阪府堺市八田西町二丁九ノ三八  
七 辻野能治 外九名  
紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第九三号と同じである。